

瑞穂市地域防災計画

（地震対策編）

令和 7 年 3 月

瑞穂市防災会議

瑞穂市地域防災計画 地震対策編 目次

第1章 総則	1
第1節 計画の目的・性質等	1
（各部局）	
第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	2
（各部局）	
第3節 本市の特質と災害要因.....	10
（各部局）	
第4節 被害想定	11
（各部局）	
第2章 地震災害予防	13
第1節 地震災害予防	13
（各部局）	
第2節 防災思想・防災知識の普及	17
（各部局）	
第3節 防災訓練	20
（各部局）	
第4節 自主防災組織の育成と強化	22
（企画部、健康福祉部、消防部）	
第5節 ボランティア活動の環境整備	24
（健康福祉部、市社会福祉協議会）	
第6節 広域的な応援体制の整備	26
（企画部、消防部）	
第7節 緊急輸送網の整備	28
（企画部、都市整備部）	
第8節 防災通信設備等の整備	30
（各部局）	
第9節 火災予防対策	32
（企画部、健康福祉部、都市整備部、教育部、消防部、消防団部）	
第10節 避難対策	34
（企画部、健康福祉部、都市整備部、教育部）	
第11節 必需物資の確保対策	39
（企画部、都市整備部、環境水道部）	
第12節 要配慮者・避難行動要支援者対策	41
（企画部、健康福祉部、教育部、消防部）	

第 13 節 応急住宅対策	45
（都市整備部、教育部）	
第 14 節 医療救護体制の整備.....	46
（健康福祉部、消防部）	
第 15 節 防疫予防対策	48
（企画部、健康福祉部、環境経済部）	
第 16 節 まちの不燃化・耐震化	49
（企画部、総務部、都市整備部、教育部、消防部）	
第 17 節 地盤の液状化対策.....	53
（企画部、都市整備部、環境経済部）	
第 18 節 ライフライン施設対策.....	54
（都市整備部、環境水道部、ライフライン事業者）	
第 19 節 文教対策	58
（教育部）	
第 20 節 行政機関の業務継続体制の整備	61
（企画部、総務部）	
第 21 節 企業防災の促進	62
（企画部、環境経済部）	
第 22 節 防災施設等の整備.....	64
（各部局）	
第 23 節 大規模停電対策	65
（各部局）	

第 3 章 地震災害応急対策..... 66

第 1 節 活動体制.....	66
（各部局）	
第 2 節 災害対策要員の確保	75
（各部局）	
第 3 節 ボランティア活動	84
（健康福祉部、市社会福祉協議会）	
第 4 節 自衛隊災害派遣要請	86
（企画部）	
第 5 節 災害応援要請	90
（各部局）	
第 6 節 交通応急対策	92
（企画部、都市整備部）	
第 7 節 通信の確保.....	100
（企画部）	

第 8 節 地震情報の受理・伝達.....	102
（各部局）	
第 9 節 地震災害情報の収集・伝達.....	104
（各部局）	
第 10 節 災害広報.....	117
（企画部、総務部）	
第 11 節 消防・救急・救助活動.....	119
（企画部、消防部）	
第 12 節 災害救助法の適用.....	121
（各部局）	
第 13 節 避難対策.....	125
（各部局）	
第 14 節 建築物・宅地の危険度判定.....	132
（都市整備部）	
第 15 節 食料供給活動.....	135
（健康福祉部、環境経済部、給食センター班）	
第 16 節 給水活動.....	138
（健康福祉部、上下水道部）	
第 17 節 生活必需品供給活動.....	141
（健康福祉部、環境経済部）	
第 18 節 要配慮者・避難行動要支援者対策.....	144
（企画部、健康福祉部、教育部）	
第 19 節 帰宅困難者対策.....	147
（企画部、都市整備部）	
第 20 節 応急住宅対策.....	149
（健康福祉部、都市整備部）	
第 21 節 医療・救護活動.....	157
（健康福祉部、消防部）	
第 22 節 救助活動.....	162
（企画部、消防部）	
第 23 節 遺体の捜索・取り扱い・埋葬.....	164
（企画部、市民部、健康福祉部、消防部）	
第 24 節 防疫・食品衛生活動.....	168
（健康福祉部、環境経済部）	
第 25 節 保健活動・精神保健.....	170
（健康福祉部）	
第 26 節 清掃活動.....	173
（環境経済部）	

第 27 節 愛玩動物等の救援.....	176
（企画部、環境経済部）	
第 28 節 災害義援金品の募集配分	177
（健康福祉部、出納部）	
第 29 節 公共施設の応急対策.....	180
（各部局）	
第 30 節 ライフライン施設の応急対策	181
（上下水道部、都市整備部、各機関）	
第 31 節 文教災害対策	187
（教育部）	
第 32 節 大規模停電対策	194
（各部局）	

第 4 章 東海地震に関する事前対策..... 195

第 1 節 総則	195
（各部局）	
第 2 節 活動体制	199
（各部局）	
第 3 節 警戒宣言・東海地震に関連する情報の伝達.....	201
（各部局）	
第 4 節 広報対策.....	202
（各部局）	
第 5 節 事前避難対策	203
（各部共通）	
第 6 節 消防・水防	205
（企画部、消防部、水防部）	
第 7 節 交通対策.....	206
（都市整備部）	
第 8 節 緊急輸送対策	207
（企画部、都市整備部）	
第 9 節 物資等の確保対策	208
（健康福祉部、環境経済部）	
第 10 節 保健衛生対策	209
（健康福祉部、環境経済部）	
第 11 節 生活関連施設対策.....	211
（各部局）	
第 12 節 帰宅困難者、滞留旅客に対する措置.....	214
（企画部、市民部、健康福祉部）	

第 13 節 公共施設対策	215
（各部局）	
第 14 節 大規模な地震に係る防災訓練	217
（市、防災関係機関）	
第 15 節 地震防災上必要な教育及び広報に関する対策	218
（企画部、総務部、教育部）	

第 5 章 南海トラフ地震に関する対策 220

第 1 節 総則	220
（各部局）	
第 2 節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	221
（各部局）	
第 3 節 関係者との連携協力の確保	222
（各部局）	
第 4 節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応	223
（各部局）	
第 5 節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制	227
（各部局）	
第 6 節 南海トラフ地震臨時情報の伝達.....	229
（各部局）	
第 7 節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の災害応急対策.....	231
（各部局）	
第 8 節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の災害応急対策.....	237
（各部局）	
第 9 節 防災訓練	238
（各部局）	
第 10 節 地震防災上必要な教育及び広報に関する対策.....	239
（各部局）	

第 6 章 地震災害復旧 241

第 1 節 復旧・復興体制の整備	241
（各部局）	
第 2 節 公共施設災害復旧事業	243
（各部局）	
第 3 節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	245
（各部局）	
第 4 節 被災者の生活確保.....	247
（各部局）	

第 5 節 被災中小企業の振興	250
（環境経済部）	
第 6 節 農林漁業関係者への融資	251
（環境経済部）	

第1章 総則

第1節 計画の目的・性質等

「地震対策編」は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、瑞穂市防災会議が策定する計画であって、瑞穂市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する全機能を有効に発揮して、市の地域における地震に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するとともに、市民一人一人の自覚及び努力を促すことによって被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉を図ることを目的とする。

第1項 計画の性質

- 1 「地震対策編」は、「瑞穂市地域防災計画」の地震対策計画編として、東海地震、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震をはじめとする海溝型地震や、平成7年（1995年）兵庫県南部地震、平成16年（2004年）新潟県中越地震、平成19年（2007年）新潟県中越沖地震といった内陸型地震を対象とし、その防災計画を定めるものである。
- 2 「地震対策編」は、市、県及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、これら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示すものであり、災害発生時及び災害が発生するおそれがある段階に講ずべき対策等を体系的に整理した実施細目（マニュアル）等については、さらに関係機関において別途具体的に定める。
- 3 「地震対策編」中、第4章は大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条の規定に基づく地震防災強化計画とし、第5章は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第5条の規定に基づく推進計画とする
- 4 「地震対策編」に定められていない事項については、「一般対策編」の例による。

第2項 計画の構成

「地震対策編」は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、市の地域に係る災害の対策に関し、次の事項を定め、もって防災の万全を期するものである。

- 第1章 総則
- 第2章 地震災害予防
- 第3章 地震災害応急対策
- 第4章 東海地震に関する事前対策
- 第5章 南海トラフ地震に関する対策
- 第6章 地震災害復旧

第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1項 基本方針

災害対策の実施に当たっては、国、県、市、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて、県及び市を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、県、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、事業者、市民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。

第2項 実施責任

1 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、自ら必要な防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

3 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

4 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から地震災害予防体制の整備を図るとともに、地震災害発生時には災害応急措置を実施する。また、市の防災関係機関が実施する防災活動に協力する。

5 市民

大規模地震災害発生の場合、関係機関の活動が遅延したり阻害されることが予想されるため、地域住民は、「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなで守る」という意識の下に、自主防災組織等により積極的に防災活動を行うよう努める。

第3項 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

- (1) 市防災会議に関する事務
- (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練

- (3) 災害による被害の調査報告と情報の収集等
- (4) 災害の防除と拡大防止
- (5) 救助、防疫等被災者救助、保護
- (6) 災害復旧資材の確保と物価の安定
- (7) 被災産業に対する融資等の対策
- (8) 被災市営施設の応急対策
- (9) 災害時における文教対策
- (10) 災害対策要員の動員、雇上
- (11) 災害時における交通、輸送の確保
- (12) 被災施設の復旧
- (13) 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整
- (14) 防災活動推進のための公共用地の有効活用

2 指定地方行政機関

(1) 中部運輸局

ア. 災害情報の収集及び伝達

イ. 船舶の調達のあっせん及び特定航路への就航勧奨

ウ. 円滑な港湾荷役実施のための必要な指導

エ. 船舶運航事業者等との連絡体制の強化、船舶静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保

オ. 特に必要と認めるときの船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置

カ. 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導、監督

キ. 自動車道の通行の確保に必要な指導、監督

ク. 自動車の調達のあっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導

ケ. 関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用し得る車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備

コ. 特に必要があると認めるときの自動車運送事業者に対する輸送命令を発する措置

サ. 大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣

(2) 岐阜地方気象台

ア. 地震情報の発表・伝達・解説

イ. 東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時）の発表・伝達・解説

ウ. 南海トラフ地震臨時情報、南海トラフ地震関連解説情報の発表・伝達・解説

エ. 二次災害防止のための地震活動に関する情報、気象警報・注意報等、気象等に関する情報の適時・適切な提供

オ. 緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報

カ. 防災訓練の実施及び関係機関との協力

(3) 国土交通省（中部地方整備局、北陸地方整備局）

ア. 災害予防

- a. 応急復旧用資機材の備蓄の推進、災害時にも利用可能な通信回線等の確保及び防災拠点の充実
- b. 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
- c. 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用
- d. 災害から地域住民の生命、財産等を保護するための所管施設等の整備（耐震性の確保等）に関する計画、指導及び事業実施
- e. 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定
- f. 道路情報等の発表・伝達及び住民・事業者への伝達手段の確保
- g. 道路啓開・航路啓開に関する計画等の情報共有

イ. 初動対応

情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援の実施。

ウ. 応急・復旧

- a. 防災関係機関との連携による応急対策の実施
- b. 緊急輸送道路を確保する等の目的で実施される交通規制への協力
- c. 道路利用者に対して、地震予知情報及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施
- d. 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施
- e. 道路啓開に関する計画に基づく、路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
- f. 緊急を要すると認められる場合の申合せに基づく自主的な応急対策の実施
- g. 所管施設の緊急点検の実施
- h. 情報の収集及び連絡
- i. 道路施設、堤防、水門等河川管理施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画、指導及び事業実施
- j. 要請に基づき、中部地方整備局・北陸地方整備局が保有している防災ヘリ、各災害対策車両等を被災地域支援のために出動

3 自衛隊

- (1) 防災に関する調査推進
- (2) 関係機関との連絡調整
- (3) 災害派遣計画の作成
- (4) 防災に関する訓練の実施
- (5) 災事情報の収集
- (6) 災害派遣と応急対策の実施

4 指定公共機関

- (1) 西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
 - ア. 電気通信施設の整備と防災管理
 - イ. 災害時における緊急通話の取扱い
 - ウ. 被災施設の調査と復旧
- (2) 日本赤十字社岐阜県支部
 - ア. 医療、助産、保護の実施
 - イ. 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整
 - ウ. 義援金の募集配分
- (3) 中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、中部電力ミライズ株式会社
 - ア. ダム施設等の整備と防災管理
 - イ. 災害時の電力供給
 - ウ. 被災施設の調査と災害復旧
- (4) 東海旅客鉄道株式会社
 - ア. 鉄道施設の整備
 - イ. 電気通信施設及び電力施設の整備
 - ウ. 列車の運転規制に係る措置
 - エ. う回輸送等輸送に係る措置
 - オ. 列車の運行状況等の広報
 - カ. 鉄道施設等の応急復旧
 - キ. 鉄道施設等の災害復旧
- (5) 日本放送協会
 - ア. 市民に対する防災知識の普及と警報等の周知徹底
 - イ. 市民に対する災害応急対策等の周知徹底
 - ウ. 放送施設の保守

(6) 日本郵便株式会社

- ア. 災害時における郵便業務の確保、郵便の運送、集配の確保
- イ. 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策の実施
 - ａ. 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
 - ｂ. 被災者救助団体に対するお年玉はがき寄付金の配分
 - ｃ. 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社等にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除
- ウ. 郵便局の窓口業務の維持

(7) 東邦ガス株式会社、東邦ガスネットワーク株式会社

- ア. ガス施設等の整備と防火管理
- イ. 災害時のガス供給
- ウ. 被災施設の調査と災害復旧

5 指定地方公共機関

(1) 一般社団法人岐阜県LPガス協会及び一般ガス導管事業者（県内事業者）

- ア. ガス施設等の整備と防火管理
- イ. 災害時のガス供給
- ウ. 被災施設の調査と災害復旧

(2) 鉄道事業者（名古屋鉄道株式会社等）

- ア. 鉄道防災施設の整備
- イ. 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
- ウ. 災害時の応急輸送対策
- エ. 被災施設の調査及び復旧

(3) 一般社団法人岐阜県トラック協会

- ア. 安全輸送の確保
- イ. 災害対策人員、輸送の確保
- ウ. 被災地の交通の確保

(4) 中部日本放送株式会社、名古屋テレビ放送株式会社、東海テレビ放送株式会社、東海ラジオ放送株式会社、株式会社岐阜放送、中京テレビ放送株式会社、テレビ愛知株式会社、株式会社岐阜新聞社、株式会社中日新聞社、株式会社毎日新聞社、株式会社朝日新聞社、株式会社読売新聞社、株式会社日本経済新聞社、株式会社中部経済新聞社、株式会社産業経済新聞社、株式会社時事通信社、社団法人共同通信社、株式会社日刊工業新聞社

- ア. 県民に対する防災知識の普及と警報等の周知徹底
- イ. 県民に対する災害応急対策等の周知徹底
- ウ. 社会事業団等による義援金の募集、配分

- (5) 土地改良区
 - ア. 農業用ため池等の施設の設備と防災管理
 - イ. たん水防除施設の整備と防災管理
 - ウ. 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧
 - (6) 岐阜県水防協会、水防管理団体
 - ア. 水防施設、資材の整備と防災管理
 - イ. 水防計画の策定と訓練
 - ウ. 被災施設の調査と災害復旧
 - (7) 一般社団法人もとす医師会、一般社団法人もとす歯科医師会、もとす薬剤師会
 - ア. 医療及び助産活動の協力
 - イ. 防疫その他保健衛生活動の協力
 - ウ. 医薬品の調剤、適正使用及び医薬品の管理
 - (8) 社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会
 - ア. 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資
 - イ. ボランティア活動の推進
 - (9) 瑞穂市緊急対策協力会
 - ア. 被災住宅の応急修理
 - イ. 被災者の救出支援
 - ウ. 道路、河川、その他の施設の応急復旧
 - エ. 緊急輸送道路の確保のための措置
 - (10) 公益社団法人岐阜県バス協会
 - 災害時における自動車による人員の緊急輸送
- 6 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
- (1) 農業協同組合
 - ア. 市本部が行う農林関係の被害調査等応急対策への協力
 - イ. 農産物、林産物等の災害応急対策についての指導
 - ウ. 被災農林家に対する融資又はあっせん
 - エ. 農林業共同利用施設の被害応急対策及び復旧
 - オ. 飼料、肥料等の確保又はあっせん
 - (2) 病院等管理者
 - ア. 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ. 災害時における病人等の収容及び保護
 - ウ. 災害時における被災負傷者の治療及び助産

(3) 社会福祉施設管理者

- ア. 避難施設の整備と避難等の訓練
- イ. 被災時の入所者及び要介護者等の入所保護

(4) 社会福祉法人 瑞穂市社会福祉協議会

- ア. 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資
- イ. ボランティア活動の推進
- ウ. 義援金品の配分

(5) 共同募金会

- 義援金品の募集、配分

(6) 瑞穂市商工会

- ア. 市本部が行う商工業関係の被害調査、融資希望者の取りまとめ、斡旋等についての協力
- イ. 災害時における物価安定についての協力
- ウ. 救助用物資、復旧用資材の確保についての協力、あっせん

(7) 金融機関

- 被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置

(8) 学校法人

- ア. 避難施設の整備と避難等の訓練
- イ. 被災者における教育の対策
- ウ. 被災施設の災害復旧

(9) 高圧ガス取扱機関

- ア. 高圧ガスの防災管理
- イ. 災害時における高圧ガスの供給

(10) ガソリン等危険物取扱機関

- ア. ガソリン等危険物の防災管理
- イ. 災害時におけるガソリン等の供給

(11) 医薬品供給機関

- 災害時における医薬品、医療ガスの緊急輸送

7 地域住民の自主防災組織

- ア. 自主防災組織の整備
- イ. 防災思想の普及
- ウ. 防災資機材の整備

- エ. 防災訓練への参加
- オ. 避難情報、災害情報の伝達
- カ. 組織的初期消火
- キ. 負傷者などの救出救護
- ク. 組織的避難
- ケ. 給食給水活動
- コ. 避難行動要支援者の支援及びその他の相互扶助

第4項 市民等の基本的責務

1 市民の責務

「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなで守る」が、防災の基本的な考え方であり、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心掛けるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する市民運動を展開しなければならない。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、市、国、県、その他公共機関等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

2 事業者の責務

事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

第3節 本市の特質と災害要因

第1項 市の地域的特色

平野部は、地盤が軟弱であるため山間部に比べ液状化や地盤沈下といった地震による直接的な被害が大きいと考えられる。特に沖積層が厚く堆積したところの地盤は軟弱であり、被害が更に大規模となることが懸念される。

平野部では、住家や工場、ライフラインなどの施設が濃尾地震や昭和の東南海地震の頃とは比べものにならないほど密集していることから、地震災害の潜在的な被害主体が当時に比べ著しく増大している。

第2項 災害要因

1 海溝型地震

日本列島付近には、太平洋プレート及びフィリピン海プレートの海洋プレートと、ユーラシアプレート及び北米プレート（オホーツク海プレート）の大陸プレートの4つのプレートがある。

海洋プレートは大陸プレートに比べて比重が大きいため、大陸プレートの下に沈み込んでおり、日本列島が位置するユーラシアプレート及び北米プレートの端では、常に歪（ひずみ）が蓄積されている。

このひずみによる変形がある極限に達すると、元の状態に戻ろうとする力が働き、プレートが急激に跳ね返ることとなり、これが日本の太平洋沿岸で繰り返し発生する巨大地震の原因であると考えられている。

近年中に発生し、特に県南部に多大な被害を及ぼすことが危惧されている南海トラフ地震は、この海溝型地震である。

2 内陸型地震

活断層は、「最近の地質時代に繰り返し活動し、今後も活動する可能性のあるとみなされる断層」と定義され、内陸型地震の原因となることから、その存在が重要視されている。

1891年に本巣郡根尾村（現本巣市）を震源地として発生した濃尾地震もこの内陸型地震で、岐阜県を含む日本の中央部には、多数の活断層が分布していることが最近の研究で明らかになっている。

第4節 被害想定

市は、地震災害対策の検討に当たり、科学的見地を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。

なお、自然現象には大きな不確定要素を伴うことから、想定には一定の限外があることに留意する。

第1項 南海トラフ巨大地震の被害想定

1 地震の予測、液状化の予測

南海トラフ巨大地震が発生した場合の瑞穂市内の震度は6弱と予測され、大きな影響を受ける。地震による強い揺れに加えて、揺れの継続時間が長いことの影響により、ほぼ全域が液状化の危険性が高いと予想される。

2 被害想定

被害想定は、「平成23～平成24年度岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」によれば以下のとおりである。

建物被害	全壊	1,059 棟
	半壊	2,380 棟
人的被害	死者（推定最大）	13 人
	負傷者（推定最大）	252 人
	重症者（推定最大）	23 人
	要救助者（推定最大）	67 人
避難者		5,905 人
帰宅困難者		259 人

第2項 内陸型地震被害想定

岐阜県には、100 に及ぶ活断層が分布するといわれており、東海地震や東南海地震等の海溝型地震のみではなく、あらゆる地震に対する備えが必要である。特に、内陸型地震は、大きな被害が予想されており、発生確率は低いが過去の地震の傾向から海溝型地震に連動して、内陸型地震が発生する可能性があることから、岐阜県において調査されている内陸直下型の地震で、瑞穂市に最も影響が大きい養老－桑名－四日市断層帯地震について、地震防災対策の考慮の対象とする。

1 地震の予測

養老－桑名－四日市断層帯地震が発生した場合の瑞穂市内の震度は6弱から6強と予測され、相当の地震動を受けることになり、震源に近い南西部に震度6強の範囲が多く分布する。内陸直下型であるため、地震継続時間は比較的短く、南海トラフの巨大地震より液状化の可能性は低い、強い揺れが予測される地点がある。

2 被害想定

被害想定は、「平成23～平成24年度岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」によれば以下のとおりである。

建物被害	全壊	2,434 棟
	半壊	3,766 棟
人的被害	死者（推定最大）	98 人
	負傷者（推定最大）	782 人
	重症者（推定最大）	173 人
	要救助者（推定最大）	513 人
避難者		11,399 人

第2章 地震災害予防

第1節 地震災害予防

第1項 防災協働社会の形成推進

1 基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。その際、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ、一体的に災害対策を推進する。

最新の科学的知見に基づき、起こりうる災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

地震災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるとともに、市、市民、事業者、自主防災組織、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努める。

2 推進体制

(1) 減災に向けた市民運動の推進

市は、「想定外の常態化」ともいうべき自然災害の現状を踏まえ、個人や家庭、地域、企業、団体等様々な主体が連携して、たとえ大規模災害が発生したとしても市民の命を守り、命をつなげるためには、「自助」、「共助」によるソフトパワーの底上げが必要であり、ハザードマップを「知る・学ぶ」、防災訓練に「参加する」など具体的な目標を盛り込んだ新たな行動計画を定め、減災に向けた市民運動として全世代に向け展開していく。

(2) 災害被害の軽減に向けた自発的な防災活動の推進

市は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努める。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図る。

(3) 男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制の確立

市は、多様な視点に配慮した防災を進めるため、地域防災会議の委員への任命など防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画などの多様な視点に配慮した防災体制の確立に努める。

また、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局等の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局等が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

(4) 関係機関と連携した防災対策の整備

平常時から市及び県等関係機関や、企業等との間で協定の締結や連絡手段の確保などの連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

さらに県は国と連携して、市長及び幹部職員を対象とした研修を実施し、市の災害対応能力の向上に努めるものとする。

加えて、市及び防災関係機関は、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）について、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

その他に、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、市は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

(5) 罹災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

市は、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

(6) 消防人材・消防団員等の確保・育成

市は、複雑・多様化する災害への対応能力を高めるため、消防団員等の教育環境の整備を図る。

市は、地域防災力を維持するため、県と連携したキャンペーンの実施や地域ぐるみで消防団・水防団を応援する取り組み等により、団員の確保を図る。

(7) 感染症対策の視点を取り入れた防災対策の推進

市は、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。

(8) デジタル技術を活用した防災対策の推進

市及び防災関係機関は、効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N S の活用など、災害対応業務のデジタル化の推進を図る。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努める。

(9) 被災者支援の仕組みの整備

県及び市は、平常時から被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に並び、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握したうえで、関係者が連携して被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する仕組み）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第2項 災害に強いまちづくり

市は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

県及び市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

市は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。

第3項 震災に関する調査研究

1 基本方針

地震災害では、様々な災害が同時に広域的に多発するところが特徴であるが、特に近年の都市部への人口集中に伴い、ビルの高層化や地下街の発達、軟弱地盤地帯における大規模開発、さらには高速道路やライフライン施設等の高度集積化などにより、災害要因は一層多様化し、その危険性は著しく増大しているのが現状である。

こうした地震災害に対しては、地震予知や被害想定の実施のほか、具体的な予防対策や応急対策について古文書の分析等の歴史学等も含めた統合的かつ科学的な調査研究を行い、総合的な地震防災対策の実施に結びつけていくことが重要である。

地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含め、様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進するものとする。

被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行うものとする。その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

また、地域の災害危険性を的確に把握し、それに対する効果的な対策を調査するための防災アセスメントを積極的に実施するとともに、それに基づき地域住民への防災広報活動の充実を図る。

2 対策

市は、「岐阜県地震被害想定調査（平成10年3月）」、「岐阜県東海地震等被害想定調査（平成15年7月）」、「岐阜県東海地震等被害対応シナリオ業務報告書（平成16年8月）」など、「南海トラフ等被害想定調査（平成25年2月）」、「内陸直下地震被害想定調査（平成31年2月）」などの具体的な地震防災対策を策定するために重要な地震被害想定に関する調査研究等の結果を積極的に取り入れ、地震防災対策の充実強化を図る。

なお、国が減災目標等を設定した大規模地震以外の地震についても、地域の特性を踏まえた被害想定を実施し、国、県の協力の下、関係機関、市民等と一体となって、効果的かつ効率的な地震防災対策の推進に努める。

第2節 防災思想・防災知識の普及

1 方針

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民は、その自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より地震災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要であるため、あらゆる機会を通じて、市民の自助・共助意識の向上を図る。

また、市は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、専門機関や専門家の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

なお、その際には乳幼児、重篤な傷病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

2 実施責任者

各部局

3 地域住民に対する普及

市、防災関係機関等は、住民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断を持って行動できるよう、パンフレット、チラシ等の配布、県広域防災センターの展示教育設備や地震体験車の利用、防災に関する講演会、展覧会、研修会等の開催、ラジオ、テレビ、新聞、広報紙等を通じた広報や災害時図上訓練の普及推進等により、災害予防、応急措置等の知識の向上に努め、誰にでも起こりうる災害による被害を少しでも軽減するための備えを一層充実し、その実践を促進する。

なお、普及啓発を図る基本的事項は次のとおりとする。

(1) 普及啓発を図る基本的事項

ア.「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、各個人にとって最も重要なもの（常備薬、コンタクトレンズ、インスリン、医療器具など）をまとめておくこと、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

イ. 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

ウ. 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認

エ. 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動

オ. 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと

カ. 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
キ. 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

ク. 地震保険への加入が、被災者自らの生活再建を円滑に進めるための有効な手段の一つとなること。また、防災知識の普及に当たっては、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。特に要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域で支援する体制が整備されるよう努める。

さらに、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識の普及、徹底を図る。

4 児童生徒等に対する普及

市は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実及び消防団員や防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

学校（園）等は、地震の発生等に関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法、早期避難の重要性等災害時の防災知識を児童生徒等に理解させるため、発達段階、地域コミュニティにおける多様な主体との関わりの中で地域の実情に即した防災教育を行い、消防機関及び自主防災組織等と協力した防災訓練を実施する。

5 職員に対する防災教育

市は、防災上必要な専門的知識及び技能の向上を図るため、防災事務又は業務に従事する職員はもとより、一般職員等に対しても機会を得て防災関係法令、地域防災計画、非常配備の基準、各部局において処理すべき防災事務又は業務等に関する講習会、研究会、研修会等を実施し、その指導を行う。

6 災害伝承

市は、市民や児童生徒等に防災知識の普及を行うに当たり、地域で過去に発生した災害で得た教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努め、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

7 企業防災の推進

市は、企業の防災意識の向上を図るとともに、企業の防災力向上の促進を図る。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

要配慮利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

8 防災訓練への積極的参加

市、県及び防災関係機関等は、防災知識の普及や災害時における防災対応行動力（共助の行動の実践）の向上を図るため、地域住民、自主防災組織、企業等に対して防災訓練への積極的参加について啓発に努め、必要に応じ指導、協力する。

第3節 防災訓練

1 方針

地震災害発生時において、市計画等に定める災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、防災週間、岐阜県地震防災の日等を通じ、平常時から地域の災害リスクに基づいた防災訓練を継続的に実施するものとし、逐年その内容を高度なものとするとともに、防災環境の変化に対応したより実効性のあるものとするように努める。

2 実施責任者

各部局

3 総合防災訓練

市は、国や県その他防災関係機関とできる限り多くの民間企業、NPO・ボランティア等及び要配慮者を含めた市民等の協力のもとに大規模な地震災害に備えて総合防災訓練を実施する。

訓練では、訓練の目的を具体的に設定したうえで、内陸型大規模地震を想定した訓練、南海トラフ地震を想定した臨時情報対応訓練など地震規模や被害の想定を明確にする。

また、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、シェイクアウト訓練及び訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、より実践的な内容となるように努める。

さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した訓練を積極的に実施する。

その他、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

4 広域災害を想定した防災訓練

地方公共団体等の防災関係機関は、複数県に及び様々な災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い広域災害を想定し、広域医療搬送拠点を活用した要員の訓練、合同の災害対策本部の立上げや広域避難等の実動訓練の実施に努める。

5 その他の地震防災訓練

市及び防災関係機関は、機関ごとに次の地震防災のための訓練を適宜、繰り返し行うものとする。

(1) 通信連絡訓練

災害時における情報の収集と伝達方法、通信設備の応急復旧等についての訓練

(2) 実働訓練

初動体制を確保するための職員の動員訓練、情報連絡員や応援職員等の派遣訓練

(3) 図上訓練

職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部において応急対策活動に従事する要員に対し、多様な想定による図上訓練や実際の災害対処訓練（ロールプレイング方式）を行う。市民、施設、事業所等は、それぞれの自主防災組織の訓練計画を定め、市の総合防災訓練等に参加するとともに、自主的な訓練に努める。

6 防災関係機関等の実施する防災訓練への支援

市は、防災関係機関あるいは防災組織と連携し、関係機関が実施する防災訓練について、積極的に協力支援し、要配慮者や女性の参画を含めた多くの住民の参加を図っていく。

7 訓練の検証

市と県は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図り、訓練成果を取りまとめ、訓練での課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第4節 自主防災組織の育成と強化

1 方針

大規模地震災害が発生した場合、防災関係機関の活動の遅延、阻害が予想され、「みんなの地域はみんなで守る」という地域の人々のコミュニティ連携意識に基づく自主的な防災活動が不可欠であり、自主防災組織の重要性についての認識を広め、自主防災組織の設置促進と育成強化を推進する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

2 実施責任者

企画部、健康福祉部、消防部

3 実施内容

(1) 自主防災組織づくりの推進

市は、災害発生時における自主防災組織の重要性についての認識を広め、地域住民の自主防災組織づくりを推進する。

(2) 自主防災組織の重要性の啓発と参加を促す環境整備

市、県、防災関係機関等は、連携して自主防災組織の重要性の啓発に努めるとともに、多様な世代が参加できるような環境を整備するよう努める。

(3) 消防、警察OBのリーダー的役割による自主防災組織の育成、強化

ア. 防災リーダーの育成支援

市は、自主防災組織のリーダーとして消防職員及び消防団員OBの活用を図るとともに、災害発生時において地域に密着した防災の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう、県と連携して育成支援を図る。

イ. 自主防災組織の設立と活動の充実

市は、消防職員及び消防団員OBのうちから自主防災組織への参加を呼びかけ、その専門知識を生かした町内会・自治会単位の自主防災組織の設立と活動の充実を図る。

(4) 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

市は、市計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市計画に地区防災計画を定める。

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められ

た内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

市は、機能別団員を含む消防団や地域コミュニティを活用し、避難の「声かけ訓練」を実施するよう努める。

(5) 自主防災組織の活動拠点の整備

市は、自治会等に1カ所の割合で自主防災組織の活動拠点となる施設（コミュニティ防災活動拠点）を定め、その整備に努める。

(6) 自主防災資機材の整備

市は、自主防災活動に必要な資機材の整備に努める。

(7) 研修の実施

県、市、防災関係機関等は、連携して自主防災組織のリーダーを中心とした研修を実施し、防災上の知識及び技術の向上を図ることにより、自主防災組織活動の充実に努める。

また、市及び県は、連携して地域に根ざした各種の団体（老人クラブ、婦人団体等）に対して、その構成員が自主防災組織のリーダーとして活動できるよう、防災に関する研修活動等に参加するよう指導する。

(8) 消防団、交番等との連携強化

市、県及び県警察は、連携して自主防災組織と地域防災情報拠点である消防団、交番及び駐在所との連携強化に努め、迅速、的確な自主防災活動を推進するとともに、地域コミュニティの防災体制の充実に努める。

また、市は、自主防災組織、少年少女消防クラブ等他の自主的な防災組織との連携強化を図る。

(9) その他の（「地域」を基準としない）自主防災組織

ア．施設、事業所等の自衛消防組織等

市は、施設、事業所等の自衛消防組織の整備・充実に指導する。また、自主防災組織と自衛消防組織との連携強化を図る。

施設、事業所においては、組織的な防災活動を行い、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域の一員として被害の防止又は軽減に努める。

イ．瑞穂市緊急対策協力会

地域の事業者は、市が災害応急対策を実施する場合において、建設機械、資材、労力等を確保し、被災現場へ赴き、自主防災組織、警察、消防、その他の行政機関等と連携し、倒壊家屋等からの被災者の救出を支援する。

第5節 ボランティア活動の環境整備

1 方針

大規模地震災害発生時におけるボランティア活動の必要性や重要性から、ボランティア活動が円滑に行われるようその活動環境の整備を図る必要があり、ボランティアの登録養成を行い、数の確保と質の向上を図るとともに、活動の調整機能を整備し迅速かつ円滑な活動を担保する。

2 実施責任者

健康福祉部、市社会福祉協議会

3 実施内容

(1) ボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくり

市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、市社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部並びにNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、市民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行う。

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。

市は、行政、社会福祉協議会・NPO・ボランティア等が連携し、平常時の登録、研修や訓練制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

(2) ボランティアの組織化推進

市は、関係団体による連絡協議会の設置等を促進し、ボランティアの自主性を尊重した組織化を推進する。

(3) 災害ボランティアの登録

市社会福祉協議会は、災害ボランティアの登録受付を行う。市は、市社会福祉協議会が行う、迅速かつ円滑な災害ボランティア活動を可能にするための受入体制づくりについて、指導及び支援を行う。また、ボランティアの登録状況について把握する。

(4) ボランティア活動の推進

ア. ボランティアセンターの設置

市社会福祉協議会は、ボランティアセンターを設置し、広報啓発、福祉教育、養成・研

修、受入側との連絡調整等を行い、ボランティア活動の推進を図る。

市、県及び岐阜県社会福祉協議会は、ボランティアセンターの設置、運営について指導及び支援を行う。

市はボランティアセンターの運営に積極的に参画する。

イ. ボランティアコーディネーターの育成

市社会福祉協議会は、災害時のボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようボランティアコーディネーターの育成に努める。

市は、ボランティアコーディネーターの育成について指導及び支援を行う。

(5) ボランティア活動拠点の整備

市は、災害救援ボランティア活動の拠点となる瑞穂市総合センターに必要な情報機器、設備等の整備を図る。また関係機関は、災害ボランティアセンターの設置訓練の実施に努め、迅速な開設及び円滑な運営のための体制確保を図る。

(6) 廃棄物等に係る連絡体制の構築

市は、市社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、市は、市民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努める。

第6節 広域的な応援体制の整備

1 方針

大規模地震災害発生時において、一地域の防災関係機関だけでは対応が不十分となることが考えられ、速やかに災害対策活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図る。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受け、または支援をすることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に支援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努める。

2 実施責任者

企画部、消防部

3 実施内容

(1) 広域的な応援体制の整備

市は、市域を越えた広域の災害時における応援協定等の締結に努めるとともに、県内市町村の災害時相互応援体制の充実を図る。なお、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

また、災害発生時、周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとし、相互応援協定等に基づき、市内に派遣される応援部隊の受入れ態勢及び活動基盤となる施設等の整備を進める。

(2) 県域を越えた広域相互応援

ア. 県外の市町村との相互応援協定の締結

市は、必要に応じ、県外の近隣市町村又は友好市町村との間の相互応援協定を締結する。

イ. 防災関係機関との協力体制

市は、災害が発生した場合において応援を求める内容、連絡先等について、あらかじめ防災関係機関と確認する。

ウ. 全国の被災市町村への応援

市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟と、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

(3) 県内相互応援

ア. 県及び市町村災害時相互応援協定

市及び県は、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定に基づく県及び市町村相互の応援が円滑に実施できるように努める。

イ. 広域消防相互応援協定

市は、岐阜県広域消防相互応援協定及び岐阜県広域消防応援基本計画に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるように努める。

ウ．緊急消防援助隊

市及び県は、大規模災害又は特殊災害の発生時に消防の広域的な応援等を行う緊急消防援助隊について、その要請及び活動等が円滑、迅速に実施できるように努める。

エ．広域航空消防応援

市及び県は、大規模特殊災害が発生した場合において行う広域航空消防応援について、円滑、迅速に実施できるように努める。

第7節 緊急輸送網の整備

1 方針

大規模地震模災害発生時には、道路、橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多く、災害応急対策を迅速に実施し、ネットワークとしての機能の回復を迅速に行うことが極めて重要である。そのためには、関係各所と円滑な連携を図るとともに、緊急輸送網の確保に向けた耐震化対策を進める。

2 実施責任者

企画部、都市整備部

3 実施内容

(1) 緊急輸送道路ネットワークの確保

緊急輸送道路の管理者は、緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、整備計画を策定し、その計画に基づき、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上を図る道路整備や橋梁耐震対策、斜面对策等を進める。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組みと連携しつつ無電柱化の推進を図るとともに、新規の電柱占用を原則認めない。

(2) 地域内輸送拠点の設置

市は、災害が発生した場合において、被災地への物資の輸送を迅速かつ効率的に実施するため、食料及び生活必需品等の応急輸送物資の中継拠点として、地域内輸送拠点を設置する。

市は、地域内輸送拠点への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置や、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進する。

(3) 緊急通行車両の周知・普及

市は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両について、緊急通行車両標章交付のための申出があったときは、災害発生前においても、当該車両に対して緊急通行車両標章が交付されることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前の届出を積極的にするなど、その普及を図る。

(4) 沿道建築物等の耐震化

緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化について、緊急輸送の障害の可能性が高い建築物等に対して重点的に実施する。

4 臨時離着陸場の確保

(1) 臨時着陸場の選定

市は、道路の損傷により陸上輸送が不可能となった場合のヘリコプターによる空輸、ある

いはヘリコプターによる救急、救助、林野火災の空中消火の基地としてヘリコプターの離着陸の可能な空地を選定、確保する。

(2) 臨時離着陸場等の整備

市は、公共建築物や病院の屋上ヘリポート、高層建築物の屋上救助用スペースの設置を指導する。また、臨時離着陸場においてヘリコプターが安全に離着陸できるよう維持管理に努める。

第8節 防災通信設備等の整備

1 方針

超広域・大規模災害発生時には、通信機器の損傷、輻輳等により、通信の断絶、混乱は必至であり、情報の収集、伝達の遅れは災害応急対策活動の遅れにつながる情報通信体制の整備拡充を図る。

2 実施責任者

各部局

3 実施内容

(1) 瑞穂市防災行政無線等の整備

市は、市本部、各集落、防災関係機関、災害現場等を結ぶ防災行政無線（同報無線、地域防災無線、移動無線）及び避難所等との間の通信網の整備拡充とその運用の習熟に努める。

また、長期停電に対応できるよう燃料の供給体制を構築するよう努める。

(2) 防災相互通信用無線の整備

市、県及び防災関係機関は、災害現場において相互の連絡を密にし、災害応急対策を緊急かつ円滑に推進するため、防災相互通信用無線の整備に努める。

市は、消防機関相互間の連絡を密にするため、消防無線の共通波を備えた無線局を整備するよう努める。

(3) 非常時の通信体制の整備

市は、災害時に、加入電話や自己の所有する無線通信施設等が利用できない場合又は利用することが困難となった場合に対処するため、東海地方非常通信協議会の活動を通して、非常通信体制の総点検、非常通信の円滑な運用に努める。

※非常通信（電波法第52条）

地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

(4) その他通信網

市は、通信の途絶を回避するため、次の通信手段の確保に努める。

ア. 移動体通信（衛星携帯電話等）

移動体通信のサービス未提供地域の解消に向け、関係機関と連携を図り、整備促進に努める。

イ. インターネット等

被災情報、支援情報等をインターネット等により提供する体制を整備する。

(5) その他通信システムを作動させるための人的・物的備え

市は、非常電源設備及び要員の緊急体制等を多重的に整備する。

(6) 情報の収集、伝達方法の多様化

市は、あらかじめ災害現場に赴き情報収集に当たる職員を指定するとともに、自主防災組織等の情報担当者との連絡体制を確立し、また、無人航空機（ドローン）等の機材を整備するなど、災害現場情報等の収集に努める。

(7) 情報システムの高度化等

ア. 道路被害情報通信システム

道路管理者は、災害時の道路に関する被害・規制情報について、オンラインにより関係機関を結ぶ情報ネットワークシステムの構築と整備を推進する。また、道路管理者は道路情報提供システム等により、通行規制情報の円滑な提供に努める。

イ. 情報収集・連絡システム

市は、画像監視カメラ、ヘリコプターテレビシステム、防災情報モバイルネットワーク、県被害情報集約システム、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）等、情報収集や連絡のシステムの整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化、多様化に努める。

市は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

第9節 火災予防対策

1 方針

大規模地震災害が発生した場合、多くの場合、火災は同時多発し、時間、季節、風向等によっては大火災となる可能性があり、消防水利の損壊、応援団体相互の通信混乱等予期せぬ事態も踏まえ、効果的、機能的な消火活動ができる体制を整備する。

2 実施責任者

企画部、健康福祉部、都市整備部、教育部、消防部、消防団部

3 火災予防の指導強化

(1) 地域住民に対する指導

市は、自主防災組織、少年少女消防クラブ等火災予防に関する各種団体の育成を図るとともに、住民に対し、災害時における火災防止思想の普及を図るため次の指導を行う。

ア. 火気使用器具の使用方法、周囲の整理整頓

イ. 初期消火の重要性の啓発、各家庭、事業所等での消火器、消火用水の準備と使用方法

ウ. 火災予防条例の周知・徹底

(2) 防火対象物の管理者等に対する指導

市は、岐阜市消防本部瑞穂消防署を通じ防火対象物の管理者に対し、次の指導等を行う。

ア. 消防法に規定する防火対象物に対する防火管理者・防災管理者の選任、自衛消防組織の設置、消防計画の作成（消防法に規定のない事業所についても、消防計画に準じた計画作成を指導）

イ. 火気使用器具の使用方法、周囲の整理整頓

ウ. 消防用設備の設置、整備点検とその使用方法

エ. 消防対象物の予防査察の計画的実施、火災発生危険の排除、火災予防対策の万全な指導

オ. 建築基準法の規定に基づく消防同意制度の効果的な運用による建築あるいは増築の段階での火災予防の徹底

(3) 初期消火体制の確立

市は、各家庭等で消火し切れない火災について、自主防災組織等で初期消火活動を行えるよう、次のとおり整備、指導する。

ア. 地下式消火栓の設置、その使用方法

イ. 自主防災組織用の可搬式動力ポンプ、水槽等の整備、その使用方法及び組織的消火活動

4 消防力の整備強化

(1) 消防力の強化

市は、消防力の整備指針に定める水準を目標として消防組織の充実強化及び消防施設の整備増強を図ることはもとより、災害が発生した場合の道路交通の阻害、同時多発災害の発生等に対応できる消防力の整備に努める。

- ア．市消防施設の整備拡充と消防職員、消防団員の確保
- イ．大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進
- ウ．必要な資機材等の整備
- エ．救出活動を阻害する障害物除去のための大型建設機械の要請に関する関係者団体との協力体制の確保
- オ．消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層をはじめとした団員の入団促進かつその育成
- カ．同時多発災害時に備えた自主防災組織等の育成強化

(2) 消防水利等の確保

市は、消防水利の基準に適合するよう適正配置と同時多発災害、消火栓使用不能事態等に備えた水利の多様化を図る。

- ア．防火水槽の整備
- イ．緊急水利として利用できる河川、池、プール、井戸等の把握による水利の多様化
- ウ．水を輸送できる民間車両（散水車、ミキサー車等）の利用についての関係団体との協議

第10節 避難対策

1 方針

大規模地震発生時において、火災の延焼などの二次災害のおそれのある市民等が、速やかに危険な場所から避難することが何よりも大切であり、安全、迅速な避難のための方策を講ずる必要がある。また、建物の倒壊、火災等により住居が奪われるなど、長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態が予測され、質的にも量的にも整備された避難場所を確保しておくことが必要であるため、避難路の安全を確保し、避難誘導體制を整備するとともに、避難所における良好な生活環境の確保に努める。

2 実施責任者

企画部、健康福祉部、都市整備部、教育部

3 避難計画の策定

市は、地震発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講ずる。なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をするとともに、住民が防災訓練等において直接活用できるように配慮することにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

学校、病院、工場、社会福祉施設その他防災上重要な施設の管理者は、避難誘導に係る計画を策定し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

4 行政区域を越えた広域避難の調整

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、平時から広域避難等の実施に係る検討をするとともに、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう、また、住民へ周知するよう努める。

ア．市は、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

イ．市は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

ウ．市は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制の整備に努める。

5 避難場所・避難所の指定

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、市民への周知徹底を図る。また、災害時における指定避難所の開設状況や混雑状況等の周知について、県総合防災ポータル等を活用することに加え、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。指定避難所が使用不能となった場合に備え、ホテル・旅館、民間団体等が保有する宿泊施設など民間施設等で受入れ可能な施設を検討し、事前に避難所として使用するための協定を締結しておくよう努める。

指定避難所の指定や避難所運営マニュアルの策定等に当たっては、車中泊避難者や感染症等が発生することも想定した対策を検討する。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

(1) 指定緊急避難場所の指定

市は、災害種別に応じて、災害及び二次災害のおそれのない安全区域内に立地する施設、または構造上安全な施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

(2) 広域避難場所

地震災害により地域全体が危険になった場合に避難する場所をいい、概ね次の基準による。
ア. 面積は、概ね 10 ヘクタール以上の空地であること。

イ. 大火輻射熱を考慮し、周囲の木造密集度に応じて木造地域から適当な間隔があること。

ウ. 広域避難場所内の木造建築物の割合は総面積の 2 % 未満であり、かつ散在していること。

また多量の危険物が貯蔵されていないこと。

エ. 大規模ながけ崩れや浸水等の危険がないこと

オ. 大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から 300 メートル以上、建ぺい率 5 % 程度の疎開地では 200 メートル以上、耐火建築物からは 50 メートル以上離れていること。

カ. 避難者の安全を図るために消防用水、飲料水等の整備及び応急救護所として利用できる建築物の確保が図れること。

(3) 指定避難所の指定

市は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造及び設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。また、あらかじめ

め必要な機能を整理し、備蓄場所の確保を進める。

市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

市は、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保、及び非常用電源、衛星携帯電話等の通信機等の整備に加え、排水経路を考慮した災害に強いトイレの確保や活用を図る。また、男女のニーズの違いや性的マイノリティに配慮した整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。加えて、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

また、指定避難所等の老朽化の兆候が認められる場合は、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

市は、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める、特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整のうえ、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

(4) 車中避難地の確保

市は、あらかじめ規模の大きな運動場や指定避難所となる小中学校のグラウンドの一部などを、車中避難者を集約する屋外避難所の候補地として選定する。

(5) 避難所運営マニュアルの策定

市は、指定避難所の運営を確立するため、避難者（自主防災組織等）、施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに、事前に避難所運営マニュアルを策定し、訓練等を通じて避難所や資機材に関する必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図る。この際、市民等

への普及に当たっては、地域の防災リーダーをはじめ市民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応をまとめたマニュアルを別途作成し、適宜更新するよう努めるものとする。

また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

(6) 避難所開設状況の伝達

市は、避難所が開設されていることを市民に伝達する手法として、瑞穂市防災行政無線、みずほ市民メール、市ホームページ等を活用する。

6 避難路及び避難先の指定

市は、避難路及び避難先をあらかじめ指定し、日頃から市民へ周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

7 避難に関する広報

市は、市民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所、避難所、災害危険地域等を明示した防災マップや各種災害におけるハザードマップ、広報紙、PR紙等を活用して広報活動を実施する。併せて、デジタル技術等を活用した災害リスクの可視化や災害の疑似体験等、リアリティ、切迫感のある広報・啓発に努める。

8 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、必要に応じて滞在場所の確保等を推進する。

また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促し、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導体制の整備を促したりするなど、帰宅困難者対策を行う。

9 避難所等におけるホームレスの受入れ

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

10 避難情報の把握

市は、感染症予防等により避難所以外への多様な避難形態が発生することを踏まえ、住民の安否や必要な支援についての情報を把握・確認する体制の構築に努めるものとする。

11 感染症の自宅療養者等の避難

県及び岐阜市の保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（県の保健所にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、自宅療養者等に対し、居住地が危険エリアに該当するかを事前にハザードマップ等により確認するよう周知するとともに、避難予定先の把握に努める。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

第11節 必需物資の確保対策

1 方針

公共備蓄、流通在庫の確保等が図られている場合でも、大規模地震災害発生時には、調達先の被災、搬送の遅れ等で被災直後の需要が賄えないことが予想され、個人、地域での備蓄や広域的な応援が必要であり、また、被災者の種別、時間の経過によりニーズは異なり、それぞれに適合する物資の確保が必要であるため、家庭、地域、事業所等での自主的備蓄を推進するとともに、他市町村との相互応援協定や関係機関及び保有業者との協力体制を整備し、また最小限の公共備蓄を行う等により、円滑な食料・物品等の確保を図る。

また、被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、輸送体制の整備を図る。

2 実施責任者

企画部、都市整備部、環境水道部

3 備蓄の基本的事項

大規模地震災害が発生した直後の市民の生活を確保するため、食料、飲料水、生活必需品及び防災資機材等の備蓄並びに調達体制を整備する。

また市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握したうえで、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

燃料については、あらかじめ石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

なお、備蓄の基本的事項は次のとおりとする。

(1) 個人備蓄

大規模地震災害の飲料水や食料、生活物資の確保は、個人の備蓄を中心に対応するものとし、災害発生直後の生活に必要な水、食料、物品等は原則として個人が備蓄するものとする。また、自主防災組織において共同備蓄を進める。なお、市は、それらの啓発に努める。

(2) 市備蓄

大規模地震災害の発生時の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等、災害発生後直ちに必要な物資の確保は各地域の防災責任主体である市があたるものとし、個人の物資確保及び災害発生後の救助に必要な資機材の分散備蓄等の支援を行う。

また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとし、例えば、ライフラインが断絶された場合においても水等を使用せずに授乳できる乳幼児用液体ミルクの確保に努めるとともに、子育て世代の方などが乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進める。

市は、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って災害発生後緊急に必要な物資の備蓄及び調達並びに供給体制の整備充実に努めるとともに、備蓄に当

たっては、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努める。

4 緊急輸送拠点の整備

市は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

5 物資支援の事前準備

市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

6 支援物資の輸送体制の整備

市は、県、及び国や民間物流事業者などと連携し、調達から指定避難所までの輸送システムの構築を図るとともに、関係機関との訓練を実施する。

第12節 要配慮者・避難行動要支援者対策

1 方針

大規模地震災害時においては、乳幼児、重篤な傷病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多くなっており、今後、高齢化によって要配慮者はますます増加することが予想される。市、要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）等は、関係団体、地域住民等の協力を得て、要配慮の状況、特性等に応じた防災対策が的確に講じられるよう、個別かつ専門的な支援体制を調整する。

2 実施責任者

企画部、健康福祉部、教育部、消防部

3 避難行動要支援者名簿の作成

市は災対法第49条の10第1項の規定に基づき避難行動要支援者名簿を作成する。

災対法第49条の10第3項の規定に基づき、健康福祉部が保有する要配慮者の

個人情報をも目的外利用し、対象とする要配慮者に関する情報を把握し避難行動要支援者名簿を作成する。

避難行動要支援者名簿に登録する要配慮者は以下のとおりとする。

【避難行動要支援者名簿に登録する要配慮者】

区分	要件
① 高齢者等	65歳以上の高齢者で、ひとり暮らしの者 65歳以上の者のみで構成される世帯の者 要介護認定を受けている者（要介護度3～5）
② 身体障がい者	身体障害者手帳所持者（1～2級）
③ 知的障がい者	療育手帳所持者（A1・A2）
④ 精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳所持者（1～2級）

なお、上記以外で上記の者と同様の状態にあると認められ、自ら支援を希望する申出があった場合は、避難行動要支援者名簿に登録する。

また、社会福祉施設入所者及び長期入院患者については、施設において支援がなされるため、避難行動要支援者名簿に登録しないものとする。

4 名簿の外部提供

市は、避難行動要支援者が「瑞穂市避難行動要支援者名簿登録通知兼外部提供同意確認書」により、名簿情報を提供することに同意した場合に、地震災害の発生に備え、平常時から避難行動要支援者名簿を、自主防災組織の長（自主防災隊長、居住管内自治会長）、民生委員・児童委員協議会、消防団、市社会福祉協議会、岐阜市消防本部、警察署に提供する。

提供の際、名簿の情報漏えいを防止するため、避難行動要支援者名簿の提供を受ける者に対し、「避難行動要支援者名簿受領書兼誓約書」の提出を求め、名簿情報を適正に管理するよう徹底する。

5 名簿の更新

市は、避難行動要支援者名簿を常に最新のものとするため、健康福祉部が保有する要配慮者情報を月1回、避難行動要支援者名簿の管理システムに反映し、データの更新を行う。また概ね1年に1回を目安に、新旧の名簿の交換により、避難行動要支援者名簿の更新を行う。

なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

6 地域ぐるみの支援体制

(1) 避難支援等関係者による支援体制づくり

避難支援等関係者である、自主防災組織の長、民生委員・児童委員、消防団、市社会福祉協議会、岐阜市消防本部、及び警察署は、災害発生時に地域ぐるみで避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を確認するための措置について定める。また、個々の避難行動要支援者と日常的に関わりのある親族や近隣住民と連携し、平常時から見守り活動を行う。

(2) 個別避難計画

市は、市計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の作成に努める。また、避難行動要支援者の居住地におけるハザードの状況、当事者本人の心身の状況、独居等の居住実態等を考慮し、居住地域特有の課題に留意しつつ優先度が高い者から個別避難計画を作成する。

市は、個別避難計画に、避難行動要支援者名簿に記載する

事項のほか、避難支援等を実施する者や避難場所、避難経路等の事由を記載し、関係者と連携して、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新する。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

市は、市計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織など、避難支援等に携わる関係者に対し、当該計画に係る避難行動要支援者本人及び避難支援等を実施する者の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

(3) 円滑な避難のための立退きを行うための配慮

市は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の避難支援を早い段階から実施できるよう、高齢者等避難を適切に発令する。発令に当たっては、分かりやすい表現に努めるとともに、多様な手段を活用して伝達する。また、市は、支援の中心となる自治会長、民生委員・児童委員に防災ラジオを配布し、支援の初動体制の充実を図る。

(4) 避難支援を行う場合の避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者本人が被災することのないよう、あくまで可能な範囲での支援を行うよう徹底する。

(5) 避難行動要支援者の移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

7 防災知識の普及、啓発、防災訓練の実施

(1) 市

市は、地域における要配慮者の支援に向けて、また、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、市民、要配慮者等を対象に防災知識の普及、啓発を行うとともに、地域、社会福祉施設等において適切な防災訓練、防災教育が行われるよう指導する。

また、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施を支援する。

(2) 施設等管理者

施設等管理者は、職員、入所者等に対し、要配慮者を災害から守るため、また、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、防災訓練、防災教育等を行う。

8 施設、設備等の整備

(1) 市

市は、要配慮者自身の災害対応能力に配慮した緊急通報システム、要配慮者の所在等を把握した防災マップシステム及び要配慮者への情報提供設備の導入及び普及を図る。また、要配慮者に配慮した避難場所、避難路等の防災施設の整備を図り、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図る。

市は、要配慮者利用施設が災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するなど、災害に対する安全性の向上を図るとともに、災害時に社会福祉施設等において、一定程度の要介護者等を受入れ可能となるように体制整備を図る。また、災害発生時における社会福祉施設等との情報収集、伝達体制の確立に努める。

市は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。

市は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。

(2) 施設等管理者

施設管理者は、施設全体の耐震対策の強化を図るよう努めるとともに、長期停電に備え、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用自家発電設備を設備するよう努める。また災害に備え、食料や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

9 人材の確保とボランティア活用

(1) 市

市は、要配慮者の支援に当たり、避難所等での介護者等の確保を図るため、平常時よりヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。

また、ボランティアの活用を図るため、その活動の支援に努める。

(2) 施設等管理者

施設等管理者においては、平常時よりボランティア受入れ等に積極的に取り組み、災害時のマンパワー確保に努める。

10 外国人等に対する防災対策

市は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努める。

ア．避難場所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進

イ．地域全体で要配慮者への支援システムや救助体制を整備

ウ．多言語による防災知識の普及活動を推進

エ．外国人を対象とした防災教育や防災訓練の普及

オ．多言語による災害時の行動マニュアルの作成及び配布

カ．インターネット、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など多様な手段を用いた、多言語による災害情報等の提供

第13節 応急住宅対策

1 方針

大規模地震により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、住むことが不可能な場合、被災者を受け入れるための住宅を仮設する必要があることから、的確・迅速な応急住宅対策を行うための体制を整備する。

2 実施責任者

都市整備部、教育部

3 供給体制の整備

市は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備する。

市は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

4 民間賃貸住宅の借上げ体制の確立

市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。また、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の手配等について、あらかじめ定める。

第14節 医療救護体制の整備

1 方針

大規模地震災害の発生により、数多くの負傷者、被災者等へ医療を提供するため、災害医療救護（助産を含む。以下同じ。）体制を確立する。

2 実施責任者

健康福祉部、消防部

3 地震災害等医療救護計画の策定

市は、地域の医療機関等の協力の下に、医療救護体制を確立するため、医療救護活動のための計画及びマニュアルを作成するとともに、軽微な負傷者等に対する自主防災組織等による応急救護や医療救護班等の活動支援などについて、自主救護体制を確立するための計画を定める。

4 広域災害・救急医療情報システムの整備

市は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼動に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

5 救護所、救護病院の整備

市は、傷病者の処置、収容等を行う施設として、救護所及び救護病院をあらかじめ指定しておくとともに、住民への周知を図る。

6 効率的な医療を確保するための研修

効率的な医療を確保するため、トリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）技術、災害時に多発する傷病の治療技術等に関する研修を実施する。

《トリアージの基準例》

優先度	処置	識別	疾病状況	診断
1	最優先	赤	生命、四肢の危機的状態で直ちに処置の必要な者	気道閉鎖又は呼吸困難、重症熱傷、心障害、大出血又は止血困難、開放性胸部外傷、ショック
2	待機	黄	2～3時間処置を遅らせても悪化しない程度の者	熱傷、多発又は大骨折、脊髄損傷、合併症のない頭部外傷
3	保留	緑	軽度外傷、通院加療が可能程度の者	小骨折外傷、範囲小熱傷（体表面積の10%以内）で気道の熱傷を含まない者、精神症状を呈する者
4	死亡	黒	生命兆候のない物	既に死亡している者

7 医療品等の確保体制の確立

市は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、または困難な場合を想定し、次のとおり医療品等の確保体制の確立に努める。

ア．救急医療品、医療用資機材の備蓄、調達体制の整備、在庫量の把握

イ．医療用血液の備蓄（岐阜県赤十字血液センター）、輸送体制の確保、献血促進

8 広域医療搬送拠点等の整備

市は、地域の実状に応じて、県内他地域や近隣県へ患者を搬送するための域内搬送拠点として使用することが適当な施設を抽出しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努める。

9 医療救護体制の確保に向けた受入体制の整備

市は、国・県主導で実施される災害派遣医療チーム（DMA T）、災害時健康危機管理支援チーム（DHE A T）、災害派遣福祉チーム（DWA T）といった派遣チームの受入れやドクターヘリ等が離着陸可能な場所の確保等医療救護体制の確保に向けた受入体制の整備に努める。

第15節 防疫予防対策

1 方針

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の体力や抵抗力の低下等により、感染症の発生とそのまん延の危険性が増大することから、防疫活動の徹底が必要であり、的確・迅速な防疫活動を行うための体制を確立する。

2 実施責任者

企画部、健康福祉部、環境水道部

3 防疫体制の確立

市は、地震災害時における防疫体制の確立を図る。

4 防疫用薬剤等の備蓄

市は、防疫用薬剤及び資機材について備蓄を行うとともに、調達計画の確立を図る。

5 感染症患者に対する医療提供体制の確立

市は、感染症患者又は保菌者の発生に備え、県内の感染症指定医療機関等の診療体制の確保に努め、患者の搬送体制の確立を図る。

6 災害廃棄物処理体制等の確立

市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理の体制の確立及び十分な大きさの仮置場・処分場の確保に努めるものとする。また、市は、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

市は、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。

第16節 まちの不燃化・耐震化

1 方針

阪神・淡路大震災では、木造家屋のみならず比較的安全とされていた堅牢建築物までもが倒壊し、また、地震に伴い二次災害としての延焼火災も各地で発生した。

このため、建築物の耐震化・不燃化の推進、都市公園の整備等による防災空間の確保、市街地の開発等による密集市街地の整備等を推進することが必要であり、災害廃棄物の発生を抑制する意味でも、想定を超える災害が発生した場合、生命の安全の確保を第一としつつ被害を一定のレベルに食い止められるような「地震に強いまちづくり」を目指す。

2 実施責任者

企画部、総務部、都市整備部、教育部、消防部

3 建築物の防災対策

(1) 防災上重要な建築物の耐震性確保

市は、大規模な地震による災害時に応急対策活動の拠点となる施設の耐震診断及び耐震補強工事を推進する。

(2) 一般建築物の耐震性強化

建築物の所有者又は管理者に対し、耐震工法及び耐震補強等の重要性について啓発を行い、一般建築物の耐震性の強化を図る。特に、大規模地震時に倒壊のおそれのある木造住宅の耐震診断、耐震改修については、重点的にこれを推進する。

ア. 耐震性に関する知識の普及

耐震工法、耐震補強などについての資料配布、説明会の開催等を行い、建築物の耐震性の強化に関する知識の普及に努める。

イ. 耐震化についての啓発強化

市は、木造住宅の危険度を評価できるウェブサイトを活用するなど、耐震化の必要性や具体的な耐震方法の啓発に努める。

ウ. 建築士会等の協力

建築物の設計・施工について豊富な知識と経験を持つ建築士会等と協力し、一般建築物の耐震性確保を図る。

(3) 被災した建築物・宅地の危険度判定体制の整備

市は、地震により被災した建築物（一般住宅を含む。）及び宅地が地震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を実施する技術者を確保するため、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「被災宅地危険度判定連絡協議会」が定める判定要綱及び判定業務マニュアル（震前対策編）に基づき、平常時から事前に準備しておくよう努める。

ア. 危険度判定活動の普及啓発

市は、県と協力し判定士の養成に努め、危険度判定活動の普及啓発を行うものとする。

イ．震前判定計画、震前支援計画の作成

市は、被災時に円滑な判定活動が行えるよう、あらかじめ震前判定計画を作成する。

ウ．研修機会の拡充

市は、被災時に円滑な判定活動が行えるよう、あらかじめ判定士を対象とした判定訓練を実施し、判定技術の向上を図る。

(4) その他の安全対策

市及び建築物の所有者等は、窓ガラス及び看板等の落下対策、ブロック塀（石塀を含む。）の倒壊防止対策、天井の脱落防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策等、建築物に関連する安全対策を講ずる。特に倒壊の危険のあるブロック塀の除却を進める。

4 建築物の不燃化の促進

(1) 防火・準防火地域の指定

市は、建築物が密集し、地震による火災により多くの被害を生ずるおそれのある地域を防火地域又は準防火地域に指定し、耐火建築物、準耐火建築物その他建築基準法で規定する防火措置を講じた建築物の建築を促進する。

(2) 屋根不燃化区域の指定

市、県と協議し、防火地域及び準防火地域以外の地域で災害の危険性のある地域について、建築物の屋根を不燃材料で造り又は葺くように建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づき、区域の指定を行い、建築物の防災化に努める。

5 道路、河川施設等の防災対策

(1) 道路・橋梁等の整備

地震発生後の緊急輸送の確保等の観点から、道路・橋梁等の整備を推進する。

(2) 災害に強い道路ネットワークの整備

大規模地震発生時における災害応急活動及び警戒宣言発令時の対策活動の実施に必要な要員、物資等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路を事前に指定するとともに、その整備に努める。さらに、必要な代替ルート確保が可能となるよう必要な道路整備を推進する。

(3) 道路橋等の耐震性の向上

新たに橋梁等を建設する場合は、耐震性に配慮した建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。

既設橋梁については、複断面の高架橋（下に並行して道路がある高架橋）、跨線橋（鉄軌道をまたぐ橋）、跨道橋（他の道路をまたぐ橋）や緊急輸送道路等の緊急度の高い橋梁から、橋脚の補強、落橋防止措置（橋桁が乗っている部分の拡幅、桁どうしの連結など大地震発生時でも橋桁が下に落ちないように防止する装置）を順次整備し、地震による損傷が限定的なものに留まり、橋としての機能の回復が速やかに行い得る性能を確保する。

また、液状化が生じる可能性が高い地域の橋梁において、万が一被災しても短時間で緊急輸送道路としての機能を果たせる程度に回復するように弱点となる部分の事前対策を実施す

る。

(4) ライフライン共同収容施設の整備

地震災害発生時において、電気、電話、ガス、上水道等のライフラインの安全性・信頼性の向上を図り、また、道路上の工作物等をできる限り少なくして、災害応急対策の円滑な実施を図るため、ライフラインの共同収容施設である共同溝・電線共同溝の整備を推進する。

(5) 河川等の整備

市は、次のとおり、安全と利用の両面から河川施設の整備を推進するものとする。

ア. 河川管理施設の安全性の確保

地震災害時における樋門、排水機等の施設の被害を防止するため、それぞれの施設について耐震診断と破壊影響等の調査を実施し、補強対策工事の必要な箇所を指定し、整備を図る。

イ. 河川空間の整備

河川の防災・避難空間としての機能を踏まえ、地震災害時の防災・避難場所としての一時的活用を図る。

ウ. 消防水利の強化

河川水利用の消火活動に資するため、必要に応じて河川堤防や河岸から水辺へのアプローチの改善を図る。また、水道管等の被災による消防水利の不足に備えるため、用水路、ため池等の活用を図る。

エ. 河川管理施設等の整備拡充

万一の災害及び決壊の事態が生じた場合、人家や公共施設に重大な影響を及ぼすことが懸念されることから、緊急時に備えて、管理施設（観測施設）等の整備拡充を図る。

6 都市の防災対策

(1) 都市防災の推進

市は、過密化した都市の地震災害を防止、軽減する観点から土地利用の規制・誘導、避難場所、避難路等の整備及び建築物の不燃化等による市街地の整備の施策を総合的に展開し、都市の防災構造化を図る。

ア. 防災空間の確保

a. 緑の基本計画の策定

市は、「都市緑地法」に基づき「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）」を策定し、防災空間の確保に努める。

b. 緑地保全地区の指定

市は、「都市緑地法」に基づく緑地保全地区等の地域指定の拡大を推進し、防災空間の確保に努める。

c. 都市公園の整備

市は、都市公園の計画的な整備拡大を図り、延焼防止あるいは避難場所として防災効果を発揮する防災空間の確保に努める。特に、避難場所や救援及び復旧の活動拠点とな

る公園については、災害対応施設の設置に努める。

イ．市街地の開発等

a．市街地再開発の推進

市は、低層の木造建築物が密集し生活環境の悪化した市街地について、市街地再開発事業、優良再開発建築物整備促進事業、市街地再開発資金融資制度の事業等を推進し、防災性の高い安全で快適な都市環境の創造に努める。

b．住環境整備事業の推進

市は、市街地において、不良住宅が集団的に存する地区等を居住環境、都市基盤及び都市防火等の観点から整備し、防災性の高い安全で快適なまちづくりを図る。

c．土地区画整理事業

市は、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地利用増進を目的とした土地区画整理事業を実施することにより、防災的効果を有した安全で快適なまちづくりを促進する。

ウ．空き家等の状況の確認

市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。

第17節 地盤の液状化対策

1 方針

岐阜県を震源とした地震はもとより、周辺県、さらに遠隔地で発生した地震においても、それが長周期地震動を伴い、揺れの時間が長いほど地盤の液状化現象の発生が考えられることから、地形分類や浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の特性を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて、適切な予防措置及び迅速な安全点検を講ずる。

2 実施責任者

企画部、都市整備部、環境水道部

3 液状化危険度に関する意識啓発

市は、現在ある液状化危険度マップの周知、自宅周辺の過去の土地利用の経過など把握をすすめ、一般住宅の液状化対策工法の周知など、より具体的な液状化危険度に関する啓発を行う。

特に、液状化現象により生じる被害（ライフライン被害、住家被害、堤防被害等）について住民に周知し、被害軽減のための予防対策を行うよう啓発する。

4 液状化危険度調査の見直し

市は、揺れの時間の長さを考慮した精度の高い液状化危険度マップを作成し、平素から液状化危険度を把握するとともに、住民に対する危険度の周知に努める。

5 基幹交通網における耐震化の推進

市は、液状化危険度マップを活用し、重要度を考慮した道路等ライフライン復旧の優先順位の整理を行う。

6 堤防の液状化対策

強い揺れが長く続く地震動が発生した場合には地盤の液状化による堤防の沈下が懸念されることから、河川管理者は、水害等の複合災害を防ぐため、堤防の耐震点検及び液状化対策等を適切かつ優先的に行う。

7 ライフライン施設等の液状化対策

市は、ライフライン施設に関して、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や、マンホールの浮き上がり防止など液状化が発生した場合でも施設等の被害を防止する対策を実施する。

第18節 ライフライン施設対策

1 方針

電気、ガス、上下水道等のライフラインはまさに生命線であり、その寸断は都市生活の基本的な部分での麻痺を生じ、二次災害の発生、応急対策の遅延にもつながるなど、その影響は極めて広範に及ぶものであり、その対策は万全でなければならない。そのため、施設の耐震性の確保及び電線類の無電柱化に努めるとともに、応急供給体制の確保（バックアップ体制等）及び応急復旧体制（広域的な応援体制等）の確保を図る。

2 実施責任者

都市整備部、環境水道部、ライフライン事業者

3 上水道施設

市上水道班は、水道水の安定供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備等を行う。

ア．水道水源の多元化による災害時の水道水の安定確保

イ．水源地施設等の耐震化等

取水、配水施設等の耐震性の強化を図るとともに、緊急時給水拠点としての配水池、飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を促進する。また、貯留水の流出防止のため配水池に緊急遮断弁等を設置する。

ウ．管路施設の整備

導・送・配水管路の他市年生の強化（老朽管の布設替え、耐震性の高い管の採用）を推進する。2以上の配水系統を有する水道施設及び2以上の水道施設間の幹線で相互連絡管の整備を行う（配水系統の相互連絡）。

エ．電力設備の確保

水道施設用電力の停電に配慮した受電方式の採用及び受電設備（自家発電設備を含む。）の整備を行う。

オ．緊急時給水拠点の設定

緊急時に応急給水を実施する配水池及び飲用井戸等をあらかじめ設定する。

カ．資機材の備蓄等

製造業者と優先調達に関する契約を締結し、復旧工事用資材の備蓄及び調達を図る。応急給水活動を実施するため、給水タンク等の整備に努める。

キ．広域的相互応援体制の整備

「岐阜県水道災害相互応援協定」及び「東海四県水道災害相互応援に関する覚書」に基づき、応援体制、受入体制の整備に努める。

4 下水道施設

下水道班は、地震災害発生時の下水道施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の対策を行う。

また、民間事業者等との協定締結などにより、発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努める。

- ア. 下水道施設点検の定期的実施による危険箇所の把握
- イ. 下水道施設設備の耐震・液状化対策等
- ウ. 下水道施設が損傷した場合においても、最低限の処理機能が確保されるよう施設の弾力的運用（雨水貯留池の沈殿池への転用）
- エ. 下水道施設が損傷した場合においてもその機能を代替できるよう、管きょ、ポンプ場、処理場のネットワーク化について検討
- オ. 管きょ内に光ファイバー等下水道管理用通信網の整備
- カ. 下水道台帳の整備
- キ. 中部ブロック災害応援体制の整備

5 電気施設（中部電力パワーグリッド株式会社岐阜支社）

電気事業者は、地震災害発生時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の対策を行う。

- ア. 電力供給施設の耐震性確保
- イ. 防災資機材及び緊急資機材の整備
- ウ. 要員の確保
- エ. 被害状況収集体制の整備
- オ. 広域的相互応援体制の整備

県及び電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認のうえ、リスト化するよう努めるものとする。

6 都市ガス施設（東邦ガス株式会社岐阜営業所）

都市ガス事業者は、地震災害発生時の都市ガス施設の災害及び都市ガスによる二次災害を未然に防止するとともに、被害拡大防止のため次の対策を行う。

- ア. 都市ガス施設の耐震化
- イ. 遮断バルブの設置促進
- ウ. ガス供給地域における地震計の設置
- エ. 地震対応型マイコンメーターの設置促進
- オ. 防火、消火施設設備の充実
- カ. 保安電力の確保
- キ. 要員の確保
- ク. 代替熱源による供給体制の整備
- ケ. 資機材の整備
- コ. 広域的相互応援体制の整備

7 L P ガス施設（一般社団法人岐阜県L P ガス協会）

L P ガス事業者は、災害発生時のL P ガス施設の被害及びL P ガスによる二次被害を未然に防止するとともに被害拡大防止を図るため、次の対策を行う。

- ア．貯蔵施設、充填施設の安全性の確保
- イ．高圧ガス保安法に基づく供給設備、消費設備の設置
- ウ．要員の確保
- エ．防災資機材及び緊急資機材の整備
- オ．広域的相互応援体制の整備

8 鉄道施設

鉄道事業者は、地震災害発生時における旅客の安全と円滑な輸送を図るため、次の予防対策を行う。

- ア．鉄道施設の耐震構造への改良促進、地震時要注意構造物の点検
- イ．地震計設置による早期点検体制の確立
- ウ．耐震列車防護装置等の整備増強
- エ．防災資機材の整備点検
- オ．要員の確保

9 電話（通信）施設

電気通信事業者は、地震災害発生時に電話通信設備の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の電話通信の混乱を防止するため、次の予防対策を行う。

- ア．非常用電源の整備等による電話通信施設、設備の安全性の確保
- イ．地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保
- ウ．応急復旧機材の配備
- エ．通信輻輳対策の推進
- オ．重要通信の確保
- カ．要員の確保

10 放送施設

放送事業者は、地震災害発生時における住民への情報伝達手段としての放送の有効性を認識し、大規模地震災害発生時の機能を確保するため、次の予防対策を行う。

- ア．送信所、放送所の建物、構築物の耐震性の強化
- イ．放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の耐震対策
- ウ．放送設備等重要な設備について、代替又は予備の設備の設置
- エ．二次災害の発生防止のための防止設備等の設置
- オ．建物、構築物、放送設備等の耐震性等についての定期的自主点検

11 電線類

道路管理者は、電線類の無電柱化を推進するものとする。

また、市は、道路沿いの電線周囲の危険な立木の伐採等を推進する。

12 ライフラインの代替機能の確保

市は、ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、代替機能（ライフラインからの自立機能）の確保に努める。

- ア．避難所その他公共施設での井戸の掘削
- イ．飲料水の貯留が可能な耐震性貯水槽の設置
- ウ．避難所その他公共施設への自家発電装置の設置
- エ．避難所へのプロパンガス及びその設備の備付け
- オ．仮設トイレ、バキュームカーの配備（業者との協定）
- カ．各種通信メディアの活用…アマチュア無線、タクシー無線、インターネット
- キ．新エネルギーシステムの導入

第19節 文教対策

第1項 文教対策

1 方針

学校、その他の文教、研究機関等（以下「学校等」という。）の土地、建物、その他の工作物及び設備（以下「文教施設」という。）を地震災害から防護し、教育の確保と幼児、児童、生徒（以下「児童生徒等」という。）及び職員の生命、身体を安全を図るため、文教施設の保全管理、防災知識の普及、訓練の実施等適切な予防措置を講ずる。

2 実施責任者

教育部

3 文教施設の不燃化、耐震構造の促進

学校等の経営者又は管理者は、文教施設の建設に当たっては、適切な構造物による建築に努める。また、校地等の選定・造成をする場合においては、災害に対する適切な予防措置を講ずる。

4 文教施設の予防対策

学校等の経営者又は管理者は、文教施設の保全管理に努め、特に次の事項には十分留意して地震災害の予防に当たる。

(1) 組織の整備

文教施設の補強、補修等が迅速的確に実施できるよう、職員任務の分担あるいは作業員の配置等、平常時からその組織を整備する。

(2) 補修、補強等

平常時から文教施設の点検、調査を実施し、危険箇所あるいは不備施設の早期発見に努めるとともに、これの補修、補強あるいは整備に当たる。

(3) 資材等の整備

災害時の文教施設の補修、補強に必要な資材、器具等を整備する。

5 危険物の災害予防

化学薬品及びその他の危険物を取扱いあるいは保管する学校等は、関係法令の定めに従って厳重に保管管理するとともに、適切な取扱いに努めなければならない。特に地震災害発生時における安全の確保について適切な予防措置を講じる。

6 防災教養

市又は学校等の管理者は、学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

(1) 児童生徒等に対する防災知識の普及

児童生徒等の安全と家庭や地域への防災知識の普及を図るため、学校（幼稚園を含む。以下同じ。）において防災上必要な安全教育を行う。防災知識の普及は、教育課程に位置づけて実施し、とりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。

(2) 関係職員の専門的知識のかん養及び技術の向上

関係職員に対して防災指導資料を作成配布し、あるいは講習会、研究会等を開催して防災に関する知識のかん養及び技術の向上に努める。

7 登下校の安全確保

学校等の管理者は、児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ。）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに策定し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図る。

なお、市は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。

8 避難その他の訓練

学校等の管理者は、児童生徒等及び職員の防災に対する心構えを確認し、災害時に適切な処置がとれるよう防災上必要な計画を策定するとともに、訓練を実施する。なお、訓練計画の策定及び訓練の実施に当たっては、次の点に留意する。

ア．計画及び訓練は、学校種別、学校規模、施設設備の状況、児童生徒等の発達段階等それぞれの実情に応じた具体的かつ適切なものとする。

イ．児童生徒が消火作業や搬出作業等の救援活動に従事する場合は、まず身体と生命の安全を確保したうえで考える。この場合学校の施設、設備の状況や、作業活動の組織等について十分検討を加え、無理な活動を要求しないよう慎重を期する。

ウ．訓練は、学校行事等に位置づけて計画し、全職員の協力と、児童生徒等の自主的活動により十分な効果を収めるように努める。

エ．訓練は每学期1回程度実施する。

オ．訓練の実施に当たっては、事前に施設設備の状況、器具、用具等について点検し、常に十分活用できるよう充足するとともに訓練による事故防止に努める。

カ．平素から災害時における組織活動の円滑を期するため、全職員及び児童生徒等の活動組織を確立し、各自の任務を周知徹底しておく。

キ．計画の策定及び訓練の実施に当たっては、関係機関と事前に連絡を密にし、専門的な立場から助言、指導を受ける。

ク．訓練実施後は、十分な反省を加え、関係計画の修正整備を図る。

第2項 文化財保護対策

1 方針

大規模地震災害発生時には建造物等の倒壊、破損、焼失等により、古くから伝承されてきた貴重な文化遺産が滅失の危機にさらされることが予想され、被害状況を的確に把握し、保存・管理の徹底を図る。

2 実施責任者

教育部

3 防災思想の普及

指定文化財等の所有者及び管理者は、文化財に対する市民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。

4 文化財施設の予防対策

(1) 指定文化財等の所有者及び管理者

指定文化財等の所有者及び管理者は、施設を地震災害から保護するため、不燃化、耐震化建築による保存庫、収蔵庫等の設置を行い、文化財の保存に努める。また、建造物等には消火栓、消火器等を設置し防災に努めるとともに、指定文化財等での火気の使用制限、施設内の巡視等を行い、災害予防に努める。

(2) 市

ア. 国指定、県指定及び市指定文化財の所有者ごとに文化財台帳を作成し、文化財の保存（保管）状況の把握に努める。

イ. 所有者及び管理者に対する防災知識の普及を図り、その管理・保護対策について指導助言をする。

ウ. 自動火災報知設備、消火栓、放水銃、貯水槽、避雷設備等の防災・防火設備の設置を促進する。

エ. 文化財の保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めるものとする。

5 防災教養

指定文化財等の所有者及び管理者は、毎年防火管理、防火知識の普及を図るため、施設職員に対して講習会等を開催して、火災予防の徹底を期する。

6 避難その他の訓練

指定文化財等の所有者及び管理者は、文化財防火訓練を実施するよう努める。

7 応急協力体制

指定文化財等の所有者及び管理者は、災害が発生した場合に備え、県、消防関係機関等との連絡・協力体制を確立する。

第20節 行政機関の業務継続体制の整備

1 方針

大規模災害時には、庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失など、人的資源や社会基盤等が失われ、行政の業務継続に大きな支障を来すことが考えられる。

こうしたことから、大規模災害発生時の被害を最小限にとどめ、行政にとって災害時に必要な業務の継続、あるいは早期に立ち上げるための業務継続計画の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

2 実施責任者

企画部、総務部

3 行政における業務継続計画の策定

市は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うとともに、市町村機能が壊滅した場合、県職員や他市町村職員などを速やかに派遣できる体制の確立を図る。

特に、市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、市における業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定める。

4 行政機関における個人情報等の分散保存

業務継続のために重要な個人情報を含むデータ（戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面）の分散保存の促進を図る。

市は、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じる。

5 耐震対策

市は、特に災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

第21節 企業防災の促進

1 方針

企業の事業継続及び早期再建は、市民の生活再建や街の復興にも大きな影響を与えるため、大規模地震災害発生時の被害を最小限にとどめ、できるかぎり早期復旧を可能とする予防対策を推進する必要がある、そのために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan（以下「BCP」という。）」の策定・運用に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

市、県、商工団体等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が果たす役割が十分に実施できるよう、BCPの策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

2 実施責任者

企画部、都市整備部

3 企業の取組

企業は、大規模災害発生時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組合せによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（Business Continuity Management（以下、「BCM」という。）」の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

また、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

(1) 生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に来たり、施設内に留まったりすることが想定される施設の管理者等については、まず顧客の安全、次に企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保する。

(2) 次災害の防止

製造業などにおいて、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止を図る。

(3) 地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、市民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指す。その活動の一環として企業が行う地域貢献は、可能な範囲において、援助金、敷地の提供、物資の提供などが一般的であるが、このほかにも技術者の派遣、ボランティア活動など企業の特色を活かした活動を行う。また、平常時からこれら主体との連携を密にしておくことも望まれる。

4 企業防災の促進のための取組

市、商工団体等は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。

また、市は、企業防災分野の進展に伴って増大することになるBCP策定支援及びBCM構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

市、商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して事業継続力強化支援計画の策定に努める。

(1) BCPの策定促進

ア．普及啓発活動

企業防災の重要性やBCPの必要性について積極的に啓発していく。

イ．情報の提供

企業がBCPを策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、市が策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表する。

ウ．相談体制の整備

企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援についてあらかじめ整理する。

第22節 防災施設等の整備

1 方針

社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等の整備を重点的に行う。

2 実施責任者

各部局

3 地震防災緊急事業の推進

県は、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）による地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、県及び市は、これらの計画に基づき、特に緊急を要する施設等の整備を重点的に行う。

4 地震防災緊急事業五箇年計画

(1) 概要

ア．都道府県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する五箇年間の計画

イ．対象地区は、既往地震や想定地震等を勘案し、全県

ウ．作成主体は、都道府県知事

エ．計画の内容は、地震防災対策特別措置法第3条第1項に掲げる施設等の整備等に関する事項

(2) 経緯

第1次計画は平成8年度から平成12年度、第2次計画は平成13年度から平成17年度、第3次計画は平成18年度から平成22年度、第4次計画は平成23年度から平成27年度、第5次計画は平成28年度から令和2年度、第6次計画は令和3年度から7年度

第23節 大規模停電対策

1 方針

大規模かつ長期停電の未然の防止や発生した場合の被害の軽減を図るために、事前の防止対策や代替電源の確保等を行う。

2 実施責任者

各部局

3 実施内容

(1) 事前防止対策

市及び電気事業者は、倒木や電柱の倒壊に伴う断線や道路の不通箇所の発生等により停電が長期間にわたることを防止するため、危険木の伐採や無電柱化等の対策の実施を図る。

(2) 代替電源の確保

市及び事業者は、大規模停電に備え、自ら管理する施設等において非常用発電機等代替電源の確保に努めるとともに、非常用発電設備の燃料を満量にしておくことや燃料供給体制を構築する。

市は、重要施設等の停電時に優先的に電源車や電気自動車等を配備できるよう、関係機関や民間事業者とあらかじめ当該施設に関する情報の共有を図る。

第3章 地震災害応急対策

第1節 活動体制

第1項 基本方針

災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他に特に配慮を要するものに配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

第2項 活動体制

体制等	地震	南海トラフ地震に関する情報	人員及び体制
準備体制	市内で震度3の地震発生を発表したとき（発表は「気象庁」）		・市民協働安全班 - 市民協働安全課長、防災担当職員2名が出勤し、情報収集活動を行う。 - 直ちに関係機関に連絡、招集その他の活動ができる体制とする。
		南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき	・市民協働安全班 ・警戒本部員（部長級以上の職員等）は出勤する。 ・災害対策本部設置の準備を行い、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会が発表する情報に応じて体制を切り替える。
第1警戒体制			
第2警戒体制 警戒本部設置	市内で震度4の地震発生を発表したとき	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき	・市民協働安全班 ・警戒本部員（部長級以上の職員等）は出勤する。 ・事態の推移により災害対策本部に切り替える。
第1非常体制 災害対策本部設置			

第2 非常体制	市内で震度5弱以上の地震発生を発生したとき	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	・全職員が定められた場所に自主招集する。 ・各班員は本部長及び本部員の指示に基づき災害対応を行う。
---------	-----------------------	-----------------------------	--

第3項 災害対策本部の設置・解除等

1 災害対策本部の設置

市内で震度5弱以上の地震が発生した場合、災害対策本部を設置する。

なお、震度4以下の地震が発生した場合、被害の状況に応じ、企画部長は、災害対策本部の設置について副市長に報告後、市長に意見を具申することができる。

2 設置場所

災害対策本部事務室は穂積庁舎3階大会議室に設置する。ただし、穂積庁舎が被災し使用できない場合は、巢南庁舎2階大会議室に設置する。

3 解散

市長は、地震災害に伴う災害応急対策が概ね終了したとき、災害対策本部を解散する。

第4項 災害対策本部等の組織及び分担任務

1 市本部長及び本部員会議

(1) 市本部長、市副本部長

ア. 市本部長には市長を、市副本部長には副市長及び教育長を充てる。

イ. 市本部長不在又は事故がある場合の指揮命令系の確立のため、命令権者の順位を次のとおり定める。

第1順位 副市長 第2順位 教育長 第3順位 企画部長

(2) 本部員

本部員には部長級職員、岐阜市消防本部瑞穂消防署長、及び消防団長を充てる。

(3) 本部員会議

市本部長が必要と認めたときは、本部員会議を開催し、概ね次の事項を協議する。

ア. 市本部の体制及び職員の動員（各部班の応援含む。）に関すること。

イ. 被害拡大防止対策に関すること。

ウ. 自衛隊の応援要請に関すること。

エ. 災害救助法の適用及び非常体制の規模、期間の決定に関すること。

オ. その他災害対策に関する総合的なこと。

2 現地災害対策本部

(1) 特定の地域に被害が集中し、市本部長が局地的な対応が必要と判断した場合には、当該地域の適切な場所に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

(2) 現地本部長及び現地本部員の人員は、市長が指名する者をもって充てる。

3 避難所派遣職員

市本部長は、自主防災組織の災害応急対策の支援を行うため、次により職員を派遣する。

派遣基準	派遣先	任務
①災害対策本部が設置されたとき ②避難所が開設されたとき ③その他本部長等が必要と認めたとき	①避難所 ②その他市本部長等が指示した場所	①災害状況の把握、自主防災組織と災害応急対策活動の調整に関すること ②市本部及び現地本部との連絡調整に関すること ③防災関係機関等と災害応急対策に係る協議に関すること ④避難所運営マニュアルに基づく活動に関すること ⑤物資の要請に関すること ⑥地域活動の記録に関すること

4 災害対策本部の各部、各班

部・班	任務分担
各部共通	1 部内の災害対応マニュアルの策定に関すること 2 災害応急対策に必要な人員の確保に関すること 3 職員の安否確認、参集状況及び参集時に収集した被害状況等の市本部への報告に関すること 4 部に関する情報の収集、調査及び市本部への報告に関すること 5 市本部、各部、部業務関連機関との連絡調整に関すること 6 部に必要な資機材、車両等の調達に関すること 7 部が管理する施設の被害状況の把握、防災管理及び当該施設の避難所開設に関すること（指定避難所、指定緊急避難場所を優先的に調査すること。） 8 災害救助法に基づく災害救助の実施に関すること 9 部関連の災害記録に関すること 10 他部、他班への応援に関すること 11 非常時優先業務の策定及び見直しに関すること 12 所管施設のライフラインの寸断に対する計画の策定並びに見直しに関すること 13 部内の業務継続計画の策定及び見直しに関すること 14 所管における受援体制の確保に関すること

部・班		任務分担
本部長：市長		1 市本部の総括
副本部長：副市長、教育長		1 本部長の補佐及び本部長不在時の代理
企画部 ：企画部長	市民協働安全班 班長：市民協働安全課長	1 本部の設置又は廃止に関すること 2 本部事務局の運営及び本部会議の庶務に関すること 3 国、県に対する要請に関すること。 4 他市町村との相互応援に関すること。 5 受援に関する状況把握・取りまとめ、体制確保の統括に関すること。 6 災害対策全般の連絡調整に関すること 7 災害対策本部員の動員に関すること 8 災害情報の収集に関すること 9 県への被害報告に関すること 10 防災行政無線の管理、運用に関すること 11 自衛隊その他救援隊の派遣要請・受入れに関すること 12 県本部との連絡調整に関すること 13 自主防災組織等各種団体への協力要請及び連絡調整に関すること 14 災害時応援協定に関すること 15 在住外国人等に係る災害対策の連絡調整に関すること 16 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令及び警戒区域の設定、避難誘導に関すること 17 避難所の開設、運営及び閉鎖の連絡調整に関すること
	総合政策班 班長：総合政策課長	1 本部長の秘書に関すること 2 災害被害の総合収集に関すること 3 災害被害の広報に関すること 4 災害状況の記録撮影に関すること 5 災害復旧計画等重要施策の企画及び調整に関すること 6 災害時の統計に関すること 7 帰宅困難者の対策及び相談に関すること
総務部 ：総務部長	総務班 班長：総務課長	1 災害時の職員の動員、安否確認、被災職員の措置に関すること 2 職員等への飲料水、食料等の確保及び健康管理の支援等に関すること 3 災害時の他市町からの職員受入れに関すること 4 災害関係文書及び物品の郵送受理、配布、発送及び

部・班		任務分担
		印刷に関すること 5 被災職員の福利厚生に関すること 6 災害に協力した機関、団体及び個人の表彰に関すること
	財務情報班 班長：財務情報課長	1 市庁舎非常電源設備（非常用電話含む）に関すること 2 災害対策用車両の確保及び配車に関すること 3 災害時の情報システムの管理に関すること 4 市の情報ネットワークの確保に関すること 5 市有財産の被害調査、災害対策に関すること 6 災害対策の予算及び財政に関すること 7 庁舎のライフラインの寸断に対する計画に関すること
市民部 ：市民部長	市民班 班長：市民課長	1 被災住民の調査及び避難対策に関すること 2 避難住民の確認に関すること 3 災害時の埋葬等に関すること 4 避難所開設の協力に関すること 5 住民からの相談窓口に関すること
	税務班 班長：税務課長	1 災害に伴う市税の減免等に関すること 2 災害に伴う国民健康保険税の減免等に関すること 3 被災住家の被害認定調査に関すること
	医療保険班 班長：医療保険課長	1 災害に伴う医療費の減免に関すること 2 国民年金保険料の免除に関すること 3 福祉年金支給停止者の解除に関すること 4 特別障害給付金支給停止者の解除に関すること
健康福祉部 ：健康福祉部長	福祉生活班 班長：福祉生活課長	1 社会福祉施設の被害調査及び災害対策に関すること 2 避難行動要支援者の被害調査及び災害対策に関すること 3 支援物資の受入れに関すること 4 炊き出し及び食品の給与に関すること 5 被災世帯に対する生活保護法の適用に関すること
	子ども支援班 班長：子ども支援課長	1 災害時の子ども支援全般に関すること 2 被災ひとり親世帯に対する母子父子寡婦福祉資金の貸付けに関すること
	地域福祉高齢班 班長：地域福祉高齢課長	1 高齢福祉施設の被害調査及び災害対策に関すること 2 災害ボランティアの受入れ調整及び活動支援に関すること 3 義援金品の募集及び配分に関すること 4 災害弔慰金及び災害見舞金の支給に関すること

部・班		任務分担
		5 被災者生活再建支援金の受付に関する事 6 災害援護資金の貸付けに関する事 7 災害時における日赤奉仕団への応援要請に関する事 8 福祉避難所の受入れ調整、備蓄品に関する事 9 被災者台帳の作成及び罹災証明書の交付に関する事 10 災害に伴う介護保険料等の減免に関する事
	健康推進班 班長：健康推進課長	1 薬品、資材の調達に関する事 2 医師会等関係機関との事前調整に関する事 3 保健活動チームの編成、健康管理に関する事 4 応援・派遣保健師の調整に関する事 5 救護所への保健師派遣に関する事 6 被災者等への保健指導に関する事 7 救急医療の調整に関する事 8 医療関係機関との連絡調整及び医療機関等の被害状況の把握に関する事 9 傷病者の把握に関する事 10 傷病者の収容及び医療・助産に関する事 11 遺体の検案に関する事 12 感染症の予防その他防疫活動に関する事 13 被災者の心身の健康管理及び相談に関する事
都市整備部 ：都市整備部長	都市開発班 班長：都市開発課長	1 応急仮設住宅の計画、建設及び管理に関する事 2 被災住宅の応急危険度判定に関する事 3 被災者に対する住宅金融公庫の融資に関する事 4 応急復旧用資材の確保に関する事
	都市管理班 班長：都市管理課長	1 道路、河川、橋梁等の被害調査及び災害対策に関する事 2 緊急対策協力会との連絡調整に関する事 3 交通不能箇所の調査及び応急復旧に関する事 4 災害時の輸送道路の選定に関する事 5 市営住宅の災害対策に関する事 6 公園施設の災害対策に関する事 7 河川管理施設の運転、操作及び管理人（操作人）との連絡調整に関する事 8 市管理の排水機場、ポンプ等の施設管理に関する事 9 緊急輸送に係る車両その他輸送手段の確保（輸送・交通機関への協力要請を含む）及び配車に関する事

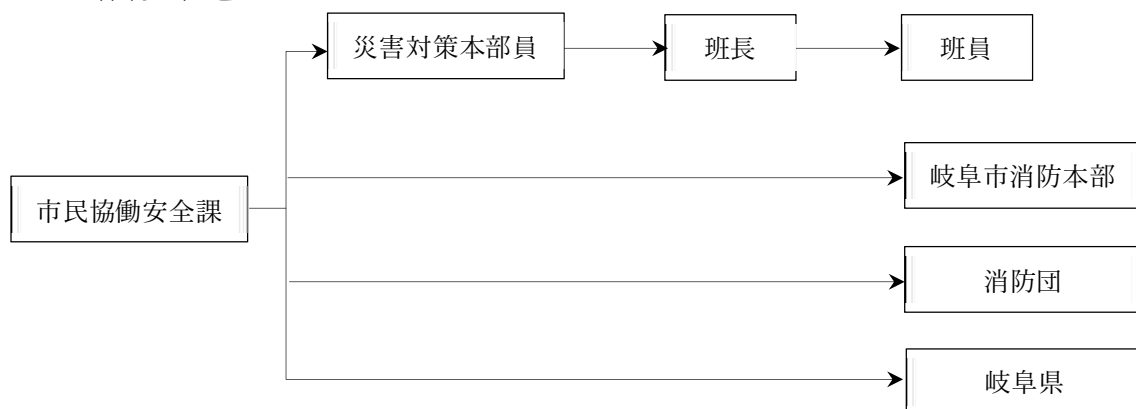
部・班		任務分担
		10 危険地区等における防災パトロール及び応急対策に関すること 11 災害対策に係る資機材の調達・賃借及び工事等の契約に関すること 12 障害物の除去に関すること 13 ヘリコプター離着陸場の開設等に関すること
	穂積駅圏域拠点整備班 班長：穂積駅圏域拠点整備課長	1 都市開発班の応援に関すること 2 都市管理班の応援に関すること
環境経済部 ：環境経済部長	商工農政観光班 班長：商工農政観光課長	1 農作物、農業施設の被害調査及び災害対策に関すること 2 商工業の被害調査及び災害対策に関すること 3 土地改良区の被害調査及び災害対策に関すること 4 民間企業の事業継続支援に関すること 5 被災農家に対する融資に関すること 6 被災中小企業に対する融資に関すること 7 生活必需品、燃料等の確保及び配給に関すること 8 災害時における病虫害の発生予防及び防除に関すること
	環境班 班長：環境課長	1 災害時における環境保全対策に関すること 2 衛生施設の被害調査及び災害対策に関すること 3 災害時における清掃及び衛生対策（ゴミ処理、し尿処理・仮設トイレ等）に関すること 4 災害時における公害防止対策に関すること 5 災害廃棄物処理対策に関すること 6 愛玩動物の保護に関すること 7 遺体の収容に関すること 8 がれきの処理に関すること
上下水道部 ：上下水道部長	上水道班 班長：上水道課長	1 上水道施設の被害調査及び災害対策に関すること 2 災害時における上水道機能の維持に関すること 3 災害時における応急給水活動に関すること
	下水道班 班長：下水道課長	1 下水道施設の被害調査及び災害対策に関すること 2 下水道放流水の水質検査に関すること 3 災害時における下水道機能の維持に関すること
巢南庁舎管理部 ：巢南庁舎管理部長	市民窓口班 班長：市民窓口課長	1 巢南庁舎の管理に関すること 2 災害対策本部との連絡調整に関すること
教育部 ：教育委員会事務局長	教育総務班 班長：教育総務課長	1 教育施設及び教育委員会所管の児童福祉施設の被害調査及び災害対策に関すること 2 教育関係義援物品の受付対策に関すること

部・班		任務分担
		3 教科書、学用品の被害対策に関すること 4 避難所開設の協力に関すること
	学校教育班 班長：学校教育課長	1 学校、幼稚園施設の被害調査及び災害対策に関すること 2 災害時に教職員に欠員が生じた場合の対策に関すること 3 授業困難な場合の応急教育対策に関すること 4 被害児童、生徒の学用品、教科書の損失調査及び支給計画に関すること
	幼児教育班 班長：幼児教育課長	1 保育所、放課後児童クラブ、こどもの広場の被害調査及び災害対策に関すること 2 保育園児及び放課後児童クラブ児童の避難等安全確保に関すること 3 被災児童の保育の実施に関すること 4 災害時の保育が困難な場合の応急対策に関すること 5 災害時の保育所給食の対策及び実施に関すること 6 保育士等の災害対策のための確保及び動員に関すること
	生涯学習班 班長：生涯学習課長	1 所管公共施設等の被害調査及び災害対策に関すること 2 災害活動に協力する各種団体との連絡調整に関すること 3 文化財の被害調査及び災害対策に関すること 4 避難所開設の協力に関すること
	給食センター班 班長：給食センター長	1 給食施設の被害調査及び災害対策に関すること 2 災害時の学校給食の対策及び実施に関すること 3 災害時の炊き出しの協力に関すること
出納部 ：会計管理者	会計班 班長：会計課長	1 災害関係費の出納に関すること 2 義援金の出納に関すること 3 災害時に必要な物品の出納に関すること
議会部 ：議会事務局長	議会事務局班	1 市議会議員への情報提供に関すること 2 市議会議員からの情報収集に関すること 3 市議会議員の安否確認に関すること 4 災害見舞及び視察者に関すること
監査部 ：監査委員事務局長	監査委員事務局班	
消防部	消防署班 班長：消防署長	1 消防施設の災害対策に関すること 2 災害時の警戒防御、救助、救急に関すること（情報収集含む。） 3 各地域に設置される救護所での救護に関すること 4 災害時における遺体の捜索に関すること

部・班		任務分担
		5 災害時における飲料水運搬の協力に関すること
	消防団班 班長：消防団長	1 消防団の招集及び指揮に関すること 2 災害時及び災害警戒時における防災活動に関すること 3 災害救助、救出、救護活動に関すること 4 その他災害対策全般に関すること
水防部	水防団班 班長：水防団長	1 水防団の招集及び指揮に関すること 2 河川管理施設（排水機、樋門扉、堤防）の情報収集とパトロール及び市内全域の河川パトロールに関すること 3 その他水防対策全般に関すること

地震災害時における非常体制の参集は、原則、自己覚知により参集する。なお、各部は緊急連絡網を作成し必要な情報を伝達すること。

5 体制の伝達



第5項 本部職員の証票等

1 瑞穂市職員証

「瑞穂市職員証」は、市職員の身分証明書とするとともに、「災害対策基本法」第83条第2項（強制命令の執行に伴う立入検査時の身分証明）による身分を示す証票とする。

2 腕章

災害応急対策を実施する者は腕章を着用する。

3 標旗

災害応急対策に使用する自動車には、標旗を付す。

第2節 災害対策要員の確保

第1項 職員の動員

1 方針

大規模地震災害の発生時において、緊急に必要となる膨大な応急対策業務を迅速かつ確実に処理するため、災害対策要員を確保する。

2 実施責任者

各部局

3 動員体制

(1) 動員人員

ア. 準備体制及び警戒体制

本章第1節第2項に定める人員とする。

イ. 非常体制

体制をとる部において、災害応急対策を確実に実施できる人員をあらかじめ定める。

(2) 動員計画

各部は、動員の系統、職員の動員順序、あるいは連絡の方法について、具体的な計画を定める。

(3) 自主参集

職員は、勤務時間外において動員の連絡がない場合においても、報道等により災害が発生し、又は発生のおそれがあることを覚知した場合は、自ら参集することを所属長に連絡後、速やかに勤務場所に参集する。

(4) 参集を除外する者

次の者は、参集を除外する。

ア. けが、病気等により許可を得て休暇中の職員

イ. その他所属長が参集を除外すると認めた職員

(5) 参集状況報告

各部は、班ごとの参集人員を取りまとめ、「防災待機出動報告書」(様式1号)により速やかに災害対策本部に提出する。

(6) 参集時の注意事項

ア. 参集者の服装・携行品

参集者は、応急活動に適した服装で、手袋、タオル、懐中電灯、食料、飲料水、その他非常用品等を携行する。

イ. 参集途上の緊急措置

参集途上において救助等を要する災害現場に遭遇したときは、必要に応じて付近の住民と協力して救助等の応急対策活動を行うとともに、所属に連絡する。

(7) 被害状況の報告

職員が参集途上に知り得た情報は、各部で取りまとめ速やかに災害対策本部に提出する。

4 職員の応援

災害応急対策等を実施する職員が不足するときは、職員の応援を実施する。

(1) 市本部における応援順位

ア. 部内での職員派遣による応援

イ. 他部からの応援

ウ. 市本部をもって不足する場合は、県本部に職員の派遣要請を行う。

エ. ア～ウにおいても災害時応急対策等のための人員（職員）が不足する場合は、「災害応援に関する協定書」等により他市町の職員の派遣を要請する。

(2) 応援要請方法

ア. 各部は、部内での職員派遣を実施しても職員が不足する場合は、他部からの職員の応援を総務部総務班に要請する。

イ. 災害対策本部は、職員の活動状況、応援要請の内容から総合的に判断し、応援派遣することができる判断した場合は、総務部総務班に応援派遣職員の動員を指示する。

ウ. 総務部総務班は、災害対策本部から応援職員の派遣について指示された場合は、職員の活動状況、応援要請の内容から派遣可能な部と調整を行い、応援派遣職員を動員する。

(3) 惨事ストレス対策

ア. 救急、救助又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

イ. 消防部は、必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第2項 技術者の雇上げ

1 方針

災害応急対策の実施が災害対策本部の職員のみでは労力的に不足し、又は特殊な作業のため技術的な労力が必要なときに労働者を雇い上げ、災害応急対策に当たらせる。

2 実施責任者

各部局

3 雇上げの許可等

雇上げの実施については、事前に市本部長の許可を得るものとし、許可を得るいとまのないときは、事後においてその都度市本部に報告する。

4 給与の支払

賃金等の給与額は、その時における地域の慣行料金以内によることを原則とするが、法令その他により別に基準のあるものは、これによる。

5 労働者従事記録

労働者を雇い上げた班は、次の記録を作成し、整備保管する。

(1) 労務者出役表（様式4号）

日々の出役の状況を確認、記録する。

(2) 賃金台帳（様式5号）

日々の出役状況を記録し、賃金等の計算、支払状況等を記録する。

6 災害救助法による基準等

災害救助法による救助実施のための賃金、職員雇上げの範囲その他の基準等は、次による。

(1) 賃金職員雇上げの範囲

ア. 被災者避難のための賃金職員

原則として認めないが、市本部長の指示による避難で、特に誘導賃金職員を必要とするとき。

イ. 医療及び助産の移送賃金職員

医療班では処置できない重症患者若しくは医療班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者を病院、診療所に運ぶための賃金職員又は医療班の移動に伴う賃金職員を必要とするとき。

ウ. 被災者の救出

被災者を救出するための賃金職員を必要とするとき及び被災者救出に必要な機械器具、資材の操作又は後始末に賃金職員を必要とするとき。

エ. 飲料水の供給

飲料水の供給のための機械器具の運搬操作、あるいは飲料水を浄水するための医療品の配布等に賃金職員を必要とするとき。

オ．生活必需品の支給

被服、寝具その他生活必需品、学用品、医薬品、衛生材料及び炊出用品（食料品、調味料品、燃料）の整理（種類別、地区別の区分、整頓、保管）、輸送（積み下ろし、上々、運搬）又は配分に賃金職員を必要とするとき。

カ．遺体の搜索

遺体の搜索に賃金職員を必要とするとき及び搜索に要する機械器具その他資材を操作し、又は後始末に賃金職員を必要とするとき。

キ．遺体の処置等

遺体の洗浄、消毒等の処置又は遺体を仮安置所まで輸送するため等に賃金職員を必要とするとき。

上記以外の救助作業のため賃金職員の必要が生じたときは、県支部救助班を経由して県本部防災班に範囲外賃金職員を要請する。

県本部防災班は、要請その他により範囲外賃金職員を認めたときは、内閣総理大臣にその旨を申請し、承認を得て実施することを原則とする。なお、要請、申請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- a．賃金職員の雇上げを要する目的又は救助細目
- b．賃金職員の所要人数
- c．雇上げを要する期間
- d．賃金職員雇上げの理由
- e．賃金職員雇上げを要する経費

(2) 賃金職員雇上げの期間

各救助の実施期間中とする。

(3) 費用の限度

第2項4の給与の支払に示す費用による。

(4) 報告その他事務手続

各班は、賃金職員を雇上げたとき「救助日報」（様式36号）により、毎日その状況を県支部救助班を経由して県本部防災班に報告する。なお、賃金職員雇上げに関する記録は「労務者従事記録」によるが、災害救助分については、判然と区別し整頓する。

第3項 従事命令等

1 方針

災害対応業務実施のため要員が、一般の動員や災害対策作業員の雇上げ等の方法によってもなおかつ不足し、他に供給の方法がないとき若しくは緊急の必要があると認めるときは、従事命令又は協力命令を執行する。

2 実施責任者

企画部、都市整備部、消防部

3 災対法第71条に基づく従事命令等

(1) 従事命令等の種類と執行者

従事命令等は、次表に掲げるところにより執行する。

対 象 作 業	命 令 区 分	根 拠 法 律	執 行 者
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員又は消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者、水防団長、消防機関の長
災害救助作業	従事命令	災害救助法第7条	県知事
	協力命令	災害救助法第8条	県知事
災害応急対策作業 (除災害救助)	従事命令	災対法第71条	県知事 市長(委任を受けた場合のみ)
	協力命令	災対法第71条	県知事 市長(委任を受けた場合のみ)
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	災対法第65条第1項	市長
		災対法第65条第2項、第3項	警察官、自衛官
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官
		自衛隊法第94条第1項	自衛官

(2) 従事命令等の対象者

従事命令等の種別による従事等対象者は、次表に掲げる範囲とする。

命 令 区 分	従 事 対 象 者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	市内に居住する者又は水防の現場にある者
災害救助その他の作業 (災害救助法及び災対法による知事の従事命令)	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師又は看護師 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官又はとび職 5 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 6 鉄道事業者及びその従業者 7 軌道経営者及びその従業者 8 自動車運送事業者及びその従業者

命 令 区 分	従 事 対 象 者
	9 船舶運送事業者及びその従業者 10 港湾運送事業者及びその従業者
災害救助その他の作業 (協力命令)	救助を要する者及びその近隣の者
災害応急対策全般 (災対法による市町村長、 警察官、自衛官の従事命令)	市内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害緊急対策全般 (警察官職務執行法による警察官)	その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者

(3) 従事命令の執行

警察官、自衛官が従事命令を発した場合は、次の機関に通知等をする。

- ア. 災対法第 65 条第 2 項に基づいて執行したときは、市長に通知するとともに所轄警察署長に報告する。
- イ. 災対法第 65 条第 3 項に基づいて執行したときは、市長に通知するとともに部隊の指揮官に報告する。
- ウ. 警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）第 4 条に基づいて執行したときは、警察署長に報告し、順序を経て公安委員会に報告する。
- エ. 自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 94 条第 1 項に基づいて執行したときは、部隊の指揮官に報告し、順序を経て当該自衛官の属する災害派遣命令者に報告する。

（注）警察官、自衛官が執行する従事命令は、災対法を適用する程度の災害時にあっては、災対法による執行が警察官職務執行法及び自衛隊法に優先するものとする。

(4) 公用令書の交付

従事命令等を発するとき及び発した命令を変更し又は取消すときは、「公用令書」を交付する。なお、市長が発する以外の従事命令については、公用令書の交付は必要ない。

上記公用令書を発したときは、従事者から公用令書の受領書を受け取る。

- a. 災害救助法による従事命令
- b. 災害救助法による従事命令の取消命令
- c. 災害対策基本法による従事、協力命令
- d. 災害対策基本法による従事、協力命令の変更命令
- e. 災害対策基本法による従事、協力命令の取消命令

ア. 実費弁償

消防法第 29 条第 5 項、水防法第 24 条及び災害対策基本法第 65 条第 1 項による従事命令を発した場合の実費弁償は行わない。

ただし、災害対策基本法第 71 条第 2 項及び災害救助法第 30 条第 1 項により、市長が従事命令等を発した場合の実費弁償は、県が行う。

イ. 損害補償

従事命令等により災害応急対策に従事した者でそのことにより負傷し、疾病にかかり又は死亡した者の遺族等に対しては、次により損害補償又は扶助金を支給する。

区分	災害救助 (県知事命令)	災対法 (県知事命令)	市町村長等の命令
基準根拠	災害救助法施行令	災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例	瑞穂市消防団員等公務災害補償条例
補償等の種類	療養扶助金 休業扶助金 障害扶助金 遺族扶助金 葬祭扶助金 打切扶助金	療養扶助金 休業扶助金 障害扶助金 遺族扶助金 葬祭扶助金 打切扶助金	療養扶助金 休業扶助金 障害扶助金 遺族扶助金 葬祭扶助金
支給額	施行令で定める額	条例で定める額	条例で定める額
請求様式	県様式9号	県様式10号	市で定める様式

ウ. その他

a. 従事台帳の作成

従事命令又は協力命令を発したときは、「従事者台帳」(様式6号)を作成し整備する。

b. 従事できない場合の届出

公用令書の交付を受けた者がやむを得ない事故により作業に従事することができない場合には、必要な書類を添付して市長に届け出る。

(5) 惨事ストレス対策

ア. 救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

イ. 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第4項 市以外の関係機関による動員（応援）

1 方針

地震災害応急対策実施のための要員が、市地域において確保できないときは、県支部担当班に応援要請する。

2 実施責任者

総務部

3 応援要請先

県支部の応援要請先は、次による。

ア．医療関係者	県支部保険班
イ．家畜医療関係者	県支部家畜保健衛生班
ウ．土木建築関係者	県支部土木班
エ．水道工事関係者	県支部保険班
オ．一般労務者（救助用賃金職員）	県支部総務班（救助係）
カ．市町村所属奉仕団	県支部総務班（救助係）、教育班

4 応援要請手続

応援の要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- ア．従事すべき作業の内容（労務の種別）
- イ．所要人員
- ウ．就労期間（○日○時～○日○時）
- エ．集合の場所（移送の方法）
- オ．携行品その他必要条件

5 市が全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合の応急措置の代行

(1) 県による代行

県は、被災により市が全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、下記の権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を市に代わって行う。

- ア．警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限
- イ．他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収容する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限
- ウ．現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限

(2) 国による代行

国土交通省等は、被災により市及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するために市に与えられた権限のうち以下の権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を市に代わって行う。

- ア．緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去等をする権限
- イ．他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収容する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限
- ウ．現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限

第3節 ボランティア活動

1 方針

大規模地震災害が発生した場合、ボランティア活動への期待が大きくなるが、被災地において、ボランティア活動が無秩序に行われると現場が混乱する。そのため、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、その活動拠点の提供、感染症対策の徹底等環境整備を図り、ボランティア活動が円滑に行われるように努める。

2 実施責任者

健康福祉部、市社会福祉協議会

3 災害ボランティアの支援に関する対応

ア. 市社会福祉協議会は、災害発生後、多数の災害ボランティアの申出が予想される場合には、市本部と協議のうえ原則として瑞穂市総合センターに災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、受付、登録、ボランティア活動プログラムの作成、提供などを行う。

イ. 災害ボランティアセンターの運営に必要な OA 機器、事務用品などの運営資機材については市本部において調達する。

ウ. 市社会福祉協議会は、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、災害の規模や状況に応じ、災害現場に近い場所に地域ボランティアセンター（サテライト）を設置し、総合的な調整を図る。

エ. 災害ボランティアセンターは、必要に応じてホームページ、県社会福祉協議会を通じて又は、報道機関等の協力を得て、必要とするボランティアの種類、人数等について全国に情報提供し、参加を呼びかける。

オ. 県から事務の委託を受けた市は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、市社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

4 総合ボランティア部会の設置

災害ボランティアセンターが設置された場合には、市本部に総合ボランティア部会（健康福祉部、市社会福祉協議会）を設置し、災害ボランティアセンターとの調整を図る。

5 連携の取れた支援活動の展開

市は、社会福祉協議会、NPO・ボランティア団体等との連携を図るとともに、災害中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けやごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携の取れた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の活動環境について配慮する。

6 市社会福祉協議会の活動

市社会福祉協議会は、災害のため必要があると認めたときは、市社会福祉協議会災害対策本部を設置する。活動の詳細については、別に定める瑞穂市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルによる。

(1) 市社会福祉協議会災害対策本部の業務

- ア. 災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの策定及び実施
- イ. 救援活動に必要な情報の発信
- ウ. 災害救援ボランティアの調整
- エ. 災害救援ボランティアの受付、登録
- オ. ボランティア登録者への活動要請

(2) 被災現場の救援活動

- ア. 災害ボランティアの受入れ及びコーディネート
- イ. 災害ボランティアの救援活動への支援

7 災害ボランティアの活動内容

災害ボランティアの活動内容は、主に次のとおりとする。

- ア. 災害情報、安否情報、生活情報の収集伝達
- イ. 避難生活者の支援
- ウ. 避難行動要支援者等の在宅支援
- エ. 物資集積拠点での活動
- オ. その他、被災者の生活支援など復旧、復興に必要な活動

8 専門分野のボランティア関係機関の活動

救出、消火、医療、看護、介護等の専門知識・技術を要するボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、関係機関と連携を密にし、受入れ、派遣に係る調整等を行う。

9 日本赤十字社岐阜県支部の活動

日本赤十字社岐阜県支部は、被害の状況に応じて、支部に災害対策本部を設置するとともに、日本赤十字奉仕団等のボランティアによる救護活動の連絡調整を行う。

また、必要に応じて報道機関の協力を得て、日赤援助事業を支援するためのボランティアの参加を呼びかける。

第4節 自衛隊災害派遣要請

1 方針

災害に際し、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、「災害対策基本法」第68条の2の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する。

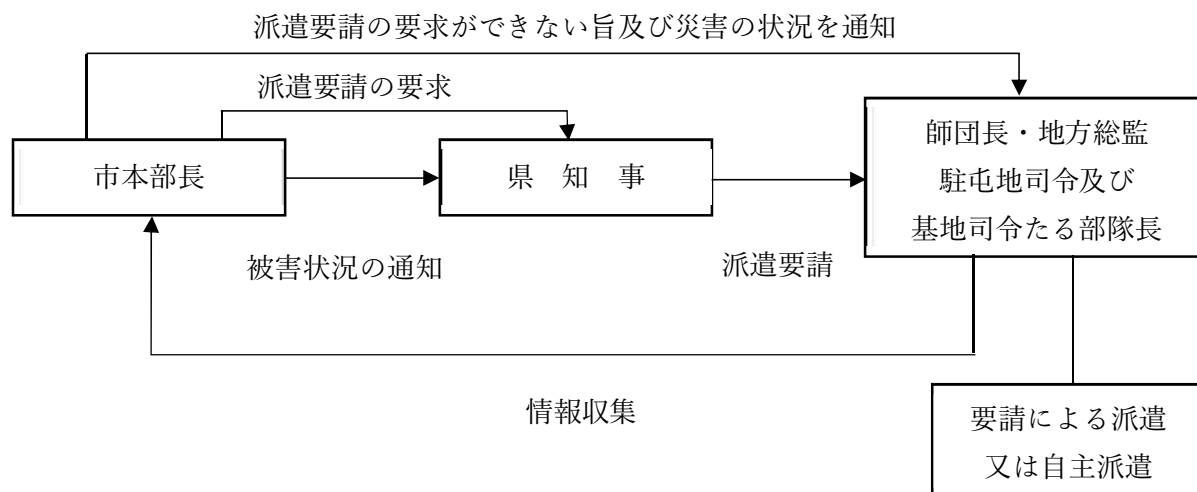
2 実施責任者

企画部

3 災害派遣要請の基準

- (1) 災害が発生し、人命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき
- (2) 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき

4 災害派遣の要請



5 災害派遣部隊の活動範囲

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い被害の状況を把握する。

(2) 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

(3) 遭難者等の搜索救助

行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、搜索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

(5) 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

(6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。

(7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

(8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

(9) 給食及び給水

被災者に対し、給食及び給水を実施する。

(10) 入浴支援

被災者に対し入浴支援を実施する。

(11) 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。

(12) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

(13) その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

6 災害派遣要請の手続

(1) 派遣要請の要求

市長は、自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、「災害派遣要請依頼について」（様式7号）により県知事に要請の依頼を行う。ただし、急を要するときは、口頭又は電話で行い事後速やかに文書を提出する。また要請を行った場合、必要に応じて、その旨及び市の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。

なお、県知事に派遣要請を求めることができない場合には、その旨及び市の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができる。ただし、事後速やかに通知した旨を県知事に通

知する。

(2) 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、災害に際し、その事態に照らし特に急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自衛隊法に基づき、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

(3) 派遣部隊の受入体制

市本部は、自衛隊の作業が防災関係機関と協力して効率的に実施できるように、特に次の事項に留意のうえ、その受入れ体制に万全を期す。

ア. 派遣部隊と市との連絡窓口及び責任者の決定

イ. 作業計画及び資機材の準備

ウ. 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備

エ. 住民の協力

オ. 派遣部隊の誘導

カ. 活動状況の報告

7 県警の協力

市は、自衛隊派遣を容易にするため必要があると認めたときは、県警察と協議して、白バイ、パトロールカー等による派遣部隊の先導を要請する。

8 経費の負担区分

(1) 自衛隊の救援活動に要した経費

原則として派遣を受けた市が負担するものとし、下記を基準とする。

ア. 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地建物等の使用料及び借上料

イ. 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるために必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料

ウ. 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備品以外の資材、機材等の調達、借上げ、運搬及びその修理費

エ. 市が管理する有料道路の通行料

(2) その他

負担区分について疑義が生じた場合、あるいはその他必要経費が生じた場合は、県が調整してその都度協議して決定する。

9 派遣部隊撤収時の手続

市本部長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに県知事に対し、「自衛隊の撤収要請依頼について」（様式8号）を提出する。

派遣部隊が派遣期間の活動を終了したときは、市本部企画部長が派遣部隊の指揮官と協議して帰隊措置を講ずる。

10 その他

自衛隊ヘリコプターの派遣要請等に関する留意事項

- ア．派遣要請は、「災害派遣要請依頼について」（様式7号）にその旨を明示する。
- イ．派遣要請は、事実を確認し、他に方法がないときにのみ実施する。

第5節 災害応援要請

1 方針

大規模地震発生時においては、その被害が大きくなることが予想され、単一の防災関係機関のみでは、応急対策活動に支障を来すため、その規模等に応じて、国、県、市町村等が連携して広域的な応援体制を迅速に構築することとし、各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。応援の派遣及び受入に当たっては、感染症対策に留意する。

2 実施責任者

各部局

3 相互応援協定に基づく応援要請

(1) 県外の協定自治体（東京都西多摩郡瑞穂町）との間に締結した「大規模災害時災害時相互応援協定」に基づき、当該自治体に応援を求める。

(2) 県内の市町村とは、次の災害時相互応援協定に基づき、当該市町村等に応援を求める。

ア．岐阜県及び市町村災害時相互応援協定

イ．岐阜県広域消防相互応援協定

(3) 緊急消防援助隊

市の地域において、地震等による大規模な災害が発生した場合には、「消防組織法」に基づき県又は消防長官に対し緊急消防援助隊の応援を求める。

4 その他の活動に関する応援要請

(1) 県等に対する応援要請

市の地域において災害が発生した場合、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、県知事に対し応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。（災害対策基本法第68条）

なお、大規模災害時には、被災市町村への応援の円滑な実施のため、総務省において被災市区町村応援職員確保システムが運用される。

(2) 他市町村に対する応援要請

応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に応援を求め災害対策の万全を期す。（災害対策基本法第67条）

(3) 応援の受入れ体制の整備

市は、応援を求めた場合、受援・支援計画により受入れ体制を整備する。

5 経費の負担

国から本市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他県、他市町村から本市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、災害対策基本法等の規定により実施する。

なお、指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画にて定めるもののほかは、その都度又は事前に協議して定める。

6 応援職員の派遣及び受入れに際しての感染症対策

市は、応援職員を他団体へ派遣する場合又は他団体から受け入れる場合には、応援職員に対し、派遣期間中の感染症対策及び派遣期間前後における体調確認の実施を徹底させるとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

第6節 交通応急対策

第1項 道路交通対策

1 方針

地震災害により道路、橋梁等の交通施設（以下本節において「道路施設」という。）に被害が発生し、若しくは発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められるとき又は災害時における交通確保のため必要があると認められるときの通行禁止及び制限（以下「規制」という。）並びにこれに関連した応急の対策を行う。

2 実施責任者

企画部、都市整備部

3 輸送道路の確保

(1) 道路に関する被害状況の把握

道路管理者は、地震災害発生後、緊急輸送道路を優先し速やかに道路パトロールを行い、道路及び交通の状況を把握する。

市は、県、県警察等から道路情報ネットワーク、ヘリコプター、交通監視カメラ等を活用した県内及び隣接県内の道路に関する情報も的確に把握し、救援・災害復旧体制の早期確立を図る。また、現地調査に当たっては自転車やバイク等の多様な移動手段の活用を図るものとする。

(2) 情報の提供

道路管理者は、災害発生箇所、内容、通行規制状況、う回路等の情報について、道路情報板、道路情報ネットワーク等により迅速かつ的確に道路利用者、防災関係機関等に情報提供を行う。

(3) 警備業者との連携

緊急輸送の確保のために行う交通規制に伴い、交通誘導の専門的知識を有する警備業者を活用する。

4 発見者等の通報

災害発生時に、道路施設の被害その他により通行が危険であり、又は極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに警察官又は市本部に通報する。

市本部は、通報を受けたとき、市道にあつては速やかに必要な範囲の規制をするとともに、その旨を警察機関に連絡し、その他の道路にあつては、その路線管理機関又はその地域を所管する警察機関に速やかに通報するものとする。

5 交通規制の実施

(1) 規制の種別

ア．道路法に基づく規制（第46条第1項）

道路管理者は、道路施設の破損、決壊等によりその保全又は交通の危険を防止するため必要があると認められる場合、道路の通行を禁止し、又は制限する。

イ. 道路交通法に基づく規制（第4条から第6条）

県警察は、災害時において道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図るため必要があると認められる場合は、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限する。

ウ. 災害対策基本法に基づく規制（第76条）

県公安委員会は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

(2) 規制の実施者等

規制の実施は、関係道路管理者及び警察機関と密接な連絡をとり、特に規制の時期を失しないよう留意し、次の区分により行う。

区 分	実 施 者	範 囲
道路管理者	国（岐阜国道事務所）	国道
	県（県支部土木班）	国道（国が管理するものを除く。） 県道
	市本部（都市管理班）	市道
警察機関等	公安委員会（県本部警察部）	隣県に影響を及ぼす規制、規制区域が2警察署以上にわたるもの又は期間が1ヶ月を超えるもの
	警察署長（県支部警察班）	自署の管轄区域内であり、かつ適用期間の短い（1ヶ月以内）規制

(3) 市が実施する応急的な対応

市本部は、市道において規制をするいとまのない場合は、直ちに道路交通法に基づき規制を実施するよう警察関係機関に通報する。

市長は、「災害対策基本法」第60条により避難の指示をし、又は同法第63条により警戒区域を設定し、立入りを制限し、若しくは禁止し、退去を命ずる等の方法によって応急的な規制を行う。

(4) 交通規制の周知徹底

道路管理者は、交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、市民、運転者等に周知徹底を図る。

(5) 関係機関等との連携

道路管理者は、交通規制に当たって、県警察、警備業者等と相互に密接な連携を保つものとする。

6 道路啓開等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者が

いない場合等においては、道路管理者自ら車両の移動等を行うものとする。その際、やむを得ない範囲で車両等の破損、他者の土地の一時使用及び障害物の除去をすることができる。

県知事は、道路管理者である市に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。

7 緊急通行車両の確認

ア. 緊急通行車両の申出

緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、別に定める「緊急通行車両等確認申出書」を、県又は県公安委員会に提出する。

なお、県又は県公安委員会は、緊急通行車両であると確認したときは、「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」を申出者に交付する。

イ. 標章の掲示

緊急通行する車両は、「標章」を当該車両の見やすい箇所に掲示するとともに、「緊急通行車両確認証明書」を当該車両に備える。

8 規制実施の報告等

(1) 報告系統

都市整備部は、交通規制を行ったときは、県支部土木班に報告するとともに、県支部警察班に通知する。

(2) 報告事項

都市整備部は、報告、通知等に当たっては、次の事項を明示して行う。

ア. 禁止、制限の種類と対象

イ. 規制する区間又は区域

ウ. 規制する期間

エ. 規制する理由

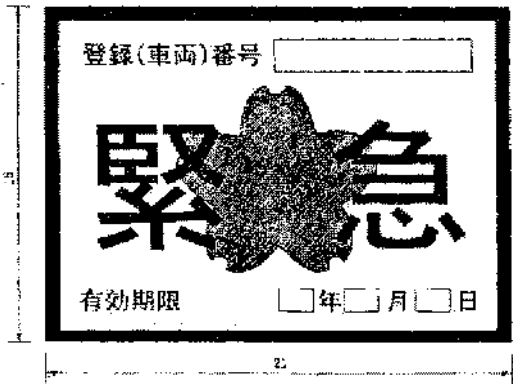
オ. う回路の道路、幅員、橋梁等の状況等

様式 1 号(緊急通行車両確認証明書)

第 号 年 月 日 緊急通行車両確認証明書 岐阜県知事 氏 名		第 号 年 月 日 緊急通行車両確認証明書 岐阜県公安委員会 印	
左の欄に表示されている番号		左の欄に表示されている番号	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、乗込人員又は品名)		車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、乗込人員又は品名)	
発出者	生 所 () 業 者	発出者	生 所 () 業 者
	氏 名		氏 名
通 行 下 地		通 行 下 地	
通 行 経 路 出 発 地 行 動 地		通 行 経 路 出 発 地 行 動 地	
備 考		備 考	

(注) 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

様式 2 号(標章)



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を水色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施するものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第2項 輸送手段の確保

1 方針

大規模地震発生に伴い家屋の倒壊、火災等が広範囲で起こり、多くの被害、被災者が生じることが予想されるため、被災者及び災害応急対策要員の移送あるいは災害応急対策用物資、資材の輸送等のための手段を確保する。

2 実施責任者

企画部、都市整備部

3 実施内容災害輸送の種別

災害輸送は、次の種別のうち最も適切な方法により実施する。

ア. 貨物自動車、乗合自動車等自動車による輸送

イ. 鉄道、軌道等による輸送

ウ. 舟艇による輸送

エ. 飛行機による輸送

オ. 賃金職員による輸送

4 輸送力の確保等

災害輸送のための自動車等輸送力の確保は、概ね次による。

(1) 確保順位

ア. 市有車両

イ. 農業協同組合等公共的団体所属の車両

ウ. 事業者所有の車両

エ. その他自家用車両等

(2) 事業用貨物自動車の借り上げ

ア. 小型車両 市民協働安全班及び県本部

イ. 大型車両 県本部

ただし、緊急を要するときは、直接大型車両を借り上げて使用する。

(3) 鉄道、軌道による確保

道路の被害状況により、自動車の輸送が不可能なとき、洪水時に人員を輸送する場合又は物資、資材等の確保が他府県等遠隔地のため、鉄道等によって輸送することが適当なときは、総合政策班において調整を図る。

(4) 舟艇の確保

個人所有の舟艇の借り上げは、市民協働安全班が現地において避難した世帯のものを優先して借り上げて確保する。

(5) 空中輸送

市本部は、一般交通の途絶等に伴い緊急に空中輸送が必要なときは、県本部に輸送条件を示して要請する。

(6) 賃金職員等による輸送

車両等による輸送が不可能なときは、賃金職員等により輸送する。輸送のための労力の確保は、本章第2節第2項技術者の雇上げに定めるところによる。

(7) 強制従事による輸送力の確保

一般の方法により、自動車等輸送力の確保ができないときは、強制命令を執行して確保する。強制従事の方法は、本章第2節第3項従事命令等に定めるところによる。

5 市本部における自動車、舟艇の確保

(1) 自動車等の輸送力の確保を要請するときは、市本部に次の輸送の条件を明示して確保を要請する。

ア. 輸送区間又は借り上げ期間

イ. 輸送量又は車両の台数等

ウ. 集合の場所及び日時

エ. その他の条件

(2) 市本部は、前記要請があったときは、車両等保有班の状況等を考慮し、使用車両等を決定する。

6 輸送の応援

市本部において自動車、舟艇等の確保ができないとき、あるいは市のみでは輸送ができないときは、県本部に輸送条件を明示して、応援の要請をする。ただし、緊急を要するときは、隣接市町に直接応援を要請する。

7 輸送記録

災害輸送を行った班は、次の記録を作成し整備保管する。

ア. 車両使用書（様式11号）

イ. 輸送記録簿（様式12号）

8 費用の基準及び支払

輸送業者による輸送又は車両の借り上げは、慣行料金（国土交通省の認可を受けている料金以内）による。

なお、自家用車等の借り上げについては、借り上げ謝金（運転手付き等）として輸送業者に支払う料金の範囲内（概ね8割程度以内）で所有者と協議し定める。

ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費負担（運転手付きの場合は賃金）程度の費用とする。輸送費あるいは借上料の請求に当たっては、輸送明細書（様

式13号)を請求書に添付して提出する。

9 災害救助法による輸送の基準

災害輸送のうち、「災害救助法」による救助実施のための輸送及び移送の基準は、次による。

(1) 輸送、移送の範囲

ア. 罹災者を避難させるための移送

市長、警察官等避難指示者の指示に基づく長距離避難のための移送

イ. 医療及び助産のための移送

重篤患者のため医療班で処置できない者等の移送及び医療関係者の移送

ウ. 被災者救出のための輸送

救助のために必要な人員、資材等の輸送及び救出した被災者の移送

エ. 飲料水供給のための輸送

飲料水の直接輸送及び確保のために必要な人員、ろ過機その他機械器具、資材の輸送

オ. 生活必需物資の輸送

被災者に支給する被服、寝具その他生活必需品、炊き出し用食料、学用品及びその他救助に必要な医療衛生材料、医薬品の輸送

カ. 遺体捜索のための輸送

遺体の捜索のために必要な人員、資材等の輸送

キ. 遺体処置のための移送

遺体処置のための医療班員又は衛生材料等の移送及び遺体を移動させるために必要な人員、遺体の移送

(2) 上記輸送範囲外の輸送

市本部は、県支部救助班を経由して、県本部防災班に範囲外輸送について要請する。なお、要請、申請に当たっては、次の事項を明示して行う。

ア. 輸送の種類及び輸送物資の内容

イ. 輸送区間又は距離

ウ. 輸送を要する物資等の数量、積載台数等

エ. 輸送を実施しようとする期間

オ. 輸送のために必要とする経費の内容及び金額

カ. 輸送を要する理由

キ. その他

(3) 輸送期間

各救助の実施期間中とする。

(4) 費用の限度

本項第8号（費用の基準及び支払）に示す費用の基準による

(5) 報告その他の手続等

市本部は、輸送及び移送を実施した各班の実施状況を取りまとめ、救助日報（様式 36 号）により毎日その状況を県本部防災班に報告する。なお、輸送に関する記録は、災害救助分と区別し、市本部において整理、保管する。

10 緊急物資の地域内輸送拠点の運用

(1) 地域内輸送拠点

市は被災地内の道路の交通混乱を避けるため、被災地内の指定避難所等へのアクセス、道路の被害状況、並びに予想される輸送物資の種類及び量等を勘案し、被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの間、次の場所を地域内輸送拠点として使用し、緊急物資の受入れ、仕分作業を行う。

≪地域内輸送拠点≫

名称	所在地	利用面積	緊急輸送道路
瑞穂市牛牧北部防災センター	瑞穂市十九条 413-1	1,090 m ²	県道美江寺西結線
瑞穂市総合センター	瑞穂市別府 1283	1,383 m ²	県道北方多度線
瑞穂市役所穂積庁舎（第3庁舎）	瑞穂市別府 1288	75 m ²	県道北方多度線
瑞穂市役所巢南庁舎	瑞穂市宮田 300-2	103 m ²	県道曾井中島美江寺大垣線

(2) 滞留防止対策

市本部は各地域に必要な物資の品目、数量を把握し、緊急物資の受入れ、輸送の調整を行う。なお、緊急物資が充足した場合には、その旨を市のホームページに掲載する。

物資の運搬において、人員確保のため、消防団の応援が必要な場合は、災害対応活動終息後の消防団の団員派遣及び消防団車両活用について消防団部経由で応援を要請する。

第7節 通信の確保

1 方針

被害状況その他の情報の報告等災害時における連絡を行い、迅速・適正な災害応急対策活動を講ずるため、災害発生後直ちに通信手段の確保を図る。

2 実施責任者

企画部

3 情報通信手段の機能確保

市は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障を生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

4 有線通信施設による通信

災害時における有線電話による通信は、次の方法によるものとする。

(1) 一般加入電話による通信

災害時優先電話の利用により通話を行うものとする。災害時の救援、復旧や公共の秩序を維持するために必要な重要通信を確保できるよう、あらかじめ災害時優先電話に指定されている電話は、災害時においても優先的に通話を利用することができる。

(2) 警察電話による通信

一般加入電話（非常電話を含む。）が使用困難な場合であって、緊急を要するときは、警察機関の協力を得て警察用電話により通信の伝達を依頼する。

(3) 鉄道電話による通信

上記と同様、緊急を要するときは、鉄道機関の協力を得て鉄道専用電話により通信の伝達を依頼する。

(4) その他有線電話による通信

上記の他有線専用電話が敷設されている地域にあつては、当該施設機関の協力を得て、通信の伝達を依頼する。

5 無線通信施設による通信

災害発生時における無線通信施設による通信は、次の方法によるものとする。

(1) 市防災行政無線

市本部は、同報系防災行政無線を使用し、災害情報を市民に伝達する。また移動系防災行政無線（MC A無線）及び同報系防災行政無線のアンサーバック機能を使用し災害の情報収集、伝達を行う。

(2) 県防災行政無線

災害時において、有線通信途絶時で緊急を要する場合は、県防災行政無線により県本部及び県支部と連絡を行う。

(3) 警察無線による通信

防災行政無線による通信が使用困難な場合であって、緊急を要するときは、最寄りの警察機関の協力を得て、警察無線により通信の伝達を依頼する。

(4) 非常通信による通信

市、県及び防災関係機関は、一般加入電話及び自局の無線電話による通信が不可能な場合であって、緊急を要するときは、東海地方非常通信協議会構成員の協力を得て、非常通信の伝達を依頼する。

6 インターネット等による通信

災害発生時に、災害対策本部においてインターネット及び携帯電話を利用した画像伝送により被災状況等を把握するとともに、携帯Eメールを利用して災害に関する情報を伝達する。

7 衛星携帯電話による通信

大規模災害が発生し、有線通信施設等の施設が被害を受け通信不能となった場合は、衛星携帯電話による通信を確保する。

8 急使による通報

上記4から7までの方法等により通信できないときは、急使によって連絡する。

9 文書による通報

通信に当たっては、通報の発受内容を記録し、発信した事項のうち特に定めるものは、更に文書により通報する。なお通信の発受記録及び文書による通報は、「本章第9節地震災害情報の収集・伝達」及びそれぞれの応急対策の計画に定めるところによる。

第8節 地震情報の受理・伝達

1 方針

地震災害応急対策活動に役立てるため、気象庁、県本部からの地震情報を迅速かつ的確に収集し、伝達する。

2 実施責任者

各部局

3 地震情報の発表

気象庁（岐阜地方気象台）は、県内の観測点で震度1以上を観測した場合は、「震源・震度情報」及び「長周期地震動に関する観測情報（長周期地震動階級1以上を観測した場合）」を、震度3以上を観測した場合は「震度速報」及び「震源に関する情報」（津波警報又は津波注意報を発表した場合は除く。）を、震度5弱以上を観測した場合は「推計震度分布図」を、顕著な地震の震源要素更新や地震が多発した場合等は「その他の情報」を発表・伝達する。

さらに場合に応じて、地震活動の状況等をお知らせする「地震活動に関する解説情報」等の資料提供をする。

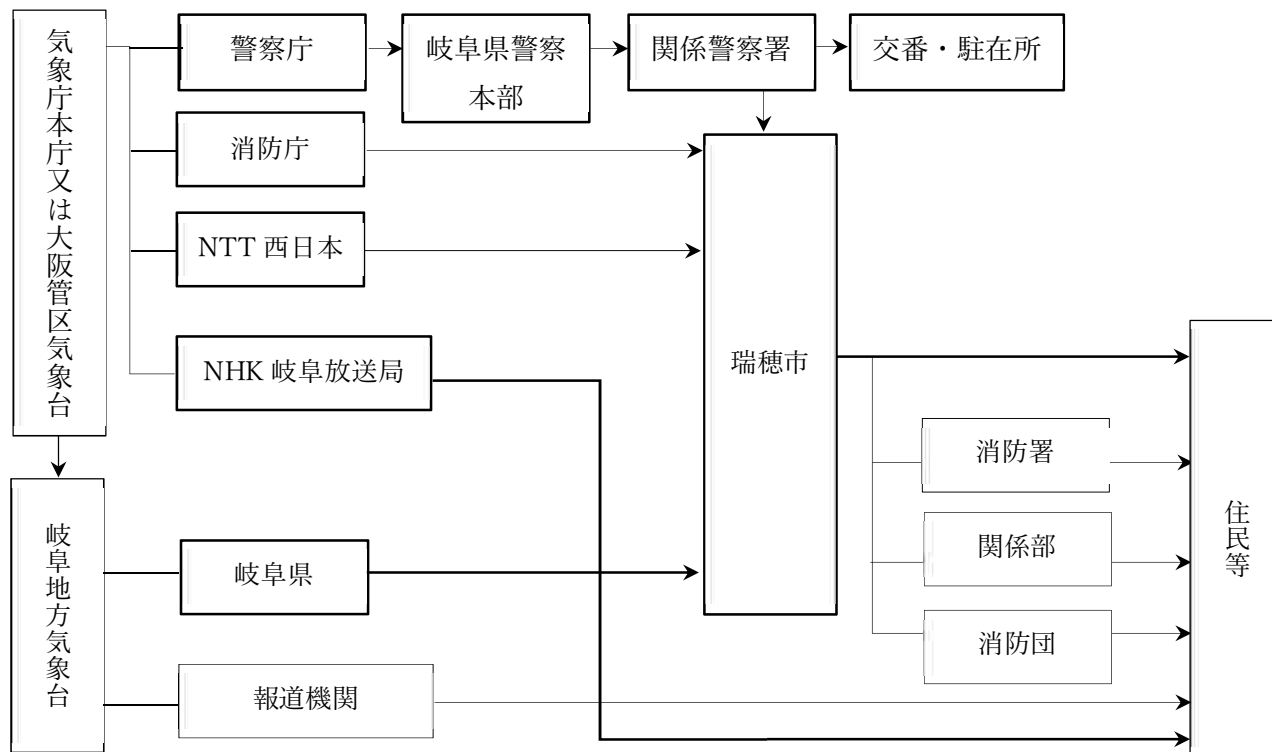
情報の種類	内容
震度速報	地震発生約1分後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配はない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報、地震活動に関する解説情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表。
推計震度分布図	震度5弱以上を観測した場合に、観測した各地の震度データをもとに1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

※ なお、震度速報、震源に関する情報、震源・震度に関する情報で用いる地域名は、岐阜県の場合、「岐阜県飛騨」、「岐阜県美濃東部」、「岐阜県美濃中西部」となり、瑞穂市は「岐阜県美濃中西部」に属する。

(1) 地震情報等の伝達体制

市は、震度4以上の地震情報を受理したときは、直ちに同報系防災行政無線子局、広報車、自主防災組織の伝達組織により伝達するとともに、被害が発生するおそれがある場合には、避難の勧告、指示等の措置を行う。

《気象台地震情報発表時の伝達系統図》



(注) 太枠で囲われている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先

太線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

(2) 緊急地震速報の発表、伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会へ通知するほか、関係機関への提供に努める。

日本放送協会は、気象庁からの通知を受けて、緊急地震速報の放送を行う。

市等は、受信した緊急地震速報を地域衛星通信ネットワーク、瑞穂市防災行政無線等により住民等へ提供するよう努めるものとする。

市は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、瑞穂市防災行政無線をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

4 緊急地震速報の伝達

市は、J-ALERT システムで受信した緊急地震速報を防災行政無線をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、市民に迅速かつ的確に伝達する。

第9節 地震災害情報の収集・伝達

1 方針

災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うためには、防災関係機関との連絡や情報収集、更には報道機関や県を通じた正確な情報提供が不可欠であり、迅速に被害情報及び災害応急対策等の情報の調査、報告（即報）及び収集、伝達体制を確立する。

2 実施責任者 各部局

3 情報収集・連絡手段

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、被災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定して体制の整備を推進する。

(1) 情報の収集

市は、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、県警察、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備を図る。

市は、所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報又は被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

市は、災害時の迅速な把握のため、安否不明者等についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

また、市は必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報提供等の協力を求める。

(2) 情報の整理

市は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かす。また、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図る。

(3) 情報の連絡手段

市は、県被害情報集約システム、電話、ファクシミリ、防災行政無線（戸別受信機を含む。以下同じ。）、携帯電話等の通信手段の中から、状況に応じ最も有効な手段を用いて、情報を連絡するものとするが、原則、県被害情報集約システムにより報告する。

4 被害状況等の調査・報告

(1) 被害状況等の報告方法

市は、人的被害の数について広報を行う際には、県警察、県等と密接に連携しながら適切に行う。

地域内に災害が発生した場合は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、災対法及び災害報告取扱要領及び即報要領に基づき、県にその状況等を報告し、応急対策終了後15日以内に文書により県に確定報告を行う。通信の途絶等により県に連絡できない場合は、直接消防庁に報告し、連絡が取れ次第県にも報告する。

災害情報及び被害状況報告は、災害対策上極めて重要なものであることから、企画部長を報告の責任者とし、数字等の調整について責任を持つ。

なお、被害の調査が、被害甚大でその市においては不可能なとき、あるいは調査に技術を要するためその市単独ではできないときは、関係機関（県事務所等）に応援を求めて行う。

市及び県は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び非常本部等（「非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。以下同じ。）を含む防災関係への共有を図るものとする。

(2) 一定規模以上の災害

市は、「火災・災害即報要領」第3直接即報基準に該当する火災、災害等を覚知したときは、第一報を県に加え、直接消防庁に対しても、原則として30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告を行う。この場合において、消防庁から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。

また、消防機関への119番通報が殺到した場合については、市は、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県に報告するとともに直接消防庁へも報告する。

更に、市は震度6弱以上の地震を観測した場合（総務省から必要に応じて報告を求められた災害も含む。）は、総務省が別に定める方法等により、県へ報告する。

(3) 被害状況等の調査及び報告

被害状況等の調査及び報告は、災害の種別その他の災害条件によって一定ではないが、概ね次表の区分によって調査、報告をする。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は都道府県に連絡する。

種別区分	調査報告事項	報告時限・報告様式
災害概況即報	災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、発生状況、被害概況、防護応急活動状況等を即時に報告する。	発生の都度即時 (様式14号)
被害状況即報	災害により被害が発生したとき、直ちにその概況を調査し、報告する。	発生後毎日定時 (様式15号)
中間調査報告	概況調査後被害が増大し、あるいは減少したとき、及び概況調査で省略した事項を調査し、報告する。	被害の状況が概ね確定したとき(様式15号)

確定（詳細）調査 報告	災害が終了し、その被害が確定したとき に全調査事項を詳細に調査し、報告する。	応急対策を終了した後 20日以内（様式15号）
----------------	---	----------------------------

（注） 毎日定時に報告を必要とする場合は、県がその時刻、回数、期間を検討のうえ指示する。

（4） 被害状況等の調査及び報告の優先順位

被害状況等の調査報告の順序、時期は、災害の種別、規模等によって一定できないが、人的被害（行方不明者の数を含む。）と直接つながる被害の調査、報告を他の被害に優先して行う。

（5） 被害情報の調査機関

被害状況の調査は、次に掲げる部において関係の機関及び団体と協力し、あるいは応援を得て実施する。

ただし、被害の調査に技術を要する場合あるいは被害が甚大で市単独では調査が困難な場合は、県支部に連絡し、関係機関等の応援を求めて行う。

調査事項	調査機関	協力応援機関	県報告事項等
住家等一般被害	市民部	応援協定	住家の一般被害状況の調査、報告
社会福祉施設被害	健康福祉部		社会福祉施設被害状況の調査、報告
教育委員会所管の 児童福祉施設被害	教育部	私立保育施設等	教育委員会所管の児童福祉施設 被害状況の調査、報告
医療衛生施設被害	健康福祉部	もとす医師会 もとす歯科医師会 もとす薬剤師会	医療衛生施設被害状況の調査、報告
水道施設被害	上下水道部		水道施設被害状況の調査、報告
商工業関係被害	環境経済部	商工会	商工業関係施設被害状況の調査、報告
観光施設被害	環境経済部	商工会	観光施設被害状況の調査、報告
農業関係被害	環境経済部	農業委員会 農業協同組合 農事改良組合	農業関係被害状況の調査、報告
土木施設被害	都市整備部	建設業組合	土木施設被害状況の調査、報告
教育・文化関係被害	教育部	女性の会 文化協会 体育協会	教育関係被害状況の調査、報告
市有財産被害	総務部 (各部)		市有財産被害状況の調査、報告
火災の状況	企画部		消防団員の活動状況
水防の情報	企画部		水防の情報状況の調査、報告

総合被害状況	企画部	各部からの報告を 取りまとめる	総合被害状況の調査報告
--------	-----	--------------------	-------------

(6) 被害状況の報告

- ア. 各班は、被害状況等の取りまとめを行い、市本部に提出する。
- イ. 市本部（市民協働安全班）は、各班から提出された被害状況等を集計し、県本部又は県支部各班へ報告する。なお、県本部又は県支部に報告できない場合に合っては、直接消防庁その他報告の必要がある行政機関に報告する。
- ウ. 災害救助法が適用された場合は本節第5項により報告する。

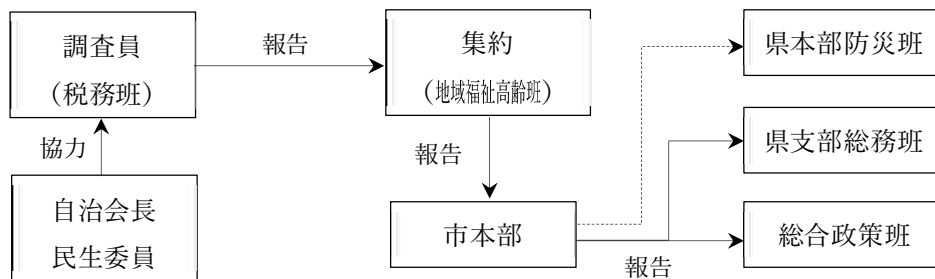
5 部門別被害状況の調査、報告

各部門の被害その他の情報と実施又は実施しようとしている各種応急対策等の情報は次の区分によって行う。

(1) 住家の一般被害状況の調査、報告

人的被害及びこれにつながる被害状況を把握し、災害救助法その他の応急救助等実施の基礎資料とするための必要な事項を調査、報告する。

ア. 調査、報告の系統



イ. 調査、報告事項及び様式

「住家等一般被害状況等報告書」（様式16号）に定める事項については、「住家等一般被害調査表」（様式16号の2）によって調査、報告する。

- a. 概況調査のうち水害による浸水の調査等において、個々についての調査が不可能な場合は、浸水地域（地区等）の世帯数、面積、水深の状態等を考慮のうえ、当該地域の事情に詳しい関係者が被害を認定する等の方法により、また被災人員についても当該地域の平均世帯人員等により計算する方法もやむを得ない。
- b. 詳細（確定）調査に当たっては、「住家等一般被害調査表」（様式16号の2）によって調査員が世帯別に調査し、これを健康福祉部において集計して確定被害とする。なお、調査に当たっては、現地調査のみによることなく住民登録、食料配給事務等の諸記録とも照合し正確を期す。
- c. 人的被害のある場合には、関係部局の協力により死者、行方不明者、負傷者の住所、氏名、人数の確認に当たる。

ウ. 被害状況判定の基準

災害により被害を受けた人及び建物の程度区分は、概ね次の基準による。

《災害救助法による被害状況認定基準》

被害等区分	判定基準
死 者	遺体を確認できた者又は遺体を確認することができないが、死亡したことが確実な者
行方不明	1 所在が不明となり、かつ、死亡の疑いのある者 2 家屋倒壊のため生埋め、下敷きとなった者等生死不明の者
重 症	1ヶ月以上の治療を要する見込みの者
軽 傷	1ヶ月未満で治療できる見込みの者又は治療材料の支給を要すると認められる者
全 壊	1 損失部分の床面積が、その建物の延床面積の70%以上に達した程度のもの 2 住家の主要な構成要素の経済的被害に住家全体に占める損失割合で表し、その住家の損失割合が50%以上に達したもの 3 被害住家の残存部分に補修を加えても再びその目的に使用できないもの
半 壊	1 損失部分の床面積が、その建物の延床面積の20%以上70%未満のもの 2 住家の主要な構成要素の経済的被害に住家全体に占める損失割合で表し、その住家の損失割合が20%以上50%未満のもの 3 被害住家の残存部分を補修を加えれば元通りに再使用できる程度のもの
床上浸水	住家の浸水が床上に達した建物又は土石竹木等の堆積により一時的に居住することができない建物
床下浸水	住家の浸水が床上に達しない建物
一部破損	建物の被害が半壊に達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた建物（窓ガラスを数枚破損した程度の軽微な被害は含めない。）
住 家	現実にその建物を直接居住の用に供している建物
非 住 家	住家として扱う以外の建物をいい、被害建物としての計上は、一部破損以上の被害を受けた全建物を計上する。
一 棟	「棟」とは、一つの独立した建物をいう。なお母屋に付属している風呂、便所等は母屋に含めて1棟とするが、2以上の棟が渡り廊下等で接続している場合は2棟とする。
一 戸	住家として居住するのに必要な炊事場、便所、浴場あるいは離座敷等を含めた一群の建物単位をいう。
世 帯	生計を一にしている実際の生活単位（寄宿舍、下宿等で共同生活を営んでいるものについては、その寄宿舍等を一世帯とする。）

(注) 1. 同一建物の被害が重複する場合にあっては、次の順序の上位被害として扱う。

①全壊 ②半壊 ③床上浸水 ④床下浸水 ⑤一部破損

2. 破壊消防等による全壊、半壊は、それぞれ本表の区分に従って災害による被害として扱う。

3. 住家の付属建物（便所、浴場等）の被害のみであるときは、その付属建物の被害が全失であっても総延面積の比率によって判定する（比率が小さければ住宅の一部破損とする。）。

4. 遺体の調査計上は、被災市町村において行う。ただし、遺体が漂着した場合で被災地が明確でない場合にあってはその者の被災地が確定するまでの間は、遺体の保存（処置）を市町村の被

害として計上する。

5. 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市地域で行方不明者になった者について、県警察との協力により、正確な情報収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に報告する。
6. 非住家被害を計上する場合には、官公署庁舎、学校、病院、公民館、神社仏閣等と、土蔵、倉庫、車庫、納屋等とに区分して計上するものとする。なお、非住家として扱う建物の中には、本計画の各部門別の被害状況調において調査計上される公共的施設及びその他の建物等の被害も含めて重複計上するものである。

エ. 被災者生活再建支援法による被害状況認定基準

被害状況の認定は、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日付府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」に規定される住家の損害割合による場合の具体的な調査方法や判定方法を定めた、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和2年3月付け内閣府（防災担当）」により行う。

本運用指針において判定する住家の被害の程度は、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「準半壊」又は「半壊に至らない（一部破損）」の5区分とする。

被害の程度	認定基準
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、即ち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、消失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、即ち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。

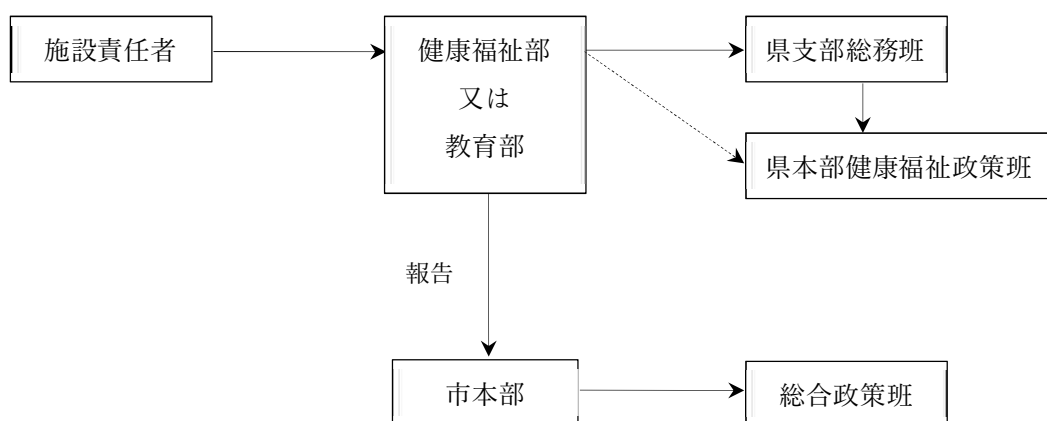
(注) 1. 「住家被害戸数」については、「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定する。

2. 「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
3. 「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。
4. 「構造耐力上主要な部分」とは、住家の荷重を支え、外力に対抗するような基本的な部分（基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（梁、桁、その他これらに類するもの））等を指し、構造耐力上重要でない、間仕切り用の壁、間柱、畳、局所的な小階段等は含まない。

(2) 社会福祉施設被害状況の調査、報告

社会福祉施設の災害による被害状況を把握し、利用者の保護と施設応急対策の基礎資料とするため、必要な事項を調査、報告する。

ア. 調査、報告の系統



イ. 調査、報告事項及び様式

「社会福祉施設被害状況等報告書」（様式 17 号）に定める事項について調査、報告する。

ウ. 被害程度の判定基準

建物の全壊、半壊、浸水等の被害区分は本節 5（1）ウ「被害状況判定の基準等」の例による。

エ. 調査、報告の方法

- a. 建物及び人的被害は、ともに「住家等一般被害状況等報告書」（様式 16 号）と重複計上されるものであるから、調査、報告あるいは集計に当たっては留意して取り扱う。
- b. 確定報告を文書によって行うときは、「社会福祉施設被害調査表」（様式 17 号の 2）を添えて提出する。

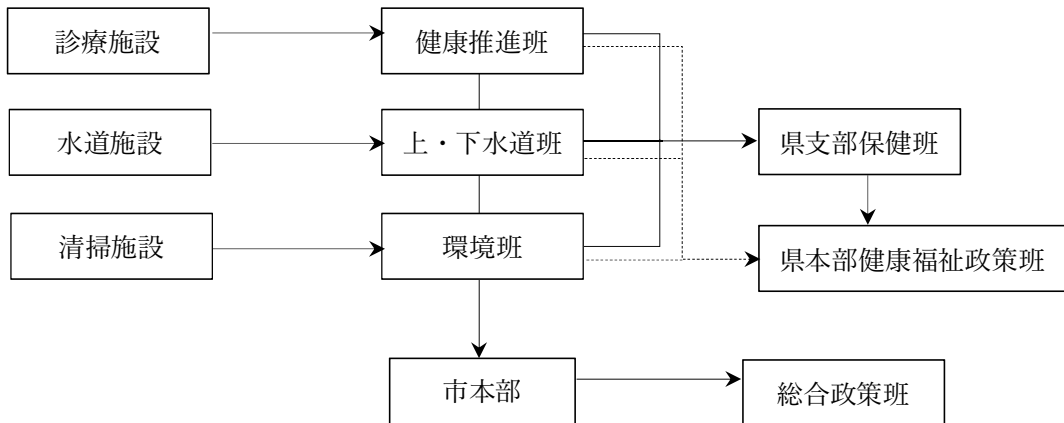
オ. 報告書記載作成の方法

- a. 各施設責任者は報告書を作成し、健康福祉部（教育委員会所管の児童福祉施設においては教育部）に報告する。健康福祉部及び教育部は、これらを集計して本報告を作成する。
- b. 報告に当たっては、施設名称、被害室名及び利用者の措置並びに今後の対策等を備考欄に記載する。

(3) 医療、衛生施設被害状況等の調査、報告

医療、衛生施設の災害による被害の状況を把握し、医療、衛生対策の基礎資料とするため、必要な事項を調査、報告する。

ア. 調査、報告の系統



イ. 調査、報告様式

「医療、衛生施設被害状況報告書」(様式 18 号) に定める事項について調査、報告する。

ウ. 医療、衛生施設の範囲

調査は、公営、民間経営全てについて計上する。

エ. 調査、報告の方法

- a. 施設の調査に当たっては、「医療、衛生施設被害状況等報告書」(様式 18 号) によって行い、確定報告を文書によって行うときは「医療、衛生施設被害調査表」(様式 18 号の 2) を添えて提出する。

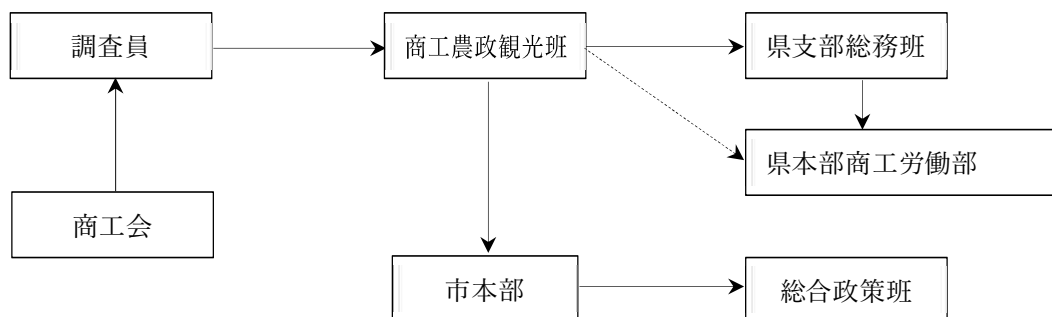
b. 被害状況

被害状況のうち、建物については「住家等一般被害状況等報告書」(様式 16 号) と重複計上されるので、調査、報告、集計に当たっては留意して取扱う。ただし、建物が住宅と併用されているものは、棟数は本施設に計上せず、施設数と被害額のみ計上する。

(4) 商工業及び観光施設被害状況の調査

商工業及び観光施設の災害による被害状況を把握し、応急対策等の基礎資料とするため、必要な事項を調査、報告する。

ア. 調査、報告の系統



イ. 調査、報告様式

「商工業関係被害状況等報告書」（様式 19 号）及び「観光施設被害状況等報告書」（様式 20 号の 9）に定める各事項について調査、報告するほか、浸水による被害については、その浸水の程度を床上、床下に区分して調査する。

ウ. 調査の基準（商工業関係）

- a. 建物の被害棟数は、一部破損以上の被害建物を計上する。なお、店舗、工場等の建物が住宅と併用されているいわゆる併用住宅については、本調査では棟数は計上せず件数と被害額のみを計上する。
- b. 建物施設と製品、商品、仕掛品、原材料の双方に被害を生じた場合の製品、商品、仕掛品、原材料の被害件数は（ ）外書として計上する。
- c. 建物、施設の全失欄には、全壊、全流失、全埋没、全焼失その他これに類するものを計上する。
- d. 共同施設欄には、事業協同組合、事業共同小組合若しくは協同組合連合会、協同組合又は商工組合の共同施設のうち、倉庫、生産施設、加工施設、検査施設、共同作業場及び原材料置場についての物的被害を計上する。
- e. 間接被害額の「その他災害の発生により生じた損害額」欄には、季節的商品の出荷遅延による評価価格の減少額等を計上する。
- f. 被害計上に当たっては、農林被害との関係に留意し重複、脱漏の防止に努める。

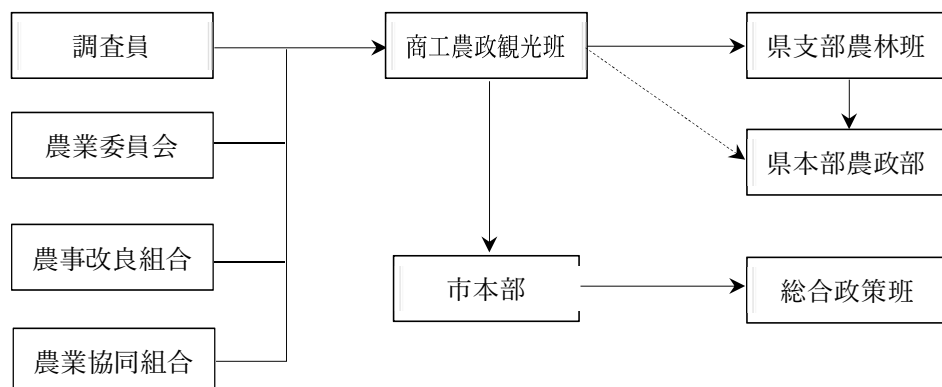
(5) 農業関係被害状況等の調査、報告

農業関係の被害状況を把握し、応急対策の基礎資料とするため、必要な事項を調査、報告する。

ア. 調査、報告の系統

被害状況の調査は、商工農政観光班において行う。ただし、実際の調査に当たっては、県支部農林班、農業委員会、農事改良組合、農業協同組合と協力し、又は協力を得て行う。

なお、特に農作物の被害調査は、県支部農林班員の立会応援を求めて、統一した的確な被害の把握に努める。



イ. 調査、報告事項及び様式

農改、農産、畜産、水産、耕地関係に区分し、農業関係については（様式 20 号～様式 20 号の 8 及び様式 20 号の 10～様式 20 号の 13）の定める事項を調査、報告する。

ウ. 報告期限

- a. 概要報告については、災害発生後3日以内
- b. 中間報告については、災害発生後9日以内
- c. 確定報告については、災害終息後15日以内

エ. 調査の基準等

被害状況調査に当たっての判定の基準は、概ね次による。

a. 農地等の被害区分

流失 その筆の耕地の厚さの1割以上が流失した状態のものをいう。

埋没 土砂が耕地を被服し、耕地として利用できなくなった状態のものをいう。

b. 農作物等の作物被害は、その災害による収穫量の減収相当分を予想（推定）して計上する。

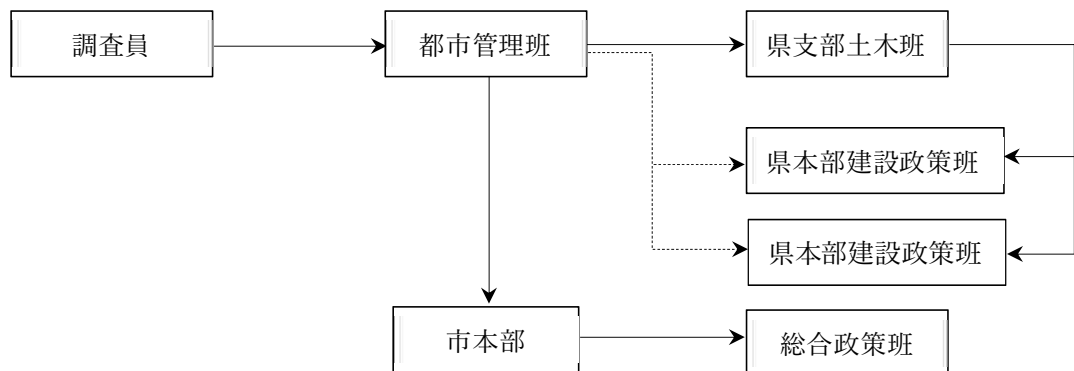
c. 冠水 作物の先端が見えなくなる程度に水が浸かったものをいう。

(6) 土木施設及び都市施設被害状況等調査

土木施設及び都市施設の被害状況を把握し、応急対策等の基礎資料とするため、必要な事項を調査、報告する。

ア. 調査、報告の系統

調査は、都市管理班が県本部建設班又は県支部土木班の協力を得て行い、報告は次の系統により行う。



イ. 調査、報告の範囲

土木、都市施設全般について行う。ただし、土木施設のうち国の直轄施設の被害は参考的に調査、報告する。

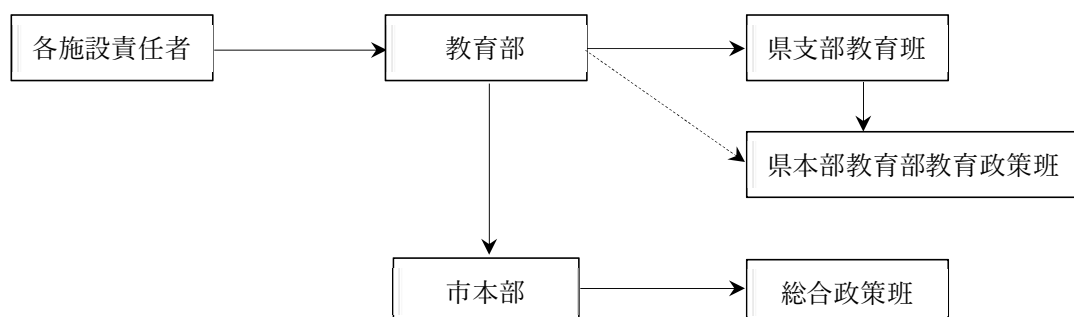
ウ. 調査、報告事項及び様式

「土木施設被害状況等報告書」(様式21号②)、「都市施設被害状況報告書」(様式22号)に定める事項について調査、報告する。国の直轄施設については該当欄に()外書する。

(7) 教育関係被害状況の調査、報告

教育関係（私立を含む。）の被害状況を把握し、施設の応急対策等の基礎資料とするため、必要な事項を調査、報告する。

ア. 調査、報告の系統



イ. 調査、報告事項及び様式

「教育関係被害状況等報告書」（様式 23 号）に定める事項について調査、報告する。

ウ. 被害程度判定の基準

被害程度判定の基準被害程度の区分の判定は、概ね次の基準による。

a. 全壊、全焼、流失

建物が滅失した状態又は建物の垂直材の全部又は一部が水平状態となり、かつ、屋根の全部又は一部が地上に落ちた建物の状態をいう。

b. 半壊、半焼

建物の構造部分が被害を受け、全壊に至らないが傾斜若しくはゆがみを直し、又は補強を行う程度では復旧できない建物の状態をいう。なお、当該建物が復旧してもその安全度保持上長期間の使用ができないと認められる場合には、当該建物は復旧できない状態にあるものとみなす。

c. 一部破損

建物の構造部分が被害を受け、傾斜若しくはゆがみを直し、又は補強を行う程度で復旧できる建物の状態及び建物の構造部分以外の部分のみが被害をうけた建物の状態をいう。

エ. 用途別区分基準

施設の用途別区分は、概ね次の基準による。

a. 当該学校の使用に供されている建物

教員住宅を除き、それ以外の建物に付属する建築設備及び付帯設備をいう。

b. 建物以外の工作物

土地に固着している建物以外の工作物、例えば、自転車置場、相撲場、吹き抜けの渡り廊下等をいう。

c. 土地

学校敷地、運動場、実習地等の校地及び校地造成施設をいう（校地造成施設とは、崖地の土留擁壁、排水溝、排水路、側溝、法面、芝、テニスコート等のコート類、トラック、フィールド、砂場、造園工作物（樹木は除く。）等）をいう。

d. 設備

校具、教材、教具、机や椅子等の物品、例えば、生徒用及び教師用の机、椅子、書棚、楽器、図書、視聴覚教具、各教科の授業に用いる諸機械、車両、用具、給食調理機械器具、食器等をいう。

オ. 報告書記載作成の方法

a. 区分欄は次のように区分する。

(市立施設)

幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校・高等学校・短期大学・大学・図書館・公民館・体育施設・青少年の家等

(私立施設)

幼稚園・小学校・中学校・高等学校・短期大学・大学等

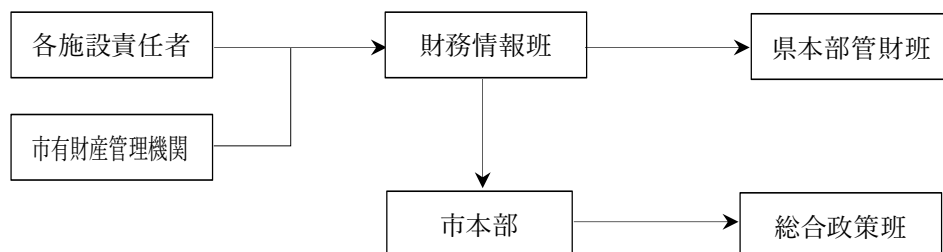
b. 文化財に被害があったときは、「その他」欄に文化財の名称又は件数、被害額を記載し報告する。

c. 建物の浸水は、被害の有無にかかわらず計上する。従って、要補修以上の被害がある建物は、重複して計上される。

(8) 市有財産被害状況等の調査、報告

市有財産の被害状況を把握し、応急対策等の基礎資料とするため、必要な事項を調査、報告する。

ア. 調査、報告の系統



イ. 調査施設の範囲

市有財産（物品を含む。）のほか借用財産（無籍建物等を含む。）にあっても、その復旧等を市の責任において実施しなければならないものを含める。なお、市教育委員会施設についての調査報告は、それぞれの施設の被害状況調査による。

ウ. 調査、報告事項及び様式

「市有財産被害状況等報告書」（様式 24 号）に定める事項について調査、報告する。

エ. 調査、報告の基準

建物の被害区分は、「住家等一般被害状況等報告書」の判定基準による。

オ. 調査、報告の方法

調査報告に当たっては、次の点に留意して行う。

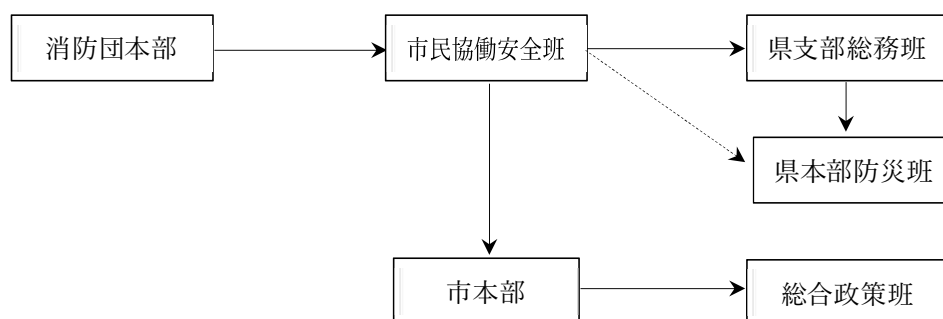
a. 確定報告を行うときは「市有財産被害状況等報告書」（様式 24 号）を提出する。

b. 本被害のうち、建物については「住家等一般被害」の住家（公舎等）及び非住家その他と重複計上される。

(9) 消防団活動の調査、報告

災害時における消防機関の活動等を把握し、応急対策の基礎資料とするため、必要な事項を調査、報告する。

ア. 調査、報告の系統



イ. 調査、報告及び様式

「消防団員活動状況報告書」(様式 25 号)に定める事項について調査、報告する。

(10) 総合被害状況等の収集、報告

ア. 収集の系統

被害情報等は、各部から市本部に集約し、集計する。

イ. 情報の集計、報告及び通報

市本部は、「総合被害状況調」(様式 26 号)及び「被害状況調」(様式 26 号の 2)に定める事項について集計を行う。

総合政策班は、集計した被害状況のうち、「被害状況調」については、報道機関及び県警察に通報する。

なお、「総合被害状況調」に「災害総合被害状況調」(様式 26 号の 3)を添付し、市本部における対策資料とするほか、必要に応じて報道機関その他関係機関に通報する。

6 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

7 情報の共有化

市及び県は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

第10節 災害広報

1 方針

住民の安全の確保、民心の安定及び迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、被災者へのきめ細やかな情報の提供に心掛けるとともに、デマ等の発生防止対策を講じ、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮して、被災者等への広報を行う。

2 実施責任者

企画部、総務部

3 災害広報の実施

市は、災害発生後速やかに広報部門を設置し、県及び防災関係機関と連携して、被災住民をはじめとする市民に対して、適切かつ迅速な広報活動を行うものとする。

4 市の広報する災害に関する情報

市は、情報伝達に当たって、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、掲示板、ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーク・サービス）、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得るなどあらゆる伝達手段の複合的な活用を図る。また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努める。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

災害の発生状況、避難に関する情報（避難所、避難情報等）、災害応急対策活動の状況、被災者生活支援に関する情報、その他市民生活に関することなど、被災者のニーズに応じたきめ細やかな情報を提供する。その際、情報の混乱を避けるため、関係機関と十分に連携を保つものとする

(1) 広報の手段

ア．防災行政無線による広報

同報系防災行政無線による広報は、市民協働安全班が行うものとし、市内一斉、地域別又はグループ別での放送により、効果的に広報を実施する。

イ．コミュニティ FM による広報

株式会社シティエフエムぎふ緊急割込み放送による広報は、総合政策班が行う。

ウ．インターネットによる広報

瑞穂市公式ホームページ・ＳＮＳの広報は、総合政策班が行うものとし、市域全体の被害概要、開設中の避難施設一覧、各種支援に関する情報などについて、最新の情報を掲載する。

エ. 緊急速報メールによる広報

緊急速報メールによる広報は、市民協働安全班が行う。

オ. 広報車による広報

各部は、広報車により災害情報を広報する。

5 報道機関との連携

市は、情報を一元的に報道機関に提供し、必要に応じて報道を要請する。

報道機関は、各機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力するものとする。

6 デマ等の発生防止対策

市は、デマ等の発生を防止するため、報道機関の協力も得て、正確な情報を迅速に提供するとともに、デマ等の事実をキャッチしたときはその解消のため適切な措置をする。

7 被災者等への広報の配慮

市は、文字放送、外国語放送等の様々な広報手段を活用し、要配慮者の多様なニーズに配慮した分かりやすい情報伝達に努める。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した広報を行う。特に外国人に対しては、多言語による災害情報の発信に配慮する。

8 安否不明者等の氏名等公表

県は、要救助者の迅速な把握による救助・搜索活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、県が定める手順に従い、市町村等と連携のうえ、安否不明者、行方不明者、死者の氏名等を公表するものとする。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれている場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

9 総合的な情報提供・相談窓口の設置

市は、市民からの意見、要望、問合せに対応するため、総合対応窓口を設置する。

第11節 消防・救急・救助活動

1 方針

大規模地震発生時には、火災の多発により極めて大きな人命危険が予想されるため、消防団員はもとより住民、事業者あがて出火防止と初期消火を行うとともに、消防機関は、関係消防機関と連携を保ちつつその全機能をあげて避難の安全確保を始め、重要な地域、対象物の防ぎよと救助・救急活動等に当たり、激甚な大規模災害等から地域住民の生命、身体を保護する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

2 実施責任者

企画部、消防部

3 出火、延焼の防止

市は、出火等を防止するため住民、事業者等に対し、広報、巡回指導等を行い、出火等の防止措置の徹底を図る。自主防災組織及び事業所、危険物施設等の自衛消防組織等はこれに協力し、出火等の防止に万全を期する。

(1) 初期消火

自主防災組織等は、道路の寸断等により消防隊の活動が阻害される場合に備え、初期消火に努め、消防機関の消火活動に協力するものとする。

(2) 延焼の防止（火災防ぎよ）

消防機関は、火災の発生状況、通行可能な道路、利用可能な水利等を速やかに把握し、火災の延焼防止に万全を尽くす。

市は、火災の状況が市の消防力を上回る場合には、岐阜県広域消防相互応援協定及び岐阜県広域消防応援基本計画の定めるところにより消防相互応援を行い、県は、消防庁に対して緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行うなど、全国的な消防応援体制の活用を図る。

4 負傷者等の救出及び救急活動

(1) 消防機関等による救出・救急活動

消防機関は、倒壊家屋の下敷き、ビル内での孤立、土砂による生き埋め等により救出を必要とする者に対し、速やかに救出活動を行い、負傷者については、医療機関又は応急救護所へ搬送する。

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

ア. 救出活動

- a. 生き埋め者等に関する情報の収集に努めるとともに、資機材を使用して生き埋め者等の早期発見に努める。
- b. 救出活動を阻害するがれき、土砂、コンクリート等の除去のため、瑞穂市緊急対策協力会の協力を得て、大型建設機械の早期導入を図る。

イ. 救急活動

- a. 消防機関は、救出した傷病者に対し、必要な処置を行うとともに、緊急の治療を要する者については、応急救護所又は医療機関等への搬送を行う。
- b. 道路の損壊に伴い車両による搬送が不可能な場合や医療機関が被災し被災地以外の医療機関への搬送が必要な場合には、ヘリコプターによる搬送を実施する。

ウ. 相互協力

消防機関及び県警察は消防組織法に基づき、消防機関及び自衛隊は大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定（平成8年1月17日締結、消防庁次長、防衛庁防衛局長）に基づき相互に協力する。

(2) 地域住民による救出救助

自主防災組織等は、負傷者等の救出及び搬送に努め、消防機関等の救急救助活動に協力する。

(3) 応援要請

市は、相互の応援協定に基づき他市町村に応援を要請する。

(4) 応援部隊の指揮

岐阜市消防本部は、応援部隊の受入れに当たっては、応援側代表消防機関と協議しながら指揮する。

5 活動における感染症対策

災害現場で活動する各機関は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

6 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第12節 災害救助法の適用

第1項 災害救助法の適用

1 方針

市本部長は、地震災害が一定規模以上でかつ応急的な救助を必要とする場合は、災害救助法（昭和22年法律第118号）を適用し、災害にあった者の保護と社会秩序の保全を図ることが必要であり、制度の内容、適用基準及び手続を関係機関が十分熟知し、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、地震災害発生時における迅速・的確な法の適用を図る。

2 実施責任者

各部局

3 制度の概要

災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るために、県知事が法定受託事務として応急救助を行うものであるが、救助の事務の一部を市長が行うこととすることができる。

救助の種類、程度、方法及び期間に関しては、内閣総理大臣が定める基準に従い県知事が定めることとされており、市及び県が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁する。ただし、市は一時繰替支弁することがある。

また、市及び県は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度などの積極的な活用により役割分担を明確化するなど調整を行う。

なお、市が申請し、県知事の意見を聴いたうえで、内閣総理大臣が指定した場合は、救助主体（以下「救助実施市」という。）となることもできる。

4 災害救助法の適用基準

(1) 摘要の基準

本市において「災害救助法」が適用されるのは、次の場合である。

ア. 本市において80世帯以上の住家が滅失したとき。

イ. 県内において2,000世帯以上の住家が滅失した場合であって、本市において40世帯以上の世帯の住家が滅失したとき。

ウ. 県内において9,000世帯以上の住家が滅失したとき、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合であって、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。

エ. 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当したとき。

(2) 被害計算の方法

- ア. 住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する程度著しく損傷した世帯2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。
- イ. 被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数と関係なく、あくまで世帯数で計算する。
- ウ. 飯場、下宿等の一時的寄宿世帯数等は、生活根拠の所在地等総合的条件を考慮して実情に即した決定をする。
- エ. 災害の種別は限定しない。従って洪水、震災等の自然災害であっても、火災等人災的なものであっても差し支えない。

5 救助の種類と実施者

災害救助法による救助の種類とその実行者は次表のとおりとする。

救 助 の 種 類	実施期間	実 施 者 の 区 分
避難所の設置及び収容	7日以内	各班（避難所へ派遣された市職員）
炊出し及び食品の給与	7日以内	福祉生活班
飲料水の供給・運搬	7日以内	上水道班
被服、寝具及び生活必需品の給貸与	10日以内	商工農政観光班 確保、輸送は県本部が行う。
医 療	14日以内	健康推進班
助 産 救 助	分娩した日から 7日以内	医療班派遣については、県本部、日生支部においても行う。
仮設住宅の建設	20日以内	都市開発班
住宅応急修理	1ヵ月以内	都市開発班
学用品の給与	教科書1ヵ月以内 文房具・通学用品 15日以内	学校教育班 確保、輸送は県本部が行う。
災害にかかった者の救出	3日以内	消防部、消防団部
遺体の捜索	10日以内	消防部、消防団部
遺体の処置	10日以内	健康推進班
遺体の埋葬	10日以内	市民班
障害物の除去	10日以内	都市管理班
応急救助のための賃金職員	各救助の実施期間	各班
応急救助のための輸送	各救助の実施期間	各班

(注) 実施期間は、助産を除き災害発生の日からの期間である。

ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長がある。

6 災害救助実施状況の報告

市本部は、それぞれの担当班からの報告に基づき、「救助日報」（様式36号）を作成し、毎日午前8時30分までにその状況を県本部防災班に報告する。

救助日報に関し、各班から市本部に対する報告は、報告事由の発生の日の翌朝までに文書により行う。

救助種類別業務報告一覧

報 告 事 項		様式番号	様 式 名 称	その都度報告	期間指定報告
被害	概 況 報 告	様式16号	住家等一般被害状況等報告書	○	
	中 間 報 告			○	
	確 定 報 告				
避難所設置	開 設 報 告	—	—	○	
	収 容 状 況 報 告	様式36号	救助日報		○
	閉 鎖 報 告	—	—	○	
仮設住宅設置	住 宅 対 策 報 告	様式56号	住宅総合災害対策報告書		
	入居該当世帯報告	様式57号	応急仮設住宅入居該当世帯調		
	着工報告（市委託分）	様式36号	救助日報		○
	竣工報告（市委託分）	様式36号	救助日報		○
	入 居 報 告	—	—	○	
炊 出 状 況 報 告		様式36号	救助日報		○
飲料水供給・運搬状況報告		様式36号	救助日報		○
被服・寝具・生活必需品の支給	世 帯 構 成 員 別 被 害 報 告	様式54号	世帯構成員別被害状況		
	支 給 状 況 報 告	様式36号	救助日報		○
	支 給 完 了 報 告	—	—	○	
医療・助産	医 療 班 出 動 要 請	—	—	○	
	医 療 班 出 動 報 告	様式65号	医療班出動編成表	○	
	医療・助産実施状況報告	様式36号	救助日報		○
被災者救出状況報告		様式36号	救助日報		○
住宅応急修理	住 宅 対 策 報 告	様式56号	住宅総合災害対策報告書		
	住宅応急修理該当世帯報告	様式60号	住宅応急修理該当世帯調		
	着工報告（市委託分）	様式36号	救助日報		○
	竣工報告（市委託分）	様式36号	救助日報		○
学用品の支給	被災教科書報告	様式72号	被災教科書報告書		
	学用品給与状況報告	様式36号	救助日報		○
	学用品給与完了報告	—	—	○	
埋 葬 救 助 状 況 報 告		様式36号	救助日報		○
遺 体 捜 索 状 況 報 告		様式36号	救助日報		○
遺 体 処 理 状 況 報 告		様式36号	救助日報		○

報 告 事 項		様式番号	様 式 名 称	その都度報告	期間指定報告
障 害 物 除 去	住 宅 対 策 報 告	様式56号	住宅総合災害対策報告書		
	障害物除去該当世帯報告	様式62号	障害物除去該当世帯調		
	障害物除去状況報告	様式36号	救助日報		○
	障害物除去完了報告	—	—	○	
輸送賃金職員雇上状況報告		様式36号	救助日報		○
救助期間、程度、方法の特例申請		—	—	—	

- (注) 1. 各節に共通する様式
2. 救助実施記録日計表(様式37号)
3. 救助の種目別物資受払状況(様式38号)

第13節 避難対策

1 方針

大規模地震災害発生時においては、家屋倒壊、火災、地すべり等の発生が予想され、とりわけ火災については、延焼が拡大することにより大きな被害を及ぼすおそれがあり、住民の避難を要する地域が数多く発生するものと予想される。市長は、災対法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、住民等の生命及び身体の安全の確保等に努める。

2 実施責任者

各部局

3 応急措置内容

(1) 高齢者等避難

地震に伴う災害が発生するおそれがある場合は、危険区域の市民に高齢者等避難を伝達し、避難行動要支援者等、避難行動に時間を要し緊急避難の対応が困難な者をあらかじめ指定した避難所への避難を開始させるとともに、通常の避難行動ができる市民に対して避難準備を開始させる。

(2) 避難指示

危険区域にいる全ての市民に対して、指定緊急避難場所への避難を開始させる。

4 避難指示の実施者

- ア. 市長の措置（災対法第60条第1項）
- イ. 水防管理者（市長）の措置（水防法第29条）
- ウ. 県知事の代行措置（災対法第60条第6項）
- エ. 県知事等の措置（水防法第29条）
- オ. 警察官の措置（災対法第61条第1項、警察官職務執行法第4条第1項）
- カ. 自衛隊の措置（自衛隊法第94条第1項）

5 高齢者等避難、避難指示の実施

(1) 実施責任者

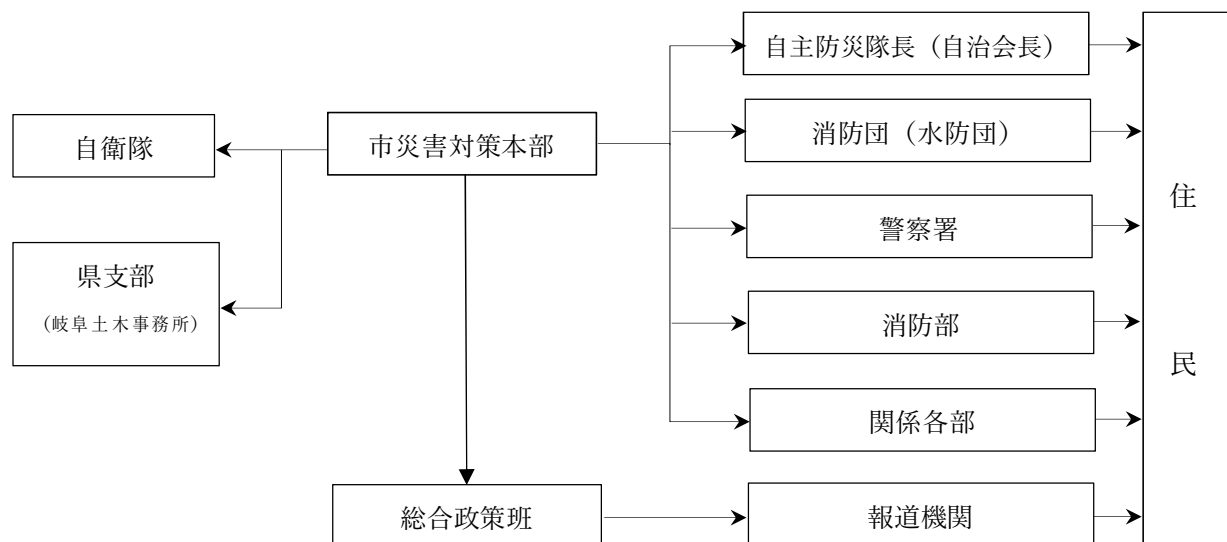
高齢者等避難、避難指示の実施責任者は、市長とする。

(2) 伝達等

情報種別	伝達内容	伝達手段
高齢者等避難	①避難対象地域 ②避難先 ③避難路 ④事前避難すべき理由 ⑤その他必要事項	①広報車 ②防災行政無線 ③瑞穂市ホームページ ④緊急割込み放送 ⑤緊急速報メール ⑥自主防災隊長へ電話連絡 ⑦みずほ市民メール
避難指示	①避難対象地域 ②避難先 ③避難路 ④事前避難すべき理由 ⑤その他必要事項	①広報車 ②防災行政無線（サイレン吹鳴） ③瑞穂市ホームページ ④緊急割込み放送 ⑤緊急速報メール ⑥自主防災隊長へ電話連絡 ⑦みずほ市民メール ⑧報道機関への情報提供

表中の伝達手段のうち防災行政無線について、特に緊急性の高い情報である避難指示の伝達を行う場合は、切迫した状況であることを確実に伝達するため、放送時にサイレンを吹鳴する（60秒吹鳴→5秒休止→60秒吹鳴の後に音声放送）。

(3) 住民に対する関係機関の連絡フロー



(4) 伝達を要する機関

- | | |
|--------------|---------------|
| ア. 病院、医療機関 | 健康推進班 |
| イ. 保育所 | 幼児教育班 |
| ウ. 小中学校及び幼稚園 | 学校教育班 |
| エ. 要配慮者入所施設 | 福祉生活班、地域福祉高齢班 |

6 避難場所及び避難所の開設

(1) 開設の流れ

市は、災害時には、必要に応じ、高齢者等避難の発令とあわせて地震災害の状況に応じ指定緊急避難場所及び指定避難所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。また、要配慮者のため、福祉避難所を開設する。

市は、災害の規模に鑑み、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。

市は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。

さらに、要配慮者の多様なニーズへの配慮や、感染症防止の観点から避難所の収容人数を考慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所を確保するよう努める。

市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しない。

市は、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(2) 指定避難所の周知

市は、指定避難所を開設した場合において、速やかに地域住民に周知するとともに、県をはじめ県警察、自衛隊等関係機関に連絡する。

(3) 指定避難所における措置

指定避難所において実施する救援措置は、概ね次のとおりとする。

- ア．避難者の受入れ
- イ．避難者に対する給水、給食措置
- ウ．負傷者に対する医療救護措置
- エ．避難者に対する生活必需品の供給措置
- オ．その他被災状況に応じた応援救援措置

(4) 避難所開設状況の報告

避難所派遣職員は、次の諸記録を作成し、整備保管するとともに市本部へ報告する。市本部は、救助日報（様式36号）により県本部に報告する。

- ア．救助実施記録日計表（様式37号）
- イ．救助の種目別物資受払状況（様式38号）

ウ．避難所設置及び収容状況（様式 40 号）

エ．避難所用施設及び器物借用整理簿（様式 41 号）

(5) 指定避難所の運営・管理等

指定避難所の運営は、「避難所運営マニュアル」（在宅避難者への対応を含む。）に従って各指定避難所の適切な運営管理を行う。

市は、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求める。

また、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

(6) 避難所における生活環境維持

市は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、下水道又は浄化槽の排水経路等を踏まえたトイレの設置・使用可能状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、助産師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、感染症予防対策の実施状況、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況、など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。市及び県は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

市は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。また、外国人への対応について十分配慮するものとする。

市は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、県警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

(7) 指定避難所に滞在することができない被災者の生活環境確保

市は、それぞれの指定避難所に受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。

自宅や親戚・知人宅等の指定避難所以外への避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(8) エコノミークラス症候群対策

市は、指定避難所にエコノミークラス症候群への注意や予防法を記載したリーフレットを配布、掲示し、注意喚起を行う。指定避難所の避難者、車中泊避難者、在宅避難者等へ注意喚起するに当たり、必要に応じ消防団車両による広報を実施する。また、保健活動チームの巡回時等に、予防効果のある弾性ストッキングを必要性の高い避難者に配布する。

(9) ボランティアの活用

市は、指定避難所を開設するに当たって、自主防災組織、日本赤十字社奉仕団、その他NPO・ボランティア等の協力を得て、指定避難所の生活環境の保持等に努める。

7 避難路の通行確保

市は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の規制、荷物の運搬等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、規制し、避難路の通行確保に努める。

8 避難の誘導

市は、避難情報を発令するとともに、住民が迅速かつ安全に避難できるよう避難先への誘導に努める。避難誘導に当たっては、避難所、避難路、災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。

(1) 避難誘導実施者の留意事項

小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園、保育所、認定こども園等の施設と市、施設間の連絡、連携に努める。

(2) 本庁舎以外での状況把握

市は、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難情報発令の判断を被災地近傍の支所等で行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

9 自主防災組織による避難活動

自主防災組織は、市の指示、誘導により、次のとおり避難活動を実施するものとする。

- ア. 避難指示等の地域内居住者等への伝達の徹底
- イ. 避難時の携行品（食料、飲料水、貴重品等）の周知
- ウ. 高齢者、傷病者、身体障がい者等の保護を要する者の介護及び搬送
- エ. 防火、防犯措置の徹底
- オ. 組織的な避難誘導、避難場所又は避難所への受入れ
- カ. 地域内居住者の避難の把握

10 避難先の安全管理

市及び県警察は、広域避難場所及び避難所内における混乱の防止、秩序の保持等被災者の受入れ及び救援対策が安全に行われるよう措置する。

11 応急仮設住宅（賃貸型応急住宅を含む）の提供

- ア. 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。
また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。
- イ. 市は、学校等が避難所として利用されている場合、学校教育の再開に支障となるため、迅速に応急仮設住宅を提供し、避難所の早期解消に努めるとともに、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。
- ウ. この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、孤独死、震災関連死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮する。
- エ. 女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

12 要配慮者への配慮

市は、災害時には、避難行動要支援者本人や避難支援等を実施する者の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮する。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

13 広域避難

市は、災害が発生するおそれがある場合又は災害発生により危険が急迫した場合であって、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、当該市町村の区域外への広域災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断したときは、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

14 広域一時滞在

市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

15 避難対策に関する基準

(1) 基準

この節における、対象者、期間、経費については、本章第12節災害救助法の適用に準ずる。ただし、避難状況等から判断して、市本部長が必要と認める場合は、期間の延長等これを変更することができる。

(2) 災害救助法適用時における受入れ期間の延長

市本部は、災害発生の日から7日以内に打ち切ることができない場合は、災害発生の日から7日以内に県本部防災班に対して期間の延長を要請する。

なお、延長要請は次の事項を明示して行う。

ア. 延長の見込期間

イ. 延長を要する地域

ウ. 延長を要する理由又はその状況（具体的に）

エ. その他（期間延長を要する避難所名及び受入れ人員）

16 避難情報の解除

市は、避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努め、必要に応じ、国、県に意見を求める。なお、解除に関する情報伝達は、発令時と同じ手段により実施することを原則とする。

第14節 建築物・宅地の危険度判定

1 方針

大規模地震発生後、余震等による二次災害の防止と住民の安全確保を図るため、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「被災宅地危険度判定連絡協議会」（以下「協議会」という。）が定める判定要綱及び判定業務マニュアルに基づき、被災した建築物及び宅地の危険度判定を実施する。

2 実施責任者

都市整備部

3 判定実施本部の設置等

(1) 判定実施本部の設置

市本部は、建物及び宅地の被災状況に基づき危険度判定を要すると判断した場合又は宅地が大規模かつ広範囲に被災し危険度判定を要すると判断した場合は、判定実施本部を設置し、判定活動に必要な措置を講じる。

(2) 被災建築物応急危険度・被災宅地危険度判定実施本部長

被災建築物応急危険度判定実施本部長及び被災宅地危険度判定実施本部長は、都市整備部長とし、判定本部員、判定実施者（部内）については実施本部長が指名する。なお、都市整備部長に事故等がある場合は、都市開発課長又は都市管理課長が職務を代行する。

4 被災建築物応急危険度判定

(1) 被災建築物応急危険度判定士の要請

判定実施本部は、都市整備部の職員において被災建築物危険度判定を実施することが困難な場合には、県知事へ被災建築物応急危険度判定士の派遣要請を行う。

(2) 判定作業の準備

都市整備部は、判定がスムーズに行えるように判定作業実施の当日までに以下を準備する。

- ア．判定マップと判定街区の割当て
- イ．判定士受入れ名簿と判定チーム編成
- ウ．判定実施マニュアル、判定調査表、判定標識、判定備品
- エ．判定建物の範囲（規模、用途）

(3) 判定作業の広報

市本部は、同報系防災行政無線や報道機関等により、被災者へ危険度判定作業に関する広報を実施する。

(4) 判定結果の表示

被災建築物応急危険度判定士は、応急危険度判定結果を、判定した建築物の入り口若しくは外壁等の見やすい位置に「緑：調査済」「黄：要注意」「赤：危険」を表示する。

(5) 判定結果の集計・報告

被災建築物応急危険度判定士は、判定終了後、当日の判定結果を判定実施本部に報告する。

5 被災宅地危険度判定

(1) 判定実施本部の組織編成

判定実施本部長は、被災宅地の全般的な状況、対象宅地の総定数、動員できる職員数等を勘案して実施本部等を組織する。また判定活動を円滑に進めるために、連絡網を整備する。

(2) 岐阜県への支援要請

判定実施本部長は、宅地判定士等、判定資機材、輸送手段、判定士等の宿舎等の確保、車両等の確保、その他の内容を具体化して、岐阜県判定支援本部長に対し支援要請を行う。

(3) 判定作業の準備

ア. 判定実施計画の作成

判定実施本部長は、宅地被害状況、被災地の状況等（火災・大規模な地すべり・崖崩れの発生状況、被災者の救助、立ち入り禁止区域、避難場所等）に基づき、判定実施計画を作成する。また、被災の範囲、被災地の状況等や判定作業の進行に応じて見直しを行う。

イ. 判定実施区域の設定

被災地の状況等を考慮し、判定実施区域のゾーニングと優先順位付けを行う。

ウ. 定調査体制の整備

判定実施計画、判定実施区域等を勘案して実施可能な調査体制を整備する。

エ. 判定実施対象施設

擁壁、宅盤、切土、盛土、法面、自然傾斜、排水施設、その他

オ. 判定実施機関

地震災害発生後、速やかに実施し、2週間程度以内に終了する。

(4) 判定作業の広報

市本部は、同報系防災行政無線や報道機関等により、被災者へ危険度判定作業に関する広報を実施する。

(5) 判定結果の表示

被災宅地危険度判定士は、応急危険度判定結果を、見やすい位置に「大：立ち入り禁止」「中：立ち入り制限」「小：当面問題なし」を表示する。

(6) 判定結果の協力依頼

判定を受けた宅地の所有者等に対し、必要に応じて適切な措置を講ずるよう協力依頼あるいは宅地造成等規制法に基づく勧告等の法手続を行う。特に緊急を要する場合は、避難勧告、応急措置等を行う。

(7) 判定結果の集計・報告

被災宅地危険度判定は、判定終了後、当日の判定結果を判定実施本部に報告する。

6 被災建築物及び被災宅地の危険度判定と住家の被害認定調査との連携

被災した建築物と宅地の危険度判定に係る情報について、効率的な判定作業を行うため、それぞれの判定業務において情報共有できるよう連携を図るとともに、住家の被害認定調査業務に必要となる情報を税務班に提供する。

7 各種調査の主旨の周知

被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家の被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることから、市は、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

第15節 食料供給活動

1 方針

大規模地震災害により食料を確保することが困難になり、日常の食事に支障が生じ又は支障が生じるおそれがある場合は、被災者等を保護するために、食料の応急供給を迅速かつ的確に行う。

2 実施責任者

健康福祉部、環境経済部、給食センター班

3 実施内容

(1) 実施体制実施主体

炊出し及び食品給与の実施は、福祉生活班及び商工農政観光班が担当するが、食料供給のために必要な原材料は、主要食糧（米穀）にあつては商工農政観光班が、また副食及び燃料にあつては福祉生活班がそれぞれ分担する。

(2) 供給活動における配慮

被災者へ食料等を供給する際には、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が供給されるよう努める。

食事制限やアレルギー対応等食事に対する配慮が必要な被災者にも安全な食料等が供給されるよう、管理栄養士等と連携する。

(3) 実施場所

炊き出しの実施は、中学校、小学校等の調理、給食施設等を利用して行う。ただし、近くに適当なところがないときは、適宜の場所あるいは施設で実施し、自動車等で運搬する。

4 炊き出しの方法

炊出しは、自主防災組織、ボランティア等の協力者又は炊出しを受ける者の協力を得て、供給可能な対象数とその内容などを把握したうえで実施する。

炊出しには、備蓄食料や支援食料を活用するほか、弁当等による実施も検討する。

(1) 主食

主食は、備蓄しているアルファ化米とするが、食料供給期間及び避難者数等から、備蓄のアルファ化米の不足が予測される場合は、早急に協定等により、米、パンを供給する。

なお、主食の確保が困難な場合は、確保条件を示して県支部総務班を経由して県本部農政班に要請する。

(2) 副食

食料の提供が長期に及ぶと予想される場合は、協定等により副食を供給する。

なお、副食は缶詰、瓶詰、梅干し、漬物等輸送配分に便利なものとする。

(3) 湯茶

防疫上、生水の飲料を避けるため、炊出しに併せ必ず湯茶の供給を行う。

(4) 献立

炊出しの献立は、被災状況や確保できる食材によっても異なるが、できるだけ栄養価等を考慮する。

(5) 責任者の立会い

炊き出し場所には責任者が立会いし、その実施に関して指揮するとともに関係事項を記録する。なお、炊き出しを避難所施設において行う場合は、避難所に派遣の職員が兼ねて当てる。

(6) 業者委託

市本部において直接実施することが困難なときで、米飯業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、炊き出しの基準等を明示して業者から購入し、配給する。

(7) 食料、燃料の確保

炊出しその他食品給与のため必要な原材料、燃料等は、商工農政観光班において調達確保する。なお、炊出しに必要な米穀等は、市内の米穀業者から購入する。

燃料が不足する場合は、(社)岐阜県LPGガス協会本巣支部との協定によりプロパンガスの提供を受ける。

5 応援の手続

市本部において炊出し等食品の給与及び物資の供給ができないときは、県農政部農産園芸課に要請する。ただし、緊急を要するときは、次の事項を明示し、直接近隣市町村に応援等を要請する。

(1) 炊出しの実施

- ア．所要食数（人数）
- イ．炊出し期間
- ウ．炊出し食品送付先

(2) 物資の確保

- ア．所有物資の種類別数量
- イ．物資の送付先及び期日

6 食品衛生

炊出しにおいては、常に食品の衛生に心掛け、特に次の点に留意する。

- ア．炊出しの施設には、飲料適水を十分供給する。
- イ．供給人員に応じて必要な器具、容器を確保し備え付ける。
- ウ．炊出し場所には、手洗い設備及び器具類の消毒ができる設備を設ける。

- エ. 供給食品は、防ハエ、その他衛生害虫駆除等について十分留意する。
- オ. 使用原材料は、衛生管理が十分行われている業者から仕入れを行い、保管にも注意する。
- カ. 炊出し施設は、学校等の調理、給食施設等を利用し、湿地、ほこりが多い場所等、衛生上炊出しに不適切な場所は避ける。
- キ. 腹痛、下痢、嘔吐等の発症者があった場合には、直ちに県支部保健班に連絡するとともに、医師の手配を行う。
- ク. 食料品の救援物資を受けた場合は、その出所、日時を把握するとともに、食品の品質低下を防ぐため、できるかぎり涼しい場所に保管する。

7 食料供給に関する基準

(1) 基準

この節における対象者、期間、経費については、本章第12節災害救助法の適用に準ずる。ただし、食料供給状況等から判断して、市本部長が必要と認める場合は、期間の延長等これを変更することができる。

(2) 災害救助法適用時における期間延長

市本部は、災害発生の日から7日以内に打ち切ることができない場合は、災害発生の日から7日以内に県本部防災班に対して期間の延長を要請する。

なお、延長申請は次の事項を明示して行う。

ア. 延長の見込期間

イ. 延長を要する地域及び対象人員

ウ. 延長を要する理由又はその状況

(3) その他事務手続

福祉生活班及び給食センター班は、各炊出し場所に責任者を配し、次の諸記録を作成し、整備保管するとともに炊出しの状況を市本部へ報告する。市本部は、救助日報（様式36号）により県本部に報告する。

ア. 救助実施記録日計表（様式37号）

イ. 炊き出し給与状況（様式49号）

ウ. 救助の種目別物資受払状況（様式38号）

エ. 炊出し協力者、奉仕者名簿（様式50号）

第16節 給水活動

1 方針

大規模地震災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して飲料に適する水を得ることができない者に対して、最小限度必要な量の飲料水を供給するため、迅速に適切な措置を行う。

2 実施責任者

健康福祉部、上下水道部

3 実施体制

(1) 実施主体

飲料水供給の直接の実施は、上水道班が担当し、飲料水の確保、運搬を実施する。

(2) 給水活動における配慮

市は被災者への給水等を実施する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても給水等が実施されるよう努める。

(3) 取水及び浄水方法

市は、取水する水源について、最寄りの非被災水道事業者と協議して確保し、これによることが不可能な場合は比較的汚染の少ない井戸水、河川等をろ水機によりろ過したのち、滅菌して給水する

(4) 備蓄品の活用による給水活動の補完

発災直後においては、防災備蓄倉庫等に備蓄している飲料水を被災者に提供し、飲料水を確保する。

4 給水の方法

飲料水は、概ね次の方法により確保し、供給する。

(1) 被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い水源地から給水車又はポリ容器により運搬、若しくは消火栓（被害のない場合に限る。）から供給する。

(2) 水道水源が冠水等汚染したと認められるときは、十分な清掃及び消毒を行い、水質検査（通常の理化学検査）を実施し、飲用に適することを確認の上供給する。

(3) 水道水以外の水源を使用する場合は、適切な方法で浄水及び消毒を行い、水質検査（通常の理化学検査）を実施し、飲用に適することを確認のうえ供給する。

(4) 給水可能な配水管がある場合は、仮設配管を行い、臨時給水栓を設けて給水する。

(5) 自衛隊の災害派遣による給水

渇水又は災害等により飲料水の供給が不能となった場合に、他の施設からの応援によって
もなお飲料水の確保ができないときは、自衛隊の災害派遣要請を県知事に要求する。

(6) 給水順序

飲料水の供給に当たって順位を設けて配分する必要があるときは、概ね次の順序で行う。

ア. 避難所及び炊出し場所

イ. 病院（基幹病院及び人工透析病院を優先する。）

ウ. 断水地域の住民、施設

5 応援要請

市本部において飲料水の供給ができないときの応援の手続は、岐阜県水道災害相互応援協定
その他の規定の定めるところによる。

また、物資の確保という点から食料品等と同様に飲料水の確保を依頼するものとし、災害時
の飲料水確保に万全を期す。

6 給水供給に関する基準

(1) 基準

この節における対象者、期間、経費については、本章第12節災害救助法の適用に準ずる。
ただし、給水状況等から判断して、市本部長が必要と認める場合は、期間の延長等これを変
更することができる。

(2) 災害救助法適用時における期間延長

市本部は、災害発生の日から7日以内に打ち切ることができない場合は、災害発生の日か
ら7日以内に県本部防災班に対して期間の延長を要請する。

なお、延長申請は次の事項を明示して行う。

ア. 延長の見込期間

イ. 延長を要する地域及び対象人員

ウ. 延長を要する理由

(3) 水道施設の応急復旧

上水道班は、地震災害による水道事故に対処するため、災害の発生が予想されるときは、
水道技術管理者及び各要員を待機させるとともに資材の整備に努め、事故が発生したときは
次の方法でその対策をとる。

(4) 施設を巡回して事故発生の有無を確認する。

(5) 上水道班は、現水源地の他に水源地を事前に調査し非常の場合、当該水源より取水でき
得るよう計画を樹立する。

(6) 施設の損壊、漏水等を発見したときは、応急措置をとる。また、状況により瑞穂市緊急対策協力会への応援要請、又は前記岐阜県水道災害相互応援協定に基づく県や他市町村等への応援を要請し、円滑な復旧作業を期する。

(7) 塩素滅菌による遊離残留塩素を1ℓ当たり0.2mg以上に保持する。

(8) 水道施設に被害があったときは、市本部は速やかに「医療・衛生施設被害状況等報告書」（様式18号）により県支部保健班経由で県本部健康福祉部に報告する。

7 その他事務手続

市本部は、水道施設に被害があったときは、次の記録を作成し県支部総務班に報告する。

ただし、水道事業者は、「岐阜県水道災害対策実施要領」に基づき県薬務水道課に報告する。

ア. 救助実施記録日計表（様式37号）

イ. 飲料水の供給簿（様式52号）

ウ. 救助の種目別物資受払状況（様式38号）

第17節 生活必需品供給活動

1 方針

大規模地震災害により、日常生活に欠くことのできない燃料、被服、寝具その他生活必需品（以下「生活必需品」という。）を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給与又は貸与するため、迅速に適切な措置を行う。

2 実施責任者

健康福祉部、環境経済部

3 実施体制

衣料、生活必需品、その他の物資の給与又は貸与については、福祉生活班及び商工農政観光班が実施する。災害救助法が適用された場合は、物資の確保及び輸送は、原則として県本部が行い、各世帯に対する割当て及び支給は、市本部において行う。

ただし、市が生活必需品等の給与又は貸与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ応援を要請するものとする。

4 生活必需品等供給対象者

供給対象者は、災害によって日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、かつ資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にある者とする。

なお、被災者へ生活必需品等を供給する際には、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても生活必需品等が供給されるよう努める。

5 支給品目等

生活必需品について現物をもって行う。

供給品目	品名
寝具	毛布、布団等
衣料品	作業着、下着類、靴下等
身の回り品	タオル、靴、傘等
炊事用具	鍋、包丁、炊飯器等
食器	茶碗、皿、箸、哺乳瓶等
日用品	石鹸、歯ブラシ、歯磨き粉等
光熱材料	マッチ、蠟燭、固形燃料等
衛生用品	紙おむつ、生理用品等

6 物資の調達、輸送

被災者に対する物資の輸送は、福祉生活班が地域ごとに配分計画を作成し行う。なお、地域内において、対応が不能になったときは、県に協力を求めるものとする。輸送に当たっては次の点に留意する。

- ア. 物資の荷造りは、地域ごとに行う。
- イ. 輸送は、原則として自動車輸送とする。
- ウ. 自動車輸送に当たっては、責任者が同乗し輸送の的確を期す。
- エ. 引継ぎに当たっては「救助用物資引継書」（様式 10 号）に記載し、授受を明確にする。
被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

7 物資の割当て

物資の割当ては、次の方法により行う。

(1) 割当て台帳の作成

救助用物資割当て台帳（様式 51 号）を全失世帯と半失世帯（床上浸水世帯を含む。）に区分して作成する。

(2) 割当ての基準

市本部長が指示した基準による。

(3) 注意事項

物資の割当てに当たっては、次の事項に留意する。

- ア. 割当ての基準（市本部長が指示したときは、その指示）を変更してはならない。
- イ. 世帯人員は、被災者台帳に記載された人員で、災害発生の日における構成人員による。
ただし、給貸与するまでに死亡した者又は死亡したと推定される者は除く。
- ウ. 世帯の全員が、「災害救助法」適用外市町村に転出したときは除く。
- エ. 災害発生後出生した者がいるときは、市本部に連絡したうえで割り当てる。
- オ. 性別、年齢等により区分のある物資は、実情に合わせて割り当てる。

8 物資の支給方法

物資の支給場所は避難所等とし、物資の供給は避難所派遣職員が自主防災組織の協力により行う。

9 物資の保管

物資の引継ぎを受けてから配分するまでの保管場所を選定するとともに、被災者に対して物資を支給した後の残余物資については、市本部長の指示のあるまで福祉生活班が責任を持って保管する。なお、市本部長は、当該物資保管場所の警備について警察機関に要請する。

10 生活必需品供給に関する基準

(1) 基準

この節における、対象者、期間、経費については、本章第 12 節災害救助法の適用に準ずる。ただし、生活必需品供給状況等から判断して、市本部長が必要と認める場合は、期間の延長等これを変更することができる。

(2) 災害救助法適用時における生活必需品供給期間の延長

市本部は、災害発生の日から10日以内に打ち切ることができない場合には、災害発生の日から10日以内に県本部防災班に対して期間の延長の要請をする。なお、延長要請は次の事項を明示して行う。

- ア. 延長の見込期間
- イ. 延長を要する地域
- ウ. 延長を要する理由
- エ. 延長を要する地域ごとの世帯数等

11 その他事務手続

物資供給に関し、次の帳簿類を作成し整備保管しておく。

- ア. 救助用物資引継書（様式10号）
- イ. 救助用物資割当台帳（様式53号）
- ウ. 救助実施記録日計表（様式37号）
- エ. 物資の給与状況（様式55号）
- オ. 救助の種目別物資受払状況（様式38号）

12 生活保護法による被服等の支給

「災害救助法」が適用されない災害の被災者のうち生活保護世帯に対しては、福祉事務所長がその必要を認めた場合、「生活保護法」により次の物資を支給する。

(1) 被服及び寝具の支給

基準の範囲内において支給する。

(2) 家具、什器の支給

基準の範囲内において炊事用具、食器等を支給する。

第18節 要配慮者・避難行動要支援者対策

1 方針

地震災害発生時、要配慮者は身体面又は情報面のハンディキャップから迅速な行動がとれず、その後の避難生活においても不自由を強いられることから、個別かつ専門的な救援体制を整備することが必要である。また、要配慮者の単独行動は、被災家屋に取り残されるおそれがあるため極力避け、地域住民の協力と応援を得て、避難することが望ましい。このため、要配慮者に対しては、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等様々な場面においてきめ細やかな施策を行う。

2 実施責任者

企画部、健康福祉部、教育部

3 要配慮者・避難行動要支援者対策

(1) 具体的な対策

市本部は、要配慮者を支援するために、可能な限りきめ細やかな対策を講ずる。

ア. 要配慮者が必要な支援内容の把握（時系列で）

イ. 要配慮者のニーズに応じた救護、救援

 a. 特別な食料（粉ミルク、離乳食、形態調整食、かゆ食、アレルギー除去食品、慢性疾患患者用特別用途食品）を必要とする者に対し、その確保、提供

 b. 要配慮者用資機材（車いす、障がい者用トイレ、ベビーベッド、段ボールベッド等）の提供

 c. ボランティア等の生活支援のための人材確保及び派遣

 d. 情報提供

 e. 人工透析患者及び難病患者等への医療の確保等

ウ. 指定避難所等での要配慮者への配慮

エ. 要配慮者向け相談所の開設

オ. 寝たきりの高齢者や障がい者等の福祉避難所への搬送手段の確保

カ. 要配慮者向け仮設住宅の提供、優先入居

(2) 情報把握

市本部は、関係機関の協力を得て避難行動要支援者名簿や地図を利用するなどして、居宅に取り残された避難行動要支援者の迅速な発見に努める。なお避難行動要支援者を発見した場合は、次の情報を把握する。

ア. 指定避難所等への移動の可否

イ. 施設緊急入所等の緊急措置の有無

ウ. 居宅での生活が可能な場合には、居宅保健福祉サービスの必要性

(3) 避難行動要支援者の避難誘導

住民は、地域の避難行動要支援者の避難誘導について、自主防災組織を中心に地域ぐるみで協力支援する。

(4) 避難所での要配慮者の把握

市本部は、避難所等における高齢者や障がい者等の要配慮者等の状況について、避難所は市職員を通じて把握する。

また、福祉的支援の必要がある要配慮者が福祉避難所を利用できるよう、保健師等を避難所に派遣し、要配慮者の振り分け（スクリーニング）を行う。

(5) 県災害派遣福祉チーム（岐阜DWAT）の派遣要請

市本部は、避難所等において高齢者や障がい者等の要配慮者等に対し、福祉的な支援を行う人材が必要とされる場合には、県本部に岐阜県災害派遣福祉チーム（岐阜DWAT）の派遣を要請する。

また、福祉避難所において資機材が不足した場合は、「福祉避難所向け資機材等の融通に係る手続について（平成29年4月1日付）」で県の定める様式により、必要物品名及びその数量を記載のうえ、県本部に資機材等の融通を依頼する。

(6) 日本栄養士会災害栄養チーム（JDA-DAT）の派遣要請

市本部は、避難所において要配慮者や避難者に対する栄養・食生活支援や緊急栄養補給物資の支援を行う日本栄養士会災害栄養チーム（JDA-DAT）の派遣を岐阜県栄養士会へ要請する。

4 社会福祉施設の対策

社会福祉施設の設置者、管理者においては、要配慮者を地震災害から守るため、次のような対策を講じる。

(1) 入所者の保護

ア. 迅速な避難

あらかじめ定めた避難計画に従い、速やかに入所者の安全を確保する。

避難に当たっては、できるだけ施設近隣住民の協力を求め、迅速な避難に努める。

イ. 臨時休園等の措置

保育所にあつては、保育を継続することにより乳児、幼児の安全の確保が困難な場合は、臨時休園とし、乳児、幼児を直接保護者へ引渡す等必要な措置をとる。

また、児童館、児童センター、知的障がい者通所更生施設等の通所施設についても、保育所に準じた措置をとる。

その他の社会福祉施設にあつては、入所者を一時安全な場所で保護し、実情に応じた措置をとる。

ウ. 負傷者等の救出、応急手当等

入所者が被災した場合は、負傷者等の救出、応急手当等必要な措置をとるとともに、必要に応じ消防機関に応援を要請する。

また、医療その他の救助を必要とする場合は、市本部、県支部総務班に連絡又は要請する。

エ．施設及び設備の確保

被災した施設及び設備については、市、県等の協力を得つつ施設機能の回復を図り、また、入所可能な場所を応急に確保する。

オ．施設職員等の確保

災害により職員に事故があり、又は入所者数の増加によって職員等のマンパワーが不足するときは、不足の程度等を把握し、市本部、県支部総務班に連絡しその応援を要請する。

カ．食料や生活必需物資の確保

入所施設においては、食料や生活必需物資に不足が生じた場合、買い出し等により速やかに確保し、入所者の日常生活の確保を図るものとする。

確保できないときは、不足が予想される物資の内容や程度について市、県に連絡し、その支援を要請する。

キ．健康管理、メンタルケア

入所者をはじめ職員等の健康管理（特にメンタルケア）に十分配慮する。

ク．被災者の受入れ（福祉避難所等）

被災を免れた施設又は被災地に隣接する地域の施設においては、入所者の処遇を確保した後、余裕スペース等を活用して、福祉避難所等として一定程度の被災者の受入れを行う。

なお、福祉避難所等としての余裕スペース等の活用による被災者の受入れについては、要介護者等援護の必要性の高い者を優先する。

5 外国人対策

市は、テレビ・ラジオ等の外国語放送や多言語によるインターネットなどを通じた正確な情報を伝達するなど、外国人に対し、避難所や物資支給等の必要な情報が欠如、混乱することがないように努める。

第19節 帰宅困難者対策

1 方針

通勤・通学、出張、買物、旅行等で、多くの人々が長距離間を移動しており、大規模地震が発生した場合、自力で帰宅することが極めて困難となる人々が多数発生することが想定される。

このため、災害発生時の安否確認の支援、被害情報の伝達、避難所の提供、帰宅のための支援等帰宅困難者に対する支援体制を速やかに構築する。

2 実施責任者

企画部、都市整備部

3 実施内容

(1) 市民、事業所等の啓発

市は、公共機関が運行を停止し、帰宅困難者が大量に発生する場合は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、一時滞在施設の確保などの帰宅困難者等への支援を行うとともに、一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努める。

また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促し、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

(2) 情報提供

市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、災害発生当初は固定電話や携帯電話がつながりにくい可能性があるため、安否確認の手段として、災害用伝言ダイヤル171、携帯電話災害用伝言版、web171等の利用について広報する。また防災行政無線、報道機関、インターネット等により、帰宅困難者に次の情報を提供する。

ア．余震、火災、建物被害情報

イ．鉄道、道路の被害状況、運行状況や代替輸送の情報

ウ．帰宅経路情報

エ．帰宅支援施設情報

オ．コンビニエンスストア等の支援ステーションの情報

(3) 避難所対策、救援対策

市は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所への受入れが必要になった人への救助対策、避難所対策を図る。

(4) 徒歩帰宅困難者への情報提供

市は、企業、放送事業者、防災関係機関等との情報収集により、徒歩帰宅困難者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努める。

第20節 応急住宅対策

1 方針

大規模地震により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、又は土石、竹木等の流入により住むことが不可能な場合、被災者を受け入れるために住宅を仮設し、また住宅のき損等に対し自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常生活の可能な程度の応急修理又は障害物を除去するため、迅速に必要な措置を行う。

ただし、災害発生直後における住宅の対策については、「第3章第13節避難対策」の定める避難所の開設及び受入れによるものとする。

2 実施責任者

健康福祉部、都市整備部

3 住宅確保等の種別

住宅を失い又は破損し、若しくは土石の侵入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修繕等は、概ね次の種類及び順位による。

対 象 種 別			内 容
住宅の確保	1 自力確保	(1)自費建設	被災世帯が自力（自費）で建設する。
		(2)既存建物の改造	被災を免れた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。
		(3)借用	親戚その他一般の借家、貸間、アパート等を自力で借りる。
	2 既存公営施設収容	(1)公営住宅入居	既存公営住宅への特定入居、又は目的外使用
		(2)社会福祉施設への入所	老人ホーム、児童福祉施設等、県、市町村又は社会福祉法人の経営する施設への優先入所
	3 国庫資金融資	(1)災害復興住宅融資	自費で建設するには資金が不足する者に対して独立行政法人住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。
		(2)地すべり等関連住宅融資	
	4 災害救助法による仮設住宅供与		自らの資力では住宅を修繕することができない者に対して仮設の住宅を供与する。
住宅の修繕	5 公営住宅建設	(1)災害公営住宅の建設	大災害発生時に特別の割当てを受け、公営住宅を建設する。
		(2)一般公営住宅の建設	一般の公営住宅を建設する。
	1 自費修繕		被災者が自力（自費）で修繕する。
	2 資金融資	(1)国庫資金融資	自費で修繕するには資金が不足する者に、独立行政法人住宅金融支援機構が融資（災害復興住宅融資）して補修する。
		(2)その他公費融資	生活困窮世帯に対しては社会福祉協議会、及び県が融資して改築あるいは補修する。
	3 災害救助法による応急修理		自らの資力では住宅を得ることができない者に対して市町村が応急的に修繕する。
	4 生活保護法による家屋修理		保護世帯に対し、生活保護法で修理する。

対 象 種 別		内 容
障 害 物 の 除 去 等	1 自費除去	被災者が自力（自費）で除去する。
	2 除去費等の融資	自力で整備するには資金が不足する者に対し住宅修繕同様融資して除去する。
	3 災害救助法による除去	生活能力の低い世帯のために市が除去する。
	4 生活保護法による除去	保護世帯に対し、土砂等の除去又は屋根の雪下ろしを生活保護法で行う。

(注) 1. 対策順位は、その種別によって対象者が異なり、また貸付けの条件が異なるので適宜実情に即して順位を変更する必要がある。

2. 「住宅の確保」のうち、4 及び5 の建設は、住家の全焼、全流失及び全壊した世帯を対象としたものである。

3. 「障害物の除去等」とは、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去等をいう。

4 住宅等の被害状況調査

応急仮設住宅の建設、応急修理、障害物の除去は、住宅被害の調査結果に基づき実施するため、健康福祉部等は、全壊等被害規模の大きな住宅等についての調査報告は、迅速に実施する。

5 応急仮設住宅の建設及び入居

地震災害のため住家が全壊などし、又は被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図る。なお、仮設に当たっては、国有財産や民間賃貸住宅の借り上げ、空き家等の利用についても考慮する。

(1) 実施体制

応急仮設住宅の建設は、健康福祉部の調査に基づき、都市整備部において直営又は建設業者に請負わせて建設に当たる。

ただし、市本部において実施できないときは、県支部総務班（救助係）に応援を要請するものとし、特に民間賃貸住宅の借り上げを行う場合には、岐阜県と不動産団体との協定を活用し迅速な確保に努める。

(2) 建設予定場所

応急仮設住宅建設の予定場所は、原則として被災現地周辺とし、できるかぎり集团的に建築できる公共地等から優先的に選定する。学校の敷地を応急仮設住宅の用地として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

(3) 建築の基準

ア. 建築の基準、期間等については、本章第12節災害救助法の適用に準ずる。

ただし、着工状況から判断して、市本部長が必要と認める場合は、期間の延長等これを変更することができる。

イ. 災害救助法適用時における着工期間の延長

市本部は、災害発生の日から 20 日以内に着工できない場合には、災害発生の日から 20 日以内に県本部防災班に対して期間の延長の要請をする。

なお、要請申請は、以下の事項を明示して行う。

- a. 延長の見込期間
- b. 期間の延長を要する地域
- c. 期間の延長を要する理由（具体的に）
- d. その他（期間の延長を要する地域ごとの設置戸数等）

(4) 建築資材及び用地の確保

ア. 建設資材

建設のための資材は、原則として請負業者が確保する。ただし、災害時における混乱等により確保することが困難な場合、都市整備部は県本部（林政班又は産業政策班）に斡旋を要請する。

イ. 用地

都市整備部は、応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性に配慮するとともに、あらかじめ建設可能な用地を把握しておく。

(5) 仮設住宅の管理

応急仮設住宅の入居手続は、一般対策編第4章第4節被災者の生活確保に基づき、関係各部が連携して行う。入居者の管理は入居者台帳により健康福祉部が、都市整備部、上下水道部等と連携のもとに行う。

ア. 家賃及び維持管理

- a. 家賃は無料とする。
- b. 維持補修は入居者の負担とする。
- c. 地料を必要とするときは、入居者の負担とする。
- d. 維持補修に当たって原形が変更されるときは、市長に届け出て承認を受け実施する。

イ. 入居者台帳の作成

「応急仮設住宅入居者台帳」（様式 58 号）を作成し、「災害救助法による応急仮設住宅入居誓約書」（様式 59 号）とともに整備保管しておく。

ウ. 貸与期間等

被災者を応急仮設住宅へ入居させる場合は、その趣旨や貸与期間が2ヵ年であること等を説明し、「災害救助法による応急仮設住宅入居誓約書」（様式 59 号）を徴してから入居させる。

(6) 要配慮者への配慮

要配慮者の多様なニーズに十分配慮した応急仮設住宅の設置等に努めるほか、応急仮設住宅への入居は優先的に行う。なお、住宅建設に関する情報の提供についても十分配慮する。

入居後は、応急仮設住宅における安心、安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画

を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における愛玩動物等の受入れに配慮する。

(7) 応急仮設住宅建設の着工及び竣工

都市整備部は、着工報告及び竣工報告（写真添付）を県本部防災班に提出する。

(8) 備付け帳簿等

仮設住宅建設に関し、次の諸記録を作成し、整備、保管しておく。

- ア. 応急仮設住宅入居者台帳（様式 58 号）
- イ. 災害救助法による応急仮設住宅入居誓約書（様式 59 号）
- ウ. 応急仮設住宅入居該当世帯調（様式 57 号）
- エ. 建設請負契約関係書類及び敷地貸借契約関係書類
- オ. 救助実施記録日計表（様式 37 号）
- カ. 救助の種目別物資受払状況（様式 38 号）
- キ. 住宅総合災害対策報告書（様式 56 号）

6 住宅の応急修理

地震災害により住宅が半焼、半壊若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けるなど、当面の日常生活を営むことができない状態であり、かつ自らの資力では応急修理ができない者に対し、住居の応急修理を行う。

(1) 修理対象世帯の選定

福祉生活班は、次の条件に合致する対象者のうちから修理予定者を選定し、「住宅応急修理該当世帯調」（様式 60 号）により遅滞なく県本部防災班に報告する。

- ア. 住宅が半焼、半壊若しくはこれらに準ずる程度の損傷をし、そのままでは当面の日常生活を営むことのできない世帯であること。
 - イ. 生活能力が低く、自己の資力では住宅の応急処理を行うことができない世帯であること。
- なお、選定に当たっては、民生委員・児童委員その他関係者の意見を聞き、生活能力が低く、かつ住宅の必要度の高い世帯から順次修理戸数の範囲内において選定する。また必要に応じて適宜補欠も選定する。

(2) 実施体制

住宅の応急修理は、福祉生活班による前記（1）に基づき、都市整備部が直営又は建設業者に請け負わせて応急修理にあたる。なお、応急修理は、居室、便所、炊事場等、日常生活に欠くことのできない部分に限る。

(3) 修理期間

- ア. 修理の基準、期間などについては本章第 12 節災害救助法の適用に準ずる。ただし、修理状況から判断して、市本部長が必要と認める場合は、期間御延長等これを変更することができる。

イ. 災害救助法適用時における修理期間の延長

市本部は、災害発生の日から1か月以内に修理することができない場合は、災害発生の日から1ヶ月以内に県本部防災班に対して期間の延長を要請する。

なお、延長申請は次の事項を明示して行う。

- a. 延長の見込期間
- b. 期間の延長を要する地域
- c. 期間の延長を要する理由（具体的に）
- d. その他（期間の延長を要する地域ごとの修理戸数等）

(4) 修理資材の確保

住宅修理のために必要な資材は、原則として請負業者が確保する。ただし、災害時における混乱等により確保することが困難なときは、市本部は県本部（林政班又は産業政策班等）に斡旋を申請する。

(5) 修理の着工及び竣工

市本部は、修理についての着工報告及び竣工報告を、県本部防災班に提出する。

(6) 備付帳簿等

住宅の応急修理に関し、次の帳簿類を作成し整備保管しておく。

- ア. 住宅応急修理該当世帯調（様式 60 号）
- イ. 住宅応急修理記録簿（様式 61 号）
- ウ. 修理請負契約関係書類
- エ. 救助実施記録日計表（様式 37 号）
- オ. 救助の種目別物資受払状況（様式 38 号）

7 障害物の除去

地震災害により住居又はその周辺に運ばれた土砂石、竹木等で日常生活に著しい障害を受けている世帯に対して、障害物の除去を行う。

(1) 除去対象世帯の選定

福祉生活班は、次の条件に合致する対象者のうちから除去予定者を選定し、「障害物除去該当世帯調」（様式 62 号）により、災害発生後5日以内に県本部防災班に報告する。

- ア. 住宅が半壊又は床上浸水の被害を受け、土砂石、竹木等が住家又はその周辺に運ばれ、日常生活に著しい障害をきたしている世帯であること。
- イ. 自己の資力では障害物を除去することができない世帯であること。
- ウ. 高齢者世帯、母子世帯あるいは寡婦世帯等において、自力で除去することができない世帯であること。選定に当たっては、民生委員・児童委員その他関係者の意見を聞き、除去すべき障害の条件の悪い世帯から順次除去対象数の範囲内において選定する。なお、必要に応じて適宜補欠も選定する。

(2) 実施体制

障害物の除去は、福祉生活班による前記（１）に基づき、都市整備部が奉仕労力又は賃金職員を雇い上げ、若しくは機械器具を借り上げて、直接又は土木業者に請け負わせて実施する。

ただし、市本部において、実施不可能なときは、次の事項を明示して県本部防災班に応援の要請をする。

ア．応援を要請する地域（作業場所）

イ．障害物の除去を要する戸数及び状況

ウ．応援を求める内訳（人員、機械、器具等）

エ．応援を求める期間

オ．その他

(3) 除去の基準、期間等

ア．除去の基準、期間等については本章第12節災害救助法の適用に準ずる。ただし、除去状況から判断して、市本部長が必要と認める場合は、期間御延長等これを変更することができる。

イ．災害救助法適用時における除去期間の延長

市本部は、災害発生の日から10日以内に障害物を除去することができない場合は、災害発生の日から1ヶ月以内に県本部防災班に対して期間の延長を要請する。

なお、延長申請は次の事項を明示して行う。

a．延長の見込期間

b．期間の延長を要する地域

c．期間の延長を要する理由（具体的に）

d．その他（期間の延長を要する地域ごとの戸数等）

(4) 報告事務手続

住宅の応急修理に関し、次の帳簿類を作成し整備保管しておく。

ア．障害物除去該当世帯調（様式62号）

イ．障害物除去記録簿（様式63号）

ウ．修理請負契約関係書類

エ．救助実施記録日計表（様式37号）

オ．救助の種目別物資受払状況（様式38号）

8 住宅対策の調査報告

健康福祉部は、災害が終了し住宅の被害が確定したときは、その他関係各班と協力して、被災者に対して住宅対策の種別及びその概略を説明し、次の種類により希望者を調査する。

(1) 希望調査

健康福祉部は、被災者に対して説明会や相談所等を開設する等の方法により、住宅対策の種別及びその概略を説明し、次の希望者を調査する。

- ア．公営住宅入居希望者
- イ．国庫資金借入希望者
- ウ．生活福祉資金借入希望者
- エ．母子福祉資金借入希望者
- オ．寡婦福祉資金借入希望者
- カ．社会福祉施設入所希望者
- キ．応急仮設住宅入居希望者
- ク．住宅応急修理対象者
- ケ．障害物除去対象者

(2) 調査の留意事項

調査に当たっては、次の点に留意して行う。

- ア．制度種別が極めて多く、かつその内容がそれぞれ相当に異なるので、被災者に対して十分にその内容を徹底する必要があること。
- イ．建設あるいは融資等の時期が異なるため、本調査後相当の変更希望が予想されるが、直ちに着手する災害救助法による制度については、特に正確を期するように努めること。
- ウ．各制度別重複計上を避けることにこだわり、本人の第1希望のみにより計上することなく、その世帯条件等も十分考慮して、適切な種別を希望できるよう指導すること。
- エ．各制度種別のうち次の制度間については重複して差支えない。
 - a．応急仮設住宅と各種公営住宅
 - b．応急仮設住宅と各種資金融資
 - c．住宅の応急修理と各種資金融資
 - d．障害物の除去と各種資金融資

(3) 報告

福祉生活班は、調査が完了し、その対策を取りまとめたときは、「住宅総合災害対策報告書」（様式 56 号）により県本部防災班に報告する。

9 低所得世帯に対する住宅融資

低所得世帯、母子世帯あるいは寡婦世帯について、災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなった者で、住宅を補修し、又は被災を免れた非住家を改造する等のため資金を必要とする世帯に対して次の資金を融資する。

- ア．母子福祉資金の住宅資金
- イ．寡婦福祉資金の住宅資金
- ウ．災害援護資金の貸付け

10 生活保護法による家屋修理

「災害救助法」が適用されない災害時で、生活保護世帯が被災した場合は、生活保護法により次の方法で家屋を修理する。

(1) 家屋修理等

厚生労働大臣が定める基準額の範囲内において、必要最小限度の家屋の補修又は畳、建具、水道、配電設備その他現に居住する家屋の従属物の修理。

(2) 土砂等の除去費

家屋修理費の一環として前記(1)による基準の範囲内において、土砂、毀物等の除去に要する器材の借料及び賃金職員借上費等。

11 社会福祉施設への入所

市は、災害により住宅を失い、又は破損等により居住することのできなくなった要介護者等の入所は、年齢、障がい等の程度により必要性の高い者を優先する。

また、施設の被害状況、避難者数等の状況等から、市区外の社会福祉施設への入所が必要であると判断した場合は、関係機関と連携して速やかに入所させる。

12 適切な管理のなされていない空き家等の措置

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

13 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、戸数、経費等については、災害救助法施行細則等による。

第21節 医療・救護活動

1 方針

大規模な災害の発生により、数多くの負傷者、被災者等へ医療を提供するため、災害医療救護体制を確立する。なお、詳細は、岐阜県地震災害等医療救護計画を参照する。

2 実施責任者

健康福祉部、消防部

3 医療班の編成

被災地の現地において医療、助産救助を実施するため、医療班を編成する必要がある場合には、もとす医師会、もとす歯科医師会及びもとす薬剤師会に対し、「災害時の医療救護（歯科医療救護、医療救護活動等）に関する協定」に基づき、医療救護活動の協力を要請する。

班 名	班 編 成				
	医師	看護師、助産師又は保健師	薬剤師	事務職員	計
第1班（医療）	1名	2名	1名	1名	5名
第2班（助産）	1名	2名	1名	1名	5名
計	2名	4名	2名	2名	10名

4 救助対象者

(1) 医療救助

- ア．負傷又は疾病により医療を必要とするが、災害により医療の途を失った者。
- イ．災害時における異常な状況でストレスによる情緒不安定等の症状が認められる者については、医学的配慮のうえから、これを医療救護の対象とする。

(2) 助産救助

災害時（災害発生前後7日以内）に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者。（死産、流産を含む。）

5 実施の方法

医療の実施は、災害の規模等によって一定ではないが、概ね次の方法による。

(1) 医療班の派遣による方法

健康推進班は被災現地において医療の必要があるときは、それぞれ必要な現地に医療班を派遣して実施する。

なお、この場合において医療班は被災現地に近い救護所を利用（使用）して診療に当たるものとするが、適当な施設がない場合にあっては、健康推進班と協力してテント等により現地救護所を設置する。また市本部は、医療状況の把握に努め、医療応援の要請に備え、県支部及び隣接市町村と連携をとり、初期医療体制の充実に努める。

(2) 救護病院による方法

被災地の医療機関（医療施設）によって医療を実施することが適当なときは、当該医療機関の代表者と協議して救護病院等を設置し、平常時の取扱いに準じて医療を実施する。救護病院で重症患者を受け入れきれない場合、必要に応じ救護病院に臨時の被災負傷者を受け入れる施設を確保する。この場合、福祉生活班は、生活保護世帯に対し、生活保護法による医療券を患者に交付し、患者は、医療機関に医療券を提出して診療を受ける。

注1 医療機関の中には、はり、あんま、きゅう師を含む。

注2 福祉事務所長は、市本部長の要請に基づき、生活保護世帯による医療券に「災害」と朱書きして直接救助対象者に発行する。

なお、市本部は福祉事務所長に「医療券」の発効を要請するいとまがないときには「診療依頼書」を発行し、「診療依頼書」に「災害」と朱書きして、直接救助対象者に交付するとともに、その旨を福祉事務所長に連絡する。

(3) 救護所による方法

被害が甚大なときは、市は原則小学校の保健室に救護所を設置し、医療班に要請して、医療活動を行う。

(4) 移送、受入れ

医療を要するものの状態が重傷病で施設（病院）への受入れを必要とするときは、医療班、健康推進班は被災地に近い適切な医療施設に連絡し受入れ体制を確認した後、消防部に当該病院への救急搬送を要請する。

なお、多数の重傷者を搬送する必要がある、救急車が確保できない場合は、消防団又は自主防災組織の協力により移送する。

(5) 応援等

市本部は、当該地域において医療、助産救助の実施が不可能又は困難なときは、次の方法によって他機関と共同して実施する。

ア．市本部は、医療班の報告等により県支部総務班及び県本部防災班にその旨を連絡し応援の要請をする。

イ．連絡、報告及び要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- a．医療、助産救助実施の場所
- b．対象者及び医療機関の状況
- c．実施の方法及び程度
- d．その他必要な事項

(6) 災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣要請

市本部は、災害の状況から災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）・災害支援ナースの派遣が必要な場合は、県支部に派遣要請をし、県支部から県本部に派遣要請をする。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの助言及び支援を適宜受けるものとする。

医療（助産）救護活動体制

災害医療コーディネーター
災害時小児周産期リエゾン

助言・支援

県本部

県支部

市本部

派遣要請

市内医療機関

もとす医師会

もとす歯科医師会

もとす薬剤師会

救護班派遣

救護病院・救護所

搬送

広域救護病院
救命救急センター

搬送

消防機関・警察・自衛隊・自主防災組織

搬送

災害現場
現場活動の実施

派遣要請

災害拠点病院

岐阜県医師会

岐阜県歯科医師会

岐阜県薬剤師会

日赤岐阜県支部

自衛隊

派遣命令

県内赤十字病院

----- は、県対策本部の派遣要請の情報伝達経路

市は、必要に応じて後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人地域医療機能推進機構）に、区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。その際、市は、県及び関係機関と連携し、市内の医療機関等から、岐阜県災害時広域受援計画に定める広域医療拠点搬送までの重傷者の搬送を実施する。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの助言及び支援を適宜受けるものとする。

6 医薬品等の確保

(1) 基本方針

市、県及び岐阜県赤十字血液センター（以下「血液センター」という。）は、関係機関との連携を図り、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料、医療機器及び血液の確保を図る。

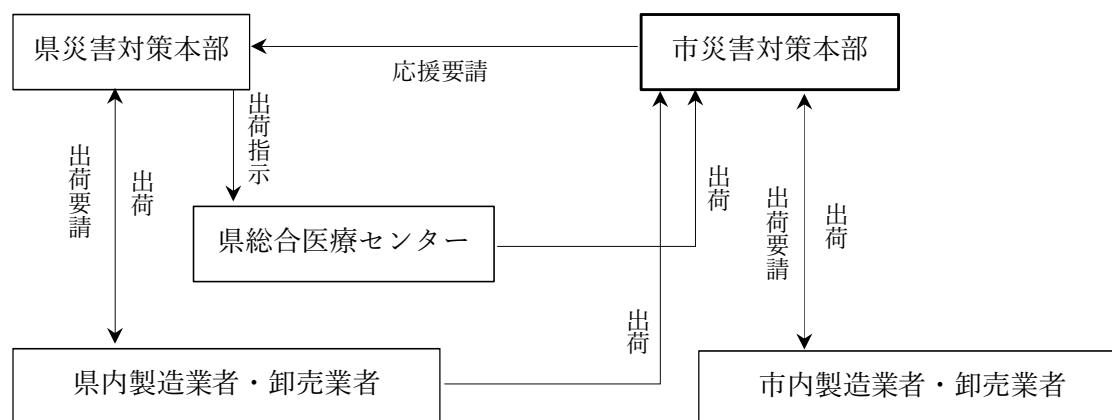
(2) 医薬品等（血液を除く。）の確保

市は、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料及び医療用具については、調達計画に基づき調達する。ただし、不足が生じるときには、県支部総務班及び関係機関に調達を要請する。なお、地域内輸送拠点に緊急物資として医薬品の提供があった場合は、健康推進班は医薬品の分別のため、地域内輸送拠点への薬剤師の派遣をもとす薬剤師会に要請するとともに、必要な医薬品を救護所等に輸送する。

(3) 血液の確保

血液については、血液センターに要請する。

《医薬品等確保系統図》



7 医療、助産に関する基準

(1) 基準

この節における対象者、期間、経費については、本章第13節災害救助法の適用に準ずる。ただし、医療、助産状況等から判断して、市本部長が必要と認める場合は、期間の延長等これを変更することができる。

(2) 災害救助法適用時における期間延長

市本部は、医療救助については災害発生の日から14日以内、助産については災害発生の日から7日以内に打ち切ることができない場合は、医療救助については災害発生の日から14日以内、助産については災害発生の日から7日以内に県本部防災班に対して期間の延長を要請する。

なお、延長申請は次の事項を明示して行う。

ア．延長の見込期間

イ．延長を要する地域

- ウ. 延長を要する理由
- エ. 救助を要する患者数、病状等

8 保険制度への切替え

医療の救助は、原則的には14日以内に打ち切られ、平常時の医療機関に戻るため、市民部、健康福祉部は、下記保険制度等を所管する関係機関と緊密な連絡をとり、継続診療をようするものについて、速やかにそれらの制度の医療給付に切り替えるよう、摘要の決定、保険証の再交付等に努める。

ア. 国民健康保険	医療保険班
イ. 医療費融資	市社会福祉協議会
ウ. 健康保険	日本年金機構 年金事務所
エ. 労働者災害保険	労働基準局
オ. 生活保護	福祉生活班
カ. 児童福祉	施設経営者
キ. 身体障がい者福祉	福祉生活班
ク. 戦傷者戦没者遺族援護	地域福祉高齢班
ケ. 未帰還者留守家庭援護	県地域福祉国保班
コ. 結核予防	健康推進班
サ. 精神保健	福祉生活班

9 その他事務手続き

医療班が出動し、救助に従事したときは、「救助日報」(様式36号)により県本部防災班に報告するとともに次の記録を作成し整備保管する。

- ア. 医療班出動編成表(様式65号)
- イ. 医療班救護活動報告書(様式66号)
- ウ. 医療班医薬品衛生材料使用記録(様式67号)
- エ. 病院診療所医療実施状況(様式68号)
- オ. 助産台帳(様式69号)
- カ. 救助実施記録日計表(様式37号)
- キ. 救助の種目別物資受払状況(様式38号)

第22節 救助活動

1 方針

大規模地震災害発生により生命、身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に収容するものとするが、救助活動の実施が困難な場合、速やかに他機関に応援を要請する。

2 実施責任者

企画部、消防部

3 対象者

被災者の救出は、次の状態にある者に対して行う。

ア. 災害のため生命、身体が危険な状態にある者。

イ. 災害のため、行方不明の状態にあって、かつ、諸般の情勢から生存していると推定され、又は生命があるかどうか明らかでない者。

4 救助活動

被災者の救出は、時間の経過とともに救命率が低下するため、迅速な対応を行う。

(1) 指揮者

被災直後においては、消防署及び消防団、警察等が救助、救出を行い、指揮は市本部が執る。なお、指揮隊長等は必要に応じ自主防災組織等に協力を求める。

(2) 応援要請

市本部長は、市の消防力等では救出が困難な場合には、他市町村、県への救出の実施又はこれに要する要員及び資機材についての応援を要請する。また状況により「岐阜県防災ヘリコプター支援協定」に基づき防災ヘリコプターの出動を要請する。

なお広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市本部長は、「岐阜県広域消防相互応援協定」及び「岐阜県広域消防応援基本計画」の定めるところにより応援を要請する。

(3) 緊急消防援助隊の部隊配置

緊急消防援助隊の派遣を受けた場合、市本部長がこれを指揮し、迅速に部隊の配置を行う。

(4) 警戒区域の設定

市は、「災害対策基本法第63条」、「消防法第23条の2、第28条、第36条」、「水防法第21条」により警戒区域を設定する。

なお、災害活動実施者の二次災害防止を図るため、災害活動時における退避について計画を定める。

(5) 緊急対策協力会への応援要請

市は、重機等災害救助活動に必要な機械器具が必要な場合は、協定に基づき瑞穂市緊急対策協力会に必要な機械器具及びその操作員を要請する。

5 救出に関する基準

(1) 基準

この節における対象者、期間、経費については、本章第12節災害救助法の適用に準ずる。ただし、救出の状況等から判断して、市本部長が必要と認める場合は、期間の延長等これを変更することができる。

(2) 災害救助法適用時における期間延長

市本部は、災害発生の日から3日以内に打ち切ることができない場合は、災害発生の日から3日以内に県本部防災班に対して期間の延長を要請する。

なお、延長申請は次の事項を明示して行う。

ア. 延長の見込期間

イ. 延長を要する地域

ウ. 延長を要する理由

エ. 延長を要する人数

6 その他事務手続き

市本部は、次の記録を作成し、整理保管する。また、被災者の救出期間中は、その状況を毎日「救助日報」（様式36号）により、県支部総務班経由で県本部防災班に電話等にて報告する。

ア. 救助実施記録日計表（様式37号）

イ. 被災者救出状況記録簿（様式70号）

ウ. 救助の種目別物資受払状況（様式38号）

第23節 遺体の搜索・取扱い・埋葬

1 方針

大規模地震災害時に死亡した者の遺体の搜索、見分、取扱い、埋葬等を的確に実施するため、遺体搜索体制の確立、必要機器や遺体安置場の確保、他市町村、隣県等の協力による火葬の実施等迅速に必要な措置を行う。広域に被災した場合は、検視、検案体制を含め、広域調整を行う。

2 実施責任者

企画部、市民部、健康福祉部、消防部

3 遺体の搜索

市は、県警察、防災関係機関の協力を得て遺体の搜索を行い、発見したときは速やかに収容するものとする。

(1) 搜索の方法

消防部は、警察、消防団及び自主防災組織の協力により遺体の搜索を実施する。ただし、生命がある者又は生命がある可能性がある者の救出に必要な人員以外の者を遺体の搜索に当たらせる。

(2) 応援の要請

ア. 市本部は災害状況あるいは遺体が流失したこと等により他市町村にあると認められるときは、県支部総務班に応援の要請をする。ただし、緊急を要する場合等にあつては、隣接市町村本部又は下流の市町村本部に搜索応援を要請する。

イ. 応援の要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- a. 遺体が埋没し、又は漂着していると予想される場所
- b. 遺体数及び氏名、性別、年齢、容貌、特徴、持ち物等
- c. 応援を求めたい人数、舟艇、器具
- d. その他必要な事項

(3) 遺体の搜索の基準

ア. 遺体の搜索に関する対象者、期間、経費については、本章第12節災害救助法の適用に準ずる。ただし、搜索状況等から判断して、市本部長が必要と認める場合は、期間の延長等これを変更することができる。

イ. 災害救助法適用時における期間延長

市本部は、災害発生の日から10日以内に搜索を打ち切ることができない場合は、災害発生の日から10日以内に県本部防災班に対して期間の延長を要請する。

なお、延長申請は次の事項を明示して行う。

- a. 延長の見込期間
- b. 延長を要する地域
- c. 延長を要する理由

d. 延長することによって搜索されるべき遺体件数

(4) 報告及び事務手続

市本部は本救助を実施したときは、次の諸記録を整備、保管するとともに、次の報告事項を、毎日県支部総務班（救助係）を経由して、県本部防災班に「救助日報」（様式 36 号）により報告する。

ア. 記録

- a. 死亡診断書
- b. 遺体搜索状況記録簿（様式 75 号）
- c. 救助実施記録日計表（様式 37 号）
- d. 救助の種目別物資受払状況（様式 38 号）
遺体搜索用機械器具修繕簿（様式 76 号）

イ. 報告

- a. 実施月日
- b. 実施の地域
- c. 実施の状況及び方法
- d. 搜索対象遺体数

4 遺体の取扱い、収容等

(1) 遺体の取扱体制

ア. 身元が判明しており、遺族に引き渡せる場合

死体を発見した場合は、警察に連絡し、警察は遺体の見分、検死を行い、身元が判明している場合は、遺族に引き渡す。

イ. 身元が判明していない場合、又は遺族への引渡しが困難な場合

遺体識別のため、福祉生活班は遺体を取り扱う場所を借上げ（仮設）、医療班又は医師により遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。ただし、市本部において実施できないときは、他機関所属の医療班の出動応援を求める。

(2) 遺体の取扱いの基準

ア. 遺体の取扱いに関する対象者、期間、経費については、本章第 12 節災害救助法の適用に準ずる。ただし、取扱いの状況等から判断して、市本部が必要と認める場合は、期間の延長等これを変更することができる。

イ. 災害救助法適用時における期間延長

市本部は、災害発生の日から 10 日以内に取扱うことを打ち切ることができない場合は、災害発生の日から 10 日以内に県本部防災班に対して期間延長を要請する。

なお、延長申請は次の事項を明示して行う。

- a. 延長の見込期間
- b. 延長を要する地域
- c. 延長を要する理由
- d. 延長することによって搜索されるべき遺体件数

(3) 報告及び事務手続

市本部は本救助を実施したときは、遺体処理台帳（様式 77 号）を作成し、整備保管するとともに、毎日その状況を県支部総務班（救助係）を経由して、県本部防災班に「救助日報」（様式 36 号）により報告する。なお、遺体の取扱いを医療班が実施したときは、医療班救護活動報告書（様式 66 号）により、その実施状況を報告する。

5 遺体の収容、安置等

(1) 遺体の収容

市本部は、避難所として使用されている施設を除き、適当な場所に遺体安置所を設けるものとする。なお、遺体数等に応じて、寺院及び葬儀式場等の施設に依頼し遺体の一時安置を行う。

(2) 遺体の搬送

市本部長は、遺体の搬送について警察に協力要請するとともに、車両を借上げ遺体を安置場所まで搬送する。

(3) 機材の確保

市民班は、市内葬儀業者等の協力を得て、納棺用品、仮葬祭用品等必要な機材を確保するとともに、納棺作業指導のための要員を確保する。

(4) 遺体の引渡し

遺族等から遺体の引受けの申出があったときは、遺体処理台帳（様式 77 号）により整理のうえ引き渡す。

(5) 市本部による引受け

遺体引受人が見つからない遺体については、市本部長を身元引受人として、遺体火（埋）葬許可書の発効手続をとるよう市本部に要請する。

6 遺体の埋葬等

(1) 遺体の埋葬

市は、遺体を遺族へ引渡し又は火葬に付し、骨つば若しくは骨箱を遺族に引き渡す。身元の判明しない遺体は、火葬に付し、墓地又は納骨堂に埋収蔵する等必要な措置をとるものとする。

なお、埋葬の実施に当たっては次の点に留意を要する。

ア. 事故死等による遺体については、県警察から引継ぎを受けた後に埋葬する。

イ. 身元不明の遺体については、県警察その他関係機関に連絡しその調査に当たる。

ウ. 被災地域以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人としての取扱いとする。

(2) 広域調整

大規模な災害が発生し火葬場が破損し使用できない場合や、使用可能であっても火葬能力を大幅に上回る死亡者があった場合においては、「岐阜県広域火葬計画」に基づき、県本部生活衛生班に調整を依頼する。

(3) 遺体の埋葬の基準

ア．遺体の埋葬に関する対象者、期間、経費については、本章第12節災害救助法の適用に準ずる。ただし、埋葬状況等から判断して、市本部が必要と認める場合は、期間の延長等これを変更することができる。

イ．災害救助法適用時における期間延長

市本部は、災害発生の日から10日以内に埋葬を打ち切ることができない場合は、災害発生の日から10日以内に県本部防災班に対して期間延長を要請する。

なお、延長申請は次の事項を明示して行う。

- a．延長の見込期間
- b．延長を要する地域
- c．延長を要する理由
- d．埋葬を要する遺体数

(4) 報告及び事務手続

市本部は埋葬救助を実施したときは、埋葬台帳（様式79号）を作成し、整備保管するとともに、毎日その状況を県支部総務班（救助係）を経由して、県本部防災班に「救助日報」（様式36号）により報告する。

第24節 防疫・食品衛生活動

第1項 防疫活動

1 方針

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件により感染症等の疫病が発生しやすく、またまん延する危険性も高いため、地震災害発生時における防疫措置は、臨時に多数の避難者を受入れ衛生状態が悪化しやすい避難所をはじめとして、的確かつ迅速に実施することとする。

2 実施責任者

健康福祉部、環境経済部

3 実施内容

(1) 市の防疫活動

市は、避難所運営マニュアルに基づく感染症予防対策を講ずるとともに、次の防疫活動を行うものとする。

- ア．防疫用資機材の確保、便槽、家屋等の清潔及び消毒
- イ．ゴミ捨て場所への殺虫剤、殺そ剤の散布
- ウ．避難所における避難者の健康状態の調査、防疫活動の実施
- エ．感染症法第35条第1項の規定による当該職員の選任
- オ．臨時予防接種又は予防内服薬の投与
- カ．感染症の発生状況及び防疫活動等の広報活動の実施

(2) 応援の要請

市は、被害が甚大で市単独で防疫活動等の実施が不可能又は困難なときは、他の市町村又は県からの応援を得て実施する。

(3) 報告

ア．被害状況の報告

健康推進班は、防疫を必要とする災害が発生したときは、「医療・衛生施設被害状況等報告書」（様式18号）により、防疫に関する情報を、県支部保健班を経由して、県本部健康福祉部に毎日電話及び文書で報告する。

イ．災害防疫経費所要見込額の報告

健康推進班は、災害防疫に関する所要見込額を「災害防疫経費所要額調」（様式80号）により作成し、県支部保健班を経由して県本部保健医療班に提出する。なお、その概要については、できるかぎり事前に電話等で報告する。

ウ．災害防疫完了報告

健康推進班は、災害防疫が完了したときは、完了した日から20日以内に「災害防疫業務完了報告書」（様式81号）を、県支部保健班を経て県本部保健医療班に提出する。

(4) 市本部に備付けを要する記録

- ア. 災害状況及び災害防疫活動状況報告書（様式 82 号）
- イ. 災害防疫経費所要額調（様式 80 号）及び関係書類
- ウ. 清潔方法及び消毒方法に関する書類
- エ. ねずみ族昆虫等の駆除に関する書類
- オ. 家庭用水の供給に関する書類
- カ. 患者台帳
- キ. 防疫作業日誌（様式 83 号）

第2項 食品衛生活動

1 方針

災害発生時には、食品の調理、加工、販売等について、通常の衛生管理が困難となることが想定されることから、食中毒など食品に起因する危害発生の危険性が高くなる。このため、被災地における食品の安全性を確保するため、炊き出し施設、飲食店等の食品関連施設に対して監視指導を実施し、食中毒等の防止を図る。

2 実施責任者

健康福祉部

3 実施内容

(1) 避難所施設等の食中毒防止活動

市は、炊き出しを開始した場合は速やかに岐阜保健所に連絡する。県から派遣される食品衛生監視員と協力して、食品の衛生的な取扱い等について監視指導を行う。

(2) 食中毒発生時の対応

市は、避難者に食中毒症状を呈する者の発生を探知した場合、直ちに医師による診断を受けさせるとともに、その旨を岐阜保健所へ連絡する。

第25節 保健活動・精神保健

1 方針

大規模地震災害時の生活環境の劣悪さや心身への負担の大きさは、心身双方の健康に変調を来す可能性が高く、被災者に対して公的な保健医療面での支援が不可欠であり、また精神障がい者の保護や地震によるショック、長期化する避難生活等による様々なストレスを抱え込む被災者の心のケア対策が必要となる。そのため、地震により被害を受けている住民を対象に、市、県及び関係機関が協力し、避難所の生活環境の整備や心身両面からの保健指導を実施するとともに、仮設住宅や一般家庭等住民全体に対しても、被災に伴う心身両面の健康状態の悪化を予防し、被災者自らが健康を回復、維持及び増進し、心身とも健康な生活が送れるよう支援する。

2 実施責任者

健康福祉部

3 保健活動

(1) 体制

市は、県の協力を得て保健活動チーム及び栄養・食生活支援サポートチームを編成し、被災者の健康管理活動を行う。

《保健活動チームの編成（例）》

- ア. 避難所巡回保健チーム（医師、保健師、薬剤師）
- イ. 精神科チーム（医師、精神科ソーシャルワーカー、保健師）
- ウ. 歯科チーム（歯科医師、歯科衛生士）
- エ. リハビリチーム（医師、理学・作業療法士、保健師、看護師）
- オ. 栄養士チーム（管理栄養士、栄養士）
- カ. 臨床心理チーム（臨床心理士）
- キ. 家庭訪問チーム（保健師 1～2）
- ク. 仮設住宅訪問チーム（保健師 1～2）
- ケ. 避難所巡回検診チーム（医師、保健師、栄養士、診療放射線技師、臨床衛生検査技師）

(2) 活動内容

市は、県と連携をとり、チームを編成し、被災地区ごと（地区は状況により決定）に共同して活動する。

- ア. 避難所、自宅及び仮設住宅等の被災者の生活状況の把握、生活環境の整備
- イ. 避難所における巡回健康相談等の実施
- ウ. エコノミークラス症候群に対する注意喚起
- エ. 訪問指導の実施及び強化

結核、難病、精神障がい者、寝たきり老人、高齢者、乳幼児、震災に伴う健康障がい者等への訪問指導の強化及び一般家庭への健康調査と保健指導の実施

オ．避難所等の巡回栄養・食生活相談

慢性疾患患者、アレルギー患者、高齢者及び障がい者等へ配慮した食事内容の提案、配給食品の確認、栄養状態に応じた特定保健用食品やサプリメントの配布、食品衛生に関する指導の実施

カ．特定保健事業の実施

キ．仮設住宅における訪問指導とグループ指導の実施

ク．機能している医療機関等の情報収集

(3) 健康課題に応じた専門的な支援の実施

保健活動により把握した健康課題に応じて、こころのケア、歯科保健、要援護者支援などの専門的な支援を実施する。

また、状況に応じて災害派遣福祉チーム（DWA T）の要請を行い、避難所の高齢者、障がい者等の生活機能の低下防止等に努める。

4 精神保健

管内の精神保健に関する住民ニーズを把握するとともに、被災住民への身近な精神保健に関する相談支援活動を実施する。

(1) 精神障がい者の住居等、生活基盤の早期確保

ア．住居をなくした精神障がい者の被災地外施設への入所等促進

イ．精神保健訪問活動、ホームヘルパー派遣、入浴サービス等の福祉援護策等

(2) 精神科入院病床の確保

入院必要患者の急増に対応するため、被災地外での精神科入院病床の確保

(3) 24時間精神科救急体制の確保

ア．被災地外の精神科チームの配置と同チーム内へ夜間往診チームの設置

イ．夜間休日対応窓口、夜間休日入院窓口の設置

(4) 治療、通所を中断した通院・通所者の治療、通所機会の提供

閉鎖した診療所、通所施設等の代替施設の設置（精神科援護所等）と早期再開

(5) 被災者の心のケア

ア．民間諸機関の協力による被災後の心の健康に関する正しい知識の普及、啓発

イ．心の健康に関しての相談体制の充実

ウ．精神科医及び保健師等による常設の相談を実施

エ．民間の諸機関の協力による24時間電話による相談を受ける体制整備

オ．避難所等への相談所開設

カ．在宅避難者、車中避難者、仮設住宅及び家庭等への巡回相談

キ．医療、福祉及び教育等の各領域において実施される診察及び相談等との調整

(6) 被災救援に当たる職員及びボランティアの心のケア

民間の諸機関の協力を得ながら、専門の精神科医により、臨時相談、臨床等必要があれば、適切なカウンセリング等を継続実施する。

(7) 災害派遣精神医療チーム（D P A T）の派遣要請

市本部は、被災者のストレスケア等のため、必要な場合は、県に対し災害派遣精神医療チーム（D P A T）の派遣を要請する。

第26節 清掃活動

1 方針

ごみ、し尿の処理事業は、市（一部事務組合）が個別に行っているが、災害時には、大量の廃棄物の発生等により、その処理に支障をきたすおそれがある。

被災地における環境衛生の保全を図るため、排出されたごみ、し尿、がれき等の災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の迅速な収集・処理体制を確保する。

また、災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集・運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に廃棄物を処理する。

2 実施責任者

企画部、環境経済部

3 ごみ、し尿の処理活動

市は、災害時におけるごみ又はし尿を収集及び運搬するため、清掃班を編成する。清掃班は、ごみ収集運搬班とし尿収集運搬班に区分して編成する。

4 清掃方法

(1) ごみ処理

市は、ごみ収集車の確保について、民間、特に清掃事業団体の協力も得る。なお、別に定める「瑞穂市災害廃棄物処理計画」による

(2) 収集順序

ごみの収集は、実施者が被災地の状況を考慮し、緊急に清掃を要する地域から順次実施する。

(3) 収集方法

ごみの収集に当たって、各班の収集担当地域を明確にする。また、被災住民、ごみ収集運搬班に災害廃棄物の分別収集の徹底を図る。

(4) ごみの処分

災害廃棄物の仮置場、処分方法、処分場所等については、十分に検討し、計画的にごみの処分を行う。収容したごみについては、最終処分場不足も予想されることからリサイクル等による減量化施策を行い、その後の可燃物は、他の地域との連携による焼却施設処理を原則とし、不燃物又は焼却できないごみは、埋立て処分する。

なお、フロン類使用機器の廃棄処分に当たっては、フロン類の適正な回収・処理を行う。

(5) し尿処理

市は、し尿収集車の確保について、民間、特に清掃事業団体の協力も得る。

(6) 収集順序

し尿のくみ取り収集は、実施者が被災地の状況を考慮し、緊急にくみ取りを要する地域から順次実施する。

(7) 収集方法

し尿のくみ取り収集に当たって、各班の収集担当地域を明確にする。

(8) し尿の処分

し尿の処分は、原則として、し尿処理場、下水道終末処理場等において処分する。

(9) 災害廃棄物の発生への備え

市は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力の在り方等について、瑞穂市災害廃棄物処理計画において具体的に定める。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努める。

市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進等に努める。

なお、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導、助言する。

また、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等周知に努める。

(10) 災害廃棄物の処理

市は、発生した災害廃棄物の種類、性状等（土砂、ヘドロ、汚染物等）を勘案し、その発生量を推計したうえで、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づいて、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて処理実行計画の策定や広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

市は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

なお、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行う。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

5 その他関連対策

市は、避難所施設等に伴い仮設便所を設置する場合、原則として、し尿貯留槽が装備された便所（以下「仮設トイレ」という。）を配置する。やむを得ない場合には、立地条件を考慮し、漏洩等により、地下水が汚染しないような場所を選定し、避難人員 200 人に対して、大小便器をそれぞれ 2 個以上ずつ設置する。閉鎖に当たっては、消毒後に埋没する。

仮設トイレは、当初は市備蓄のものを利用し、不足する場合には、応援要請を行う。

なお、市においては、民間での保有状況もあらかじめ把握しておく。

第27節 愛玩動物等の救援

1 方針

大規模地震災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、猫等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。

このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、市及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。

2 実施責任者

企画部、環境経済部

3 実施内容

市は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずる。また、日頃から実践的な訓練等を通じて、管理体制の整備に努める。

(1) 被災地域における動物の保護

市は、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護を行う。

(2) 動物の適正な飼養体制の確保

ア. 愛玩動物飼養可能な避難所の設置

市は、飼い主とともに愛玩動物飼養可能な避難所の設置に努める。

イ. 避難所での愛玩動物の把握

市内各所の避難所において、飼い主と共に避難してきた愛玩動物を把握し、避難所において飼い主が適正に愛玩動物の飼育ができるよう努める。

ウ. 避難所等での飼育

避難所において愛玩動物が適正に飼育されるよう、飼い主に指導を行う。

エ. 特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）について

同伴で避難所生活は困難であることを説明し、避難所以外の施設に収容する。

(3) 特定動物の逸走対策

特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、市は、飼養者、県その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。

第28節 災害義援金品の募集配分

1 方針

被災者に対して寄託される義援金品を、確実、迅速に被災者に配分するため、受入れ、引継ぎ、集積、配分、管理等必要な措置を実施する。

2 実施責任者

健康福祉部、出納部

3 募集配分機関

市地域における義援金品の募集及び配分は、会計班及び地域福祉高齢班が中心となり、概ね次の機関が共同し、又は協力して行う。

なお、特殊な災害等による募集配分については、関係機関が単独又は共同して行う。

ア．日本赤十字社岐阜県支部（義援金に限定、物資は取り扱わない。）

イ．瑞穂市社会福祉協議会

ウ．瑞穂市自治会連合会

エ．瑞穂市民生委員・児童委員協議会

4 募集

義援金品を募集し、配分しようとするときは、地域福祉高齢班は、募集配分に参加する機関の代表者を集め「義援金品募集配分委員会」を開催し、次の事項を決定する。

ア．参加団体

イ．募集対象（一般世帯募集、学校募集等）

ウ．募集の種別（金銭募集、物品募集の別）

エ．集積場所、輸送の方法、機関等

オ．その他、必要事項

5 集積

募集に基づく、又は任意に拠出される義援金品の集積は、次の方法による。

ア．各家庭から募集したときは、自治会連合会、民生委員・児童委員協議会等の組織で各家庭を訪問して集積し、あるいは集積場所を指定して各家庭から持参してもらう等の方法によって集積する。なお、この場合においては、「義援金品拠出者名簿」（様式 86 号）を作成すること。

イ．小、中学校又は工場における職域募集によって集積されたものは、それぞれの単位機関において一括引継ぎを受ける。なおこの場合においては、「義援金品引継書」（様式 87 号）を作成すること。

ウ．個人で募集配分機関に申出のあったものについては、それぞれ申出を受けた機関で受け、その都度又は一定の期間まとめて、それぞれ単位機関別に指定した場所に集積する。なお、この場合においては、「義援金品受領書」（様式 88 号）を作成すること。

6 引継ぎ

義援金品の引継ぎに当たっては、「義援金品引継書」（様式 87 号）を作成し、その授受を明らかにしておく。

7 配分

(1) 配分の基準

義援金品募集配分委員会は、災害義援金品の配分を決定する場合、概ね次の基準により行うものとするが、特定物品及び配分先指定金品については、それぞれの目的に沿って効率的な配分を個々に検討して行う。

なお、地域福祉高齢班が災害支援物資を被災者に配分する場合についても、概ね次の基準を参考にして行うものとするが、関係のある機関の代表者の意見を聞き、実情に即した配分とする。

ア. 一般家庭用物資

全壊世帯	1
半壊世帯	1/2
床上浸水世帯	1/3

イ. 無指定金銭

死者（行方不明で死亡と認められる者を含む。）	1
重傷者	1/2
全壊世帯	1
半壊世帯	1/2
床上浸水世帯	1/3

（注） 1. 床上浸水 10 日以上在世帯にあつては、物資、金銭とも半壊の基準による。

2. 必要に応じ、金銭で物資を購入して配分することができる。

(2) 配分の時期

配分は、できるかぎり受入れ又は引継ぎを受けた都度迅速に行うことを原則とするが、義援金品が少量、少額等で、世帯別配分が不可能な場合又は輸送及び労働力等の問題で経費を浪費すると考えられる場合は、一定量に達したときに行う等、配分の時期について十分留意して行う。

ただし、腐敗、変質のおそれがあるものについては、適宜配分し腐敗、変質がないよう努める。

8 義援物資の管理

義援金及び義援物資は、次の方法によりそれぞれの募集配分機関において管理する。

(1) 金銭の管理

現金は、銀行預金等確実な方法で管理するとともに、「現金出納簿」（様式 89 号）を備え付け、出納の状況を記録し、経理する。なお、預金に伴う利子収入は、義援金に含めて扱う。

(2) てん末書の記録

義援金品の募集配分機関は、「義援金品受払簿」（様式 90 号）を備え付け、受付から引継ぎ又は配分までの状況を記録する。

9 費用

義援物資の募集や配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするが、災害義援金品の輸送及び配分に要する経費が必要な場合は、義援金品の一部をこの経費に充当できる。なお経費の証拠記録は、整備保管しておく。

第29節 公共施設の応急対策

1 方針

大規模地震発生時には、各種の災害が同時・複合的に発生し、各方面に甚大な被害が予想され、特に道路、河川をはじめとした公共施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動にとって重要である。そのため、各公共施設の管理者は、各々が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先した施設復旧を行う。

2 実施責任者

各部局

3 道路施設の応急対策

(1) 応急対策

道路管理者は、災害発生後速やかに、あらかじめ指定した緊急輸送道路について優先的に道路パトロールを行い、管理する道路の被害状況を調査し、災害の発生地域や被害状況を勘案したうえで、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。

(2) 応援要請

道路管理者は、啓開作業を実施するに当たり、路上の障害物の除去が必要な場合には、警察機関、消防機関、自衛隊、建設業者等の協力を得て実施する。

4 河川施設の応急対策

河川等の管理者は、瑞穂市水防計画に基づき、災害発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努める。堤防施設等に被害を認めた場合は、その被害状況に応じた適切な応急対策に努める。

5 公共建築物の応急対策

官公庁舎、学校施設、病院及びその他の公共施設について、災害対策の拠点施設や避難施設などの利用が想定されることから、各施設管理者は、施設及び施設機能の点検を実施し、被害状況の把握に努め、できるかぎり応急復旧による機能確保に努める。

第30節 ライフライン施設の応急対策

1 方針

電気、ガス、上下水道等のライフライン施設に被害が発生すると、被災住民の生活に大きな混乱を生じるだけでなく、その後の復旧活動や経済活動にも支障を来す。また医療活動を実施するうえにおいては、これらの提供は不可欠であり優先的に供給する必要があるため、事業者間の広域的な支援体制の実施、復旧予定時期の目安の明示による民心の安定、防災関係機関や医療機関への優先的復旧などを図る。

2 実施責任者

上下水道部、都市整備部、各機関

3 水道事業者の応急復旧対策

(1) 緊急要員確保

上水道班は、緊急要員確保と情報連絡体制を整備する。

(2) 被害状況調査及び復旧計画の策定

上水道班は、水道施設の被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに送・配水系統を考慮した復旧計画を作成する。

(3) 復旧資機材業者及び指定給水装置工事業者への協力要請

上水道班は、復旧用資機材の確保、復旧工事の実施について、業者に協力を要請する。

(4) 応急復旧の目標期間の設定

目標期間

3日まで：給水拠点による給水（1人1日3ℓ）

10日まで：幹線付近の仮設給水栓（1人1日20ℓ）

21日まで：支線上の仮設給水栓（1人1日100ℓ）

28日まで：仮配管による各戸給水や共用栓（1人1日250ℓ）

(5) 県への応援要請

市本部は、上下水道部による応急復旧が困難な場合は、岐阜県水道災害相互応援協定に基づき県を通じて他の水道事業者に対し応援を要請する。

(6) 重要施設への優先的復旧

上水道班は、防災関係機関、医療機関について優先的に復旧する。

4 下水道管理者の応急復旧対策

(1) 緊急要員の確保

下水道班は、緊急要員確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて他の下水道

管理者に応援を要請する。

(2) 被害状況の把握及び応急対策

下水道班は、災害の地震発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、施設の被害状況を迅速かつ的確に把握し、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

5 電気施設

(1) 市の応急対策

ア. 連絡調整

市は、地震災害発生時には関係電力会社から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な情報伝達に努める。

イ. 応援要請

市は、二次災害防止と応急復旧への協力を電力会社及び電気工事関連団体に要請するとともに、市民への広報に努める。

(2) 電力会社の応急復旧対策

ア. 災害対策本部の設置

電力会社は、地震災害発生時には、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整える。

イ. 緊急要員の確保

電力会社は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請する。

ウ. 情報収集・連絡体制

電力会社は、移動無線、保安用社内専用電話、加入電話等の他、衛星通信回線やヘリコプター等により、被害状況の早期収集に努め、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

エ. 復旧用資機材及び輸送手段の確保

電力会社は、通常時より復旧用資機材の確保に努めるとともに、その輸送には道路の寸断・渋滞等を想定して、ヘリコプターによる空輸など多面的輸送手段を用いる。

オ. 災害時における危険予防措置

電力会社は、災害時においても原則として可能な限り送電を継続するが、二次災害防止と円滑な防災活動の実施のため、必要に応じて送電停止などの適切な危険予防措置を講ずる。

カ. 高圧発電機車による電源確保

電力会社は、必要に応じて高圧発電機車による緊急電源確保に努める。

キ. 災害時における広報活動

電力会社は、被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定などを報道機関や広報車などを通じて周知する。また、地域復旧体制への協力と被害状況把握のため、地域の防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

ク．重要施設への優先的復旧

電力会社は、防災関係機関、医療機関について優先的な復旧に努める。

6 都市ガス施設

(1) 市の応急対策

ア．連絡調整

市は、地震災害発生時には関係都市ガス会社から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な伝達に努める。

イ．応援要請

市は、二次災害防止と応急復旧への協力を都市ガス会社及び関連団体に要請するとともに、市民への広報に努める。

(2) 都市ガス会社の応急復旧対策

ア．災害対策本部の設置

都市ガス会社は、地震災害発生時には、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整える。

イ．緊急要員の確保

都市ガス会社は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請する。

ウ．情報収集・連絡体制

都市ガス会社は、緊急連絡用無線、災害時優先電話等により、被害状況の早期収集に努める。

エ．復旧用資機材及び輸送手段の確保

都市ガス会社は、通常時より復旧用資機材の確保に努めるとともに、災害時の輸送手段の確保に努める。

オ．緊急措置

都市ガス会社は、被害状況に応じて、要所毎の遮断バルブや供給ブロックのバルブの閉止措置を行い、二次災害防止と供給停止の極小化を図る。

カ．復旧支援要請

都市ガス会社は、被害状況に応じて、復旧支援を社団法人日本ガス協会に要請する。

キ．臨時供給

都市ガス会社は、臨時供給については、被害実態、復旧見込みなど状況に応じた供給方式を採択し、必要に応じて関係LPガス事業者等と協議し、早急に行うよう努める。

ク．災害時における広報活動

都市ガス会社は、被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定などを報道機関や広報車などを通じて周知する。また、地域復旧体制への協力と被害状況把握のため、地域の防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

ケ．重要施設への優先的復旧

都市ガス会社は、防災関係機関、医療機関について優先的に復旧する。

7 鉄道施設

(1) 市の応急対策

ア. 連絡調整

市は、地震災害発生時には関係鉄道事業者から被害状況、列車等の運行状況及び関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な伝達に努める。

イ. 応援要請

市は、二次災害防止と応急復旧への協力を鉄道事業者及び関連団体に要請するとともに、市民への広報に努める。また、バス代行輸送体制に関する現地情報を集約し、鉄道事業者及び道路管理者と連携し、生活交通を確保する。

(2) 鉄道事業者の応急復旧対策

ア. 災害対策本部の設置

鉄道事業者は、地震災害発生時には、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整える。

イ. 緊急要員の確保

鉄道事業者は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請する。

ウ. 情報収集・連絡体制

鉄道事業者は、緊急連絡用無線、災害時優先電話等により、被害状況の早期収集に努め、報道機関への施設被災状況及び列車運行情報の提供、旅客等への列車運行情報の提供、地方防災会議、関係地方自治体への情報提供を行う。

エ. 駅構内等の秩序の維持

鉄道事業者は、駅舎等の倒壊、停電、出火等に伴う混乱の防止、駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客の適切な避難誘導等の災害警備活動の実施に万全を期し、旅客の安全を確保する。

オ. 輸送の確保

鉄道事業者は、不通区間が生じた場合、う回線区間に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の確保に努めるとともに、並行他社線との振替輸送等の措置を講ずる。

カ. 資機材及び車両の確保

鉄道事業者は、鉄道復旧に必要な資機材の数量確認及び必要な車両確保を図るものとし、調達を必要とする資機材について生産者、工事業者等の在庫量確認を行い緊急確保する。

キ. 応急復旧

鉄道事業者は、早期運転再開を期すため、実施可能な範囲において災害復旧に先立ち工事業者に出動を求める等必要な措置をとり、応急復旧工事を実施する。この場合、重要幹線等復旧効果の大きい路線を優先して実施する。

ク. 災害時における広報活動

鉄道事業者は、被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定などを報道機関や広報車などを通じて周知する。また、地域復旧体制への協力と被害状況把握のため、地域の防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

8 電話（通信）施設

(1) 市の応急対策

ア. 連絡調整

市は、地震災害発生時には電気通信事業者から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な情報伝達に努める。

イ. 応援要請

市は、二次災害防止と応急復旧への協力を電気通信事業者及び関連団体に要請するとともに、市民への広報に努める。

(2) 電気通信事業者の応急復旧対策

ア. 災害対策本部の設置

電気通信事業者は、地震災害発生時には、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整える。

イ. 緊急要員の確保

電気通信事業者は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関連会社等に応援を要請する。

ウ. 情報収集・連絡体制

電気通信事業者は、被害状況の早期収集に努め、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

エ. 通信の非常そ通措置

電気通信事業者は、災害時に際して臨時措置をとり、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

オ. 資機材及び車両の確保

電気通信事業者は、応急復旧に必要な資機材の備蓄数量確認及び車両確保を図るものとし、不足すると予想される資機材について、関連会社等の在庫量確認を行い緊急確保に努める。

カ. 応急復旧

電気通信事業者は、通信の早期そ通を図るため、災害復旧に先立ち関連会社等に出動を求める等必要措置をとり応急復旧工事を実施する。

キ. 災害時における広報活動

電気通信事業者は、被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定などを報道機関や広報車などを通じて周知する。また、地域復旧体制への協力と被害状況把握のため、地域の防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

ク. 重要施設への優先的復旧

通信事業者は、防災関係機関、医療機関について優先的に復旧する。

9 放送施設

(1) 市の応急対策

市は、地震災害発生時には放送事業者から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な情報伝達に努める。

(2) 放送事業者の応急復旧対策

ア. 災害対策本部の設置

放送事業者は、地震災害発生時には、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整える。

イ. 緊急要員の確保

放送事業者は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請する。

ウ. 情報収集・連絡体制

放送事業者は、緊急連絡用無線、災害時優先電話等により、被害状況の早期収集に努める。

エ. 放送の継続確保

放送事業者は、放送機器等の障害により一部の送信系統による放送が不可能になった場合には、他の送信系統により、また、一部中継回線が途絶した場合には、常置以外の必要機器を仮設し無線その他の中継回線等を利用して、放送の継続確保を図る。また、放送局のスタジオからの放送継続が不可能となった場合は、臨時スタジオを開設し、放送の継続確保を図る。

オ. 応急復旧

放送事業者は、障害、損傷した機器、設備等について、資機材の確保調達を行い、災害復旧に先立ち、応急補修、仮工事を実施し機器、設備等の機能回復の早期実現を図る。

第31節 文教災害対策

第1項 文教対策

1 方針

大規模地震が発生した場合、学校教育においては児童生徒等の安全確保が第一であるが、安否確認等に困難が生ずる。また、学校等の再開については、教育施設が避難所として使用され、その使用が長期化する場合、教育の再開時期が問題となる。

そのため災害発生時に、早急に教育施設の確保を図る等応急対策を実施するとともに、学校教育に支障を来さないように必要な措置を講ずる。

2 実施責任者

教育部

3 学校施設の災害防止策

市は、仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の幼児、児童、生徒に対する就学支援の増強等応急の教育に必要な措置を講じる。

4 地震情報等の把握、伝達

(1) 市立小中学校

市教育委員会及び各施設管理者は、小中学校等学校施設における地震災害対策実施のため、地震情報等の把握に努める。市教育委員会は、必要な情報を各学校長に対し伝達する。

(2) 私立学校

各施設管理者は、各関係機関と連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意して、地震災害に関する地震情報等の把握に努める。

5 文教施設の応急対策

学校等の文教施設の地震災害発生時における応急対策等は、次に定めるところによる。

(1) 災害の防止対策

学校等は、災害の発生を承知し、あるいは災害が発生したときは、被害を未然に防止し、あるいはその拡大を防止するため、的確な判断に基づいて直ちに補修、補強その他の対策をとる。

(2) 応急復旧等の措置

学校等は、文教施設等に被害を受け、業務の運営に支障を生じ、あるいはそのまま放置することが他に影響を及ぼし被害が拡大するような場合は、速やかに関係機関と連絡協議のうえ、本格的復旧に先立って必要限度の応急復旧を行う。

(3) 清掃等の実施

学校等は、学校が浸水した場合等には直ちに清掃を行い、衛生管理と施設保全に万全を期す。

6 教育活動の早期再開

市教育委員会は、災害発生時において、教育活動の早期再開を図るため、次の措置を講ずる。

(1) 応急教育の実施

教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。公共交通の状況等によっては、オンライン授業の実施を検討する。

(2) 被害状況の把握及び報告

応急教育の円滑な実施を図るため、各学校等において速やかに児童生徒等、教職員及び施設設備の被害状況を把握し、市教育委員会等に報告する。

(3) 教育施設の確保

教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。なお、教育施設が避難所として使用される場合は、避難者及び児童、生徒に対し、それぞれ支障とならないよう徹底を図る。

ア. 被害箇所及び危険箇所の応急修理

応急的な修理で利用できる程度の場合は、応急修理により使用する。

イ. 公立学校の相互利用

校舎の全部又は大部分が使用できない程度の場合は、隣接学校の校舎を使用する。

ウ. 仮設校舎の設置

地区が全体的に被害を受け、利用すべき公共施設がないときは、応急仮設校舎を建設する。

エ. 公共施設の利用

校舎の全部又は大部分が使用できない程度の場合は、公民館等公共施設を使用する。なお、この場合において、教育部と当該公共施設管理者との協議で利用施設を決定する。

オ. 上記によっても教育施設の確保が困難なときは、二部授業等必要な措置の実施

カ. 応急教育についての広報

応急教育の開始に当たっては、開始時期、方法等について児童生徒等や保護者等への周知を図る。

7 教員の確保

災害に伴い教職員に欠員が生じたときは、次の方法により補う。

(1) 学校内調整

欠員が少数の場合には、学校内において調整する。

(2) 市内調整

学校内で解決できないとき学校長は、学校教育班に教職員の派遣を要請する。学校教育班は、市内の学校間において調整する。

(3) 他市町村調整

市内で解決できないときは、教育長と市本部長との協議により他市町村の教職員の応援要請を決定し、学校教育班は、県支部教育班に対して、次の事項を明示し、教職員の応援を要請する。

- ア．応援を求める学校名
- イ．授業予定場所
- ウ．派遣要請をする人員
- エ．派遣予定期間
- オ．派遣職員の宿舎、その他の条件

(4) 応援教育の実施

地震災害に伴う被害の程度によって授業が不可能と認めたときは、臨時に授業を行わないものとする。ただし、学校教育班は、できるかぎり速やかに応急授業の実施に努めるとともに、応急教育の実施については、次の点に留意して行う。

- ア．災害時の授業については、教科書、学用品等の損失状況を考慮し、損失した児童、生徒の負担にならないように留意する。
- イ．教育の場が公民館等学校外施設によるときは、授業の方法、児童、生徒の保健等に留意する。
- ウ．通学道路その他の被害状況に応じ、通学時等の危険防止を指導し徹底する。

(5) 緊急連絡網の作成等

緊急休校その他の事態に備えて、学校関係者は、緊急連絡網など学校と児童、生徒との連絡の方法を定める。

(6) 教育長への災害報告

学校長は、学校教育班に対して、次の場合に災害の報告をするとともに、教育長の指示を求める。

- ア．教室の一部変更の場合（報告）
- イ．二部授業の場合
- ウ．公民館等他の公共施設を使用する場合
- エ．被災者の使用のため授業不能の場合
- オ．その他被害激甚のため授業不能の場合

(7) 被害児童、生徒の調査報告

学校教育班は、災害により被災した児童、生徒について調査し、「災害により被災した児童生徒数調」（様式 91 号）により市本部に報告する。

8 学用品の支給

(1) 災害救助法適用時における学用品支給基準

この節における、対象者、期間、経費については本章第12節災害救助法の適用に準ずる。ただし、給水状況等から判断して、市本部長が必要と認める場合は、期間の延長等これを変更することができる。

なお、期間内に学用品を支給することが困難なときは、教育部は、県支部教育班を経由して県本部防災班に期間の延長を要請する。なお、延長要請は、次の事項を明示して行う。

ア. 延長の見込み期間

イ. 延長を要する地域

ウ. 延長を要する理由

エ. 延長を要する地域ごとの児童、生徒数

(2) 災害救助適用時の調達配給

教材学用品の調達配給は、次の区分に従って行う。なお、学校教育班において調達困難な場合は、「被災教科書報告書」（様式72号）を速やかに作成し、速やかに（災害発生後5日以内）県支部教育班に3部を提出する。

ア. 被災児童生徒の調査は、学校教育班と各小中学校で実施する。

イ. 被災教科書の調査報告は、学校教育班と各小中学校で調査し、県支部にて県本部へ報告する。

(3) 災害救助法の適用外における教科書等の斡旋

「災害救助法」が瑞穂市に適用されたが、教科書を失った児童、生徒の属する世帯の被害が、床上浸水又は半壊に達しない場合又は同一時の災害において近隣市町村に「災害救助法」が適用されたが、瑞穂市には「災害救助法」が適用されなかった場合で、その災害により教科書を失った児童、生徒に対しては、学校教育班が前記（1）と同様に一括で調達、斡旋する。ただし、経費については本人負担とする。

(4) 教科書及び文房具の輸送

教科書、文房具等学用品の輸送は、教育部と協議のうえ市本部が調整する。なお物資輸送の授受は、「学用品引継書」（様式73号）により記録を残す。また教科書の輸送が販売取扱店から直接学校教育班及び各学校に送付されたときは、納品書を学校教育班において取りまとめ、県本部防災班に提出する。

(5) 被災児童生徒及び教科書被災状況の報告

ア. 被災児童生徒の調査

学校教育班及び各小中学校は、災害終了後速やかに児童、生徒又は父兄についての「被災児童生徒名簿」（様式71号）を作成する。また、本名簿には、住家の被害がない場合においても教科書を失った者については、調査作成する。

なお、本名簿作成に当たっての被災程度の区分は、健康福祉部で調査、作成されている調査表又は被災者台帳等による程度区分により行う。

イ. 被災教科書等調査集計

学校教育班及び各小中学校は、「被災児童生徒名簿」(様式71号)により被災教科書等を調査集計し、「被災教科書報告書」(様式72号)を作成する。

(6) 学用品の割当て及び配分

県本部の指示により、学校教育班において学用品の調達輸送を承知したときは、次の方法により児童、生徒別に割当て支給する。

ア. 割当て

学校教育班及び各小中学校は、県本部からの学用品支給基準(1人当量)の通知を受けたときは、速やかに各児童、生徒別に「学用品の給与状況」(様式74号)により割当てする。

なお、割当てに当たっては、児童、生徒の被害区分(程度)を被災者台帳による程度区分と照合し、正確を期す。

イ. 支給

学校教育班は、受領書と引換えに学用品を各児童、生徒に支給する。

なお、被災児童、生徒が縁故地への避難により支給できないときは、学校教育班において保管し、本人の登校を待って支給する。

ウ. 余剰物資の保管

学用品等を指示基準に従って配分した場合に余剰物資があったときは、県本部に対してその旨を報告するとともに、県本部からの指示があるまで厳重に保管する。

(7) その他の事務手続

学校教育班及び教育総務班は、次の諸記録を作成し、整備保管するとともに学用品の保管、配給の状況を毎日各小中学校は学校教育班へ、学校教育班は市本部へ報告する。市本部は救助日報(様式36号)により県本部へ報告する。

ア. 被災児童生徒名簿(様式71号)

イ. 被災教科書報告書(様式72号)

ウ. 学用品引継書(様式73号)

エ. 救助実施記録日計表(様式37号)

オ. 救助の種目別物資受払状況(様式38号)

9 学校給食及び応急給食の実施

(1) 被災状況の調査報告

給食関係の被害状況の掌握と、災害に伴う準要保護児童生徒の給食費補助に関する調査、報告は次による。

ア. 学校給食用物資の被害状況

学校長又は学校給食パン指定加工業者若しくは学校給食米飯指定加工業者、学校給食小麦粉指定加工業者は、学校給食用物資の被害を「学校給食用物資被害状況報告書」(様式92号)により、速やかに調査し、教育部に報告する。なお、教育部は速やかに県支部教育班に報告する。

イ. 児童、生徒被災状況調

学校長は、児童、生徒の属する世帯の被害状況を「児童生徒被災状況報告書」（様式 93 号）により速やかに調査し、教育部に報告する。なお、教育部は速やかに県支部教育班に報告する。

(2) 給食の実施

ア. 教育部は、次の事項に留意し、給食を実施する。

イ. 給食用施設、設備が浸水した場合にあっては、クレゾール水などの消毒薬を用いて拭浄するなど衛生管理に配慮する。

ウ. 給食施設、原材料等が被災し、給食が実施できないときは、速やかに応急措置を行う。

エ. 給食施設が炊出し施設に利用された場合は、学校給食と炊出しとの調整に留意する。

10 防疫措置

学校等は、地震発生時にあっては児童生徒等の保健指導を強化し、感染症の発生のおそれのあるときは、臨時に児童生徒等の健康診断を行い、患者の早期発見と早期処置に努める。なお、児童生徒等に感染症が集団発生したときは、市、県、学校医等と緊密に連絡をとり、防疫措置に万全を期す。

11 転出、転入の手続

市教育委員会は、児童生徒等の転出、転入について、状況に応じ、速やかかつ弾力的な措置をとる。また、転入学に関する他県の対応等の情報及び手続等の広報に努めるとともに、窓口を設け、問合せに対応する。

12 心の健康管理

市教育委員会は、被災した児童生徒等及び救援活動に携わった教職員に対し、メンタルケアを必要とする場合、相談事業や研修会等を実施する。

13 私立学校

私立学校においては、この応急教育対策を参考に、私立学校の管理者がそれぞれの責任の範囲において実施する。なお、私立学校の管理者は、公費負担等と関係のある事項については、次に定めるところによるものとする。

(1) 被害状況の調査

学校施設の被害があったときは、速やかにその状況を調査し、県に報告する。

(2) 被災児童生徒等の調査

児童生徒等及び教職員等の属する世帯の住家の被災状況を速やかに調査し、県に報告する。

(3) 被災生徒に対する育英補助及び授業料軽減補助

県から通知があったときは、育英補助及び授業料軽減補助を希望する被災生徒に対して周知徹底を図る。

第2項 文化財、その他の文教関係の対策

1 方針

地震災害発生時における文化財その他文教関係の応急対策を行うため、必要な措置を講ずる。

2 実施責任者

教育部

3 実施内容

(1) 被害報告

文化財、公民館その他社会教育施設等の管理者は、その施設に被害が発生したとき、被害の状況を市に報告する。

(2) 公民館その他社会教育施設の対策

市は、文化財、公民館その他社会教育施設等に地震災害が発生したときは、被害状況を県へ報告するとともに、被災施設の応急対策等を行う。なお、被災時において、公民館その他社会教育施設等は、災害応急対策のため（特に避難所、災害対策本部等）に利用される場合も少なくないため、その管理者は、その受入れ等について積極的に協力する。

(3) 文化財の対策

市は、被災文化財について、市文化財保護審議会委員等専門家の意見を参考にして、文化財的価値を可及的に維持するよう所有者あるいは管理者に被害文化財個々につき対策を指示し指導する。

第32節 大規模停電対策

1 方針

大規模かつ長期停電が生じた場合、正確な情報を迅速に提供するなど混乱の防止を図るとともに、電源車や電気自動車等の配備など応急対策を実施する。

2 実施責任者

各部局

3 実施内容

(1) 広報

市及び電気事業者は、住民や帰宅困難者からの問合せ等に対応する体制を整えるほか、住民等に役立つ次の情報について、ホームページや SNS 等により提供する。

また、情報提供は、多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮する。

ア. 停電及び停電に伴う災害の状況

イ. 関係機関の災害応急対策に関する情報

ウ. 停電の復旧の見通し

エ. 避難の必要性等、地域に与える影響

オ. 携帯電話等の充電可能な施設等の情報

カ. その他必要な事項

(2) 応急対策

市は、その状況に応じて活動体制を整え、関係機関と連携をとり、所管に係る応急対策を実施する。また復旧計画等の情報共有を図る。

(3) 通信機器の充電

市及び防災関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携し、充電機器の提供に努める。

第4章 東海地震に関する事前対策

第1節 総則

第1項 東海地震に関する事前対策の意義

東海地震の発生が予知され、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合に、地震発生に備えて地震防災上実施すべき応急の対策を混乱なく迅速に実施することにより、また、東海地震注意情報が発表された場合に、地震防災上実施すべき応急の対策の準備的行動を行うことにより、地震被害の軽減を図ろうとするものである。

「東海地震に関する事前対策」は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号、以下「大震法」という。）第6条の規定に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」）において、警戒宣言が発せられた場合にとるべき対策を中心に、必要な事項を定め、東海地震の予防体制の推進を図ることを目的とする。

なお、平成29年11月より「南海トラフ地震に関する情報」の運用が開始され、令和元年5月の内容見直しにより「南海トラフ地震臨時情報」の発表が開始されている。「南海トラフ地震に関する情報」の運用開始と併せ、東海地震に対する警戒宣言の発令は凍結されているが、東海地震に関する既存の計画等は廃止されていないことから、本章については、国の対応方針が定まった際に見直すこととする。

第2項 東海地震に関する事前対策の性質

- 1 「東海地震に関する事前対策」は、東海地震の発生に伴う被害の発生を防止し又は軽減するため、市及び防災関係機関等にとるべき事前措置の基本的事項について定める。なお、本市は「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）」第3条第1項に定める強化地域に指定されていないが、地震防災の強化を図るため強化地域に準じ、計画を策定する。
- 2 「東海地震に関する事前対策」は、一部警戒宣言前を含み、主として、警戒宣言時から地震発生までの間における事前応急対策を定める。地震発生後は、「第3章地震災害応急対策」に定めるところにより対処する。
- 3 市及び関係機関は、「東海地震に関する事前対策」に基づいてそれぞれ必要な具体的対策等を定め、その実施に万全を期す。

第3項 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び本市の地域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第1章第2節各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

第4項 東海地震に関する情報

東海地震に関する情報は、危険度が低い情報から順に「東海地震に関する情報調査情報（臨時、

定例)」、「東海地震注意情報」、「東海地震予知情報」で、次のとおり気象庁が発表する。

1 東海地震に関する調査情報（臨時、定例）

(1) 臨時

観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因について調査の状況を発表。

(2) 定例

毎月定例の判定会で評価した結果を発表（防災対応は特にない。）。

2 東海地震注意情報

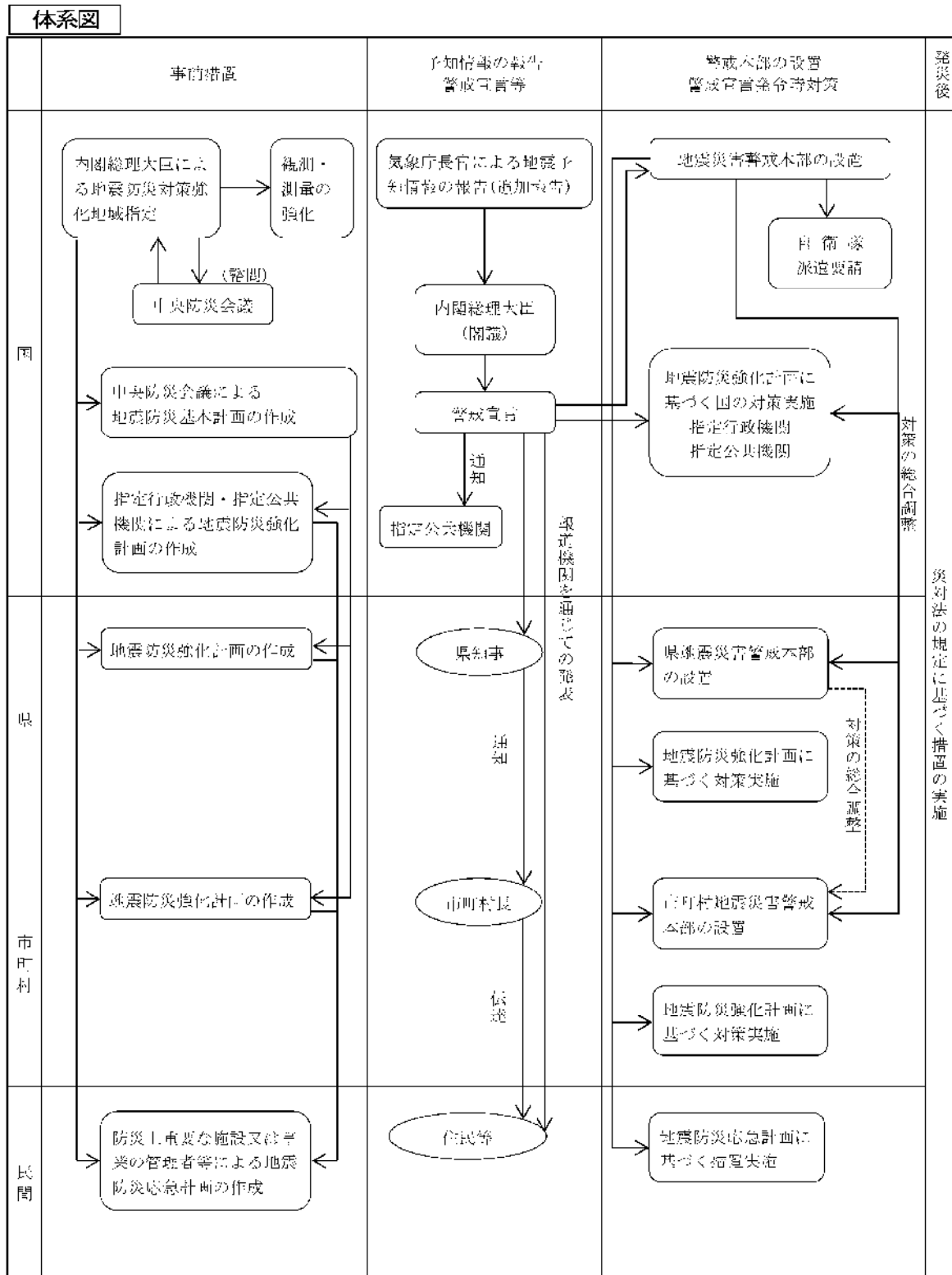
観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合に発表。

3 東海地震予知情報

東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合に発表。

第5項 東海地震に関する事前対策の体系

東海地震に関する事前対策の体系は次のとおりである。



第6項 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合の対応方針

市、防災関係機関等は、警戒宣言発令前において、東海地震注意情報（以下、「注意情報」という。）に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合、警戒宣言時対策の円滑な実施のため、時間を要する準備行動で、警戒宣言前から準備をしておくことが望ましい対策を実施する。

第7項 地震防災応急計画の作成

1 地震防災応急計画の作成

事業所等は、警戒宣言発令時等における事前対策を円滑に行うため、事前に地震防災応急対策計画を作成し、地震災害の未然防止と社会的混乱の防止を図る。

第2節 活動体制

第1項 市本部

1 地震災害警戒組織

(1) 注意情報発表時

市長は、注意情報が発表された場合、警戒宣言前からの準備的行動が実施できる体制をとる。

(2) 警戒宣言発令時

市長は、警戒宣言が発せられた場合、その地域に係る警戒宣言発令時対策を実施するため、大震法の規定に基づき、市災害対策本部を設置する。

(3) 警戒解除宣言発令時

市長は、警戒解除宣言が発せられた場合、市災害対策本部を廃止する。

体制等	東海地震の情報	人員及び体制
準備体制	東海地震に関する調査情報 (臨時)	・ 市民協働安全班 市民協働安全課長、防災担当職員2名が出勤し、情報収集活動を行う。 直ちに関係機関に連絡、招集その他の活動ができる体制とする。
第1警戒体制		
第2警戒体制 警戒本部設置	東海地震注意情報	・ 市民協働安全班 ・ 警戒本部員（部長級以上の職員等）は出勤する。 ・ 事態の推移により災害対策本部に切り替える。
第1非常体制 災害対策本部設置		
第2非常体制	東海地震予知情報	・ 全職員が定められた場所に自主招集する。

第2項 地域住民の自主防災組織

(1) 注意情報発表時

地域住民の自主防災組織は、注意情報が発表された場合、注意情報発表の地域住民への周知や警戒宣言前から準備が必要な活動を実施するものとする。

(2) 警戒宣言発令時

地域住民の自主防災組織は、警戒宣言が発せられた場合、組織的に情報の伝達、避難の実施等を行い、防災関係機関、施設等の実施する地震防災応急対策が、迅速かつ的確に実施できるよう協力し、一体的に行動するものとする。

第3節 警戒宣言・東海地震に関連する情報の伝達

1 方針

地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため、防災関係機関等は、正確かつ迅速な東海地震に関連する情報等の伝達及び居住者等に対する緊急広報を実施し、情報の収集、伝達に万全を期する。

2 実施責任者

各部局

3 実施内容

(1) 伝達する情報

ア. 「東海地震予知情報」、「東海地震注意情報」、「東海地震に関連する調査情報（臨時及び定例）」（以下「東海地震に関連する情報」という。）

イ. 警戒宣言発令

(2) 伝達主体

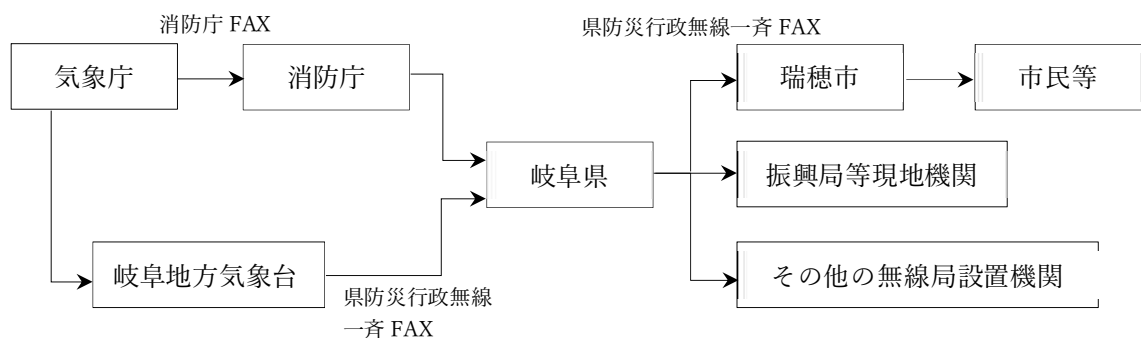
市は、東海地震に関連する情報等が発せられた場合、その内容をサイレン、広報車、同報無線等、あらゆる手段により住民に伝達する。また、テレビ・ラジオ等を通じて伝達する。

なお、この場合、東海地震に関連する情報等の意味及び居住者等がとるべき行動を合わせて示す。

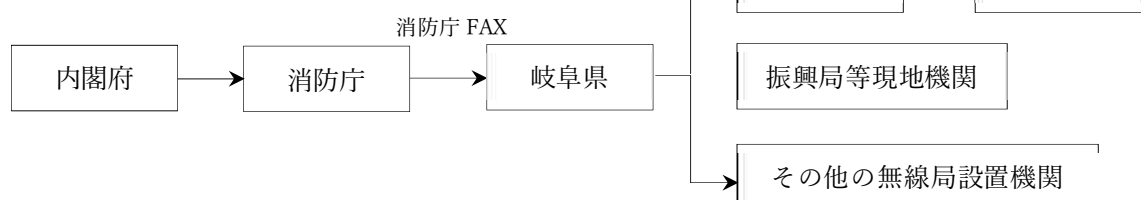
市は、東海地震に関連する情報等の内容を、観光客、買物客、通勤・通学者、外国人、障がい者等に伝達する。

(3) 伝達経路

ア. 東海地震に関する情報



イ. 警戒宣言



第4節 広報対策

1 方針

東海地震に関連する情報等が発せられた場合、東海地震に関連する情報等の周知不徹底あるいは突然の発表等に伴う社会的混乱を防止し、民心の安定を図るため、迅速、的確な広報を実施する。

2 実施責任者

各部局

3 警戒宣言時対策

(1) 広報の内容

市、防災関係機関等は、市民等に密接に関連のある事項及び民心の安定を図り、混乱の発生を防止するための事項に重点をおき、住民等が正確に理解できる平易な表現を用い、反復継続して広報する。なお、瑞穂市は強化地域には指定されていないが、的確な広報を行い、冷静かつ的確な対応を促すよう努める。

ア．東海地震に関する情報等の内容、特に市域内の震度等の予想

イ．交通規制に関する情報

ウ．ライフラインに関する情報

エ．市周辺的生活関連情報

オ．小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ

カ．応急対策を作成すべき事業所に対する計画実施の呼びかけ

キ．応急計画を作成しない事業所及び市民がとるべき措置

ク．金融機関が講じた措置に関する情報

ケ．その他状況に応じて事業所又は市民に周知すべき事項

(2) 広報の手段

市は、ラジオ、テレビ（文字放送を含む。）等報道機関への情報提供、インターネット、同報系防災行政無線、広報車、自主防災組織又は自衛消防組織等により広報を行う。

なお、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、必要に応じて、外国語による表示、冊子又は外国語放送などの様々な広報手段を活用して行う。また、聴覚障がい者に対する情報伝達にも配慮するものとする。

4 問合せ窓口

市民からの問合せの対応は、市民協働安全班が中心となり行う。

5 警戒宣言前からの準備的行動

上記の広報対策は、注意情報発表時点から実施することとし、併せて注意情報の意味や今後の推移、住民・事業所については、不要不急の旅行、出張等を自粛すべきことを広報する。

第5節 事前避難対策

1 方針

警戒宣言が発せられた場合、人命の安全を確保するため、市は地域住民の自主防災組織と連携し、県警察の協力を得て迅速、的確な避難対策を実施する。

2 実施責任者

各部共通

3 事前避難対策

(1) 事前避難の実施

市は、警戒宣言が発せられたときは、直ちに避難対象地区の住民等に対し、避難指示を行うものとする。

(2) 避難指示の内容

市は、避難対象地区、避難先、避難経路、避難指示の理由、その他必要な事項を明示して避難指示を実施する。

(3) 避難措置の周知等

ア．避難対象地区の住民等への周知の徹底

市は、避難措置を実施したときは、その内容について避難対象地区の住民等に対し、広報媒体等を通じて周知徹底を図る。

イ．県への報告等

市は、避難措置及び避難の状況等について県に報告するとともに、県警察と相互に連絡をとる。

(4) 収容施設における措置

市は、収容施設の所有者または管理者の協力を得て、避難者に対し、東海地震に関連する情報等の伝達、警戒宣言発令時対策実施状況の周知、飲料水、食料、寝具等の供与、収容施設の秩序維持、その他避難生活に必要な措置をとるよう努める。なお、避難者に対し避難生活に必要な生活必需物資等の携行を指示する場合、その旨を明示する。

(5) 事前避難体制の確立等

市は、警戒宣言発令時において、避難者が円滑かつ迅速に避難行動をとれるよう事前避難体制の確立に努めるものとする。

ア．避難体制の確立

避難に当たっては、警戒宣言の発令から地震の発生までは、比較的短時間であるということを前提に避難体制の確立を図る。

イ. 避難誘導等適切な対応

避難対象地区を単位に、あらかじめ把握した要配慮者の避難について、自治会、自主防災組織等の協力のもと実施する。また、外国人、出張者、旅行者等については、関係事業者と連携しつつ、避難誘導等適切な対応を実施する。

ウ. 避難方法

避難対象地区の住民等が避難所まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。ただし、地域ごとの実情に応じて必要最小限の車両の活用を地域内で検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努める。

(6) 避難対象地区以外の住民等の対応

警戒宣言が発せられた場合、避難対象地区外の居住者等は、耐震性が確保された自宅での待機等安全な場所で行動する。また、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、耐震性を十分に把握しておく。

市は、警戒宣言発令時において各自で食料等生活必需品を確保するよう平常時から周知徹底する。また、生活必需品を販売するコンビニエンスストア等小売店舗の営業の確保に必要な物資輸送のため、車両の確保等必要な措置を講じる。

4 警戒宣言前からの準備的行動

事前避難対策は、警戒宣言前からの準備的行動において最も重要な対策となるため、強化地域か否かに関係なく、確実に実施されることが必要である。

(1) 学校等

学校等は、必要に応じ、臨時休校措置の検討や、児童・生徒の保護者への引渡し等安全確保措置を行う。

(2) 要配慮者

各施設管理者は、高齢者、障がい者、病人等要配慮者の実情に合わせた安全施策を図る。

第6節 消防・水防

1 方針

消防機関及び水防管理団体は、警戒宣言が発せられた場合、住民等の生命、身体及び財産を保護するため、災害発生後の火災、水害及び混乱等に備える。

2 実施責任者

企画部、消防部、水防部

3 消火対策

市は、警戒宣言が発せられた場合、住民等の生命、身体及び財産を保護し、地震発生後の火災及び混乱の防止等に備えて、次の事項を重点として必要な措置を講ずる。

ア．地震に関する正確な情報の収集、必要な機関への伝達

イ．火災の防除のための警戒、必要な機関への情報の伝達

ウ．火災発生の防止、初期消火についての住民等への広報

エ．自主防災組織等の活動に対する指導

オ．施設等が実施する地震防災応急対策に対する指導

4 水害予防

市は、警戒宣言が発せられた場合、不測の事態に備えて次の必要な措置を講ずる。

ア．地震に関する正確な情報の収集、必要な機関への伝達

イ．気象情報の収集、水害予防のための出水予測や警戒、必要な機関への情報の伝達

ウ．地震と出水の同時発生が想定される場合は、重要水防箇所や液状化の予想される地区の堤防など留意すべき施設の点検や水防活動のため必要な準備

エ．水防活動に必要な資機材の備蓄量の点検や補充、国・県・市や他の水防管理団体と連絡を密にし、不測の事態への備え

5 警戒宣言前からの準備的行動

消防機関や水防管理団体は、注意情報発表の段階から、それぞれの活動に必要な物資、資機材等の点検、補充、配備等を実施するものとする。

第7節 交通対策

1 方針

警戒宣言が発せられた場合、人命の安全を図り、交通の混乱を防止するため、一般道路の交通規制、鉄道の運行制限を実施する。

2 実施責任者

都市整備部

3 警戒宣言時対策

(1) 道路危険箇所に係る管理上必要な措置

道路管理者は、道路の点検を行い危険箇所を把握し、警戒宣言が発せられた場合は、道路管理上の必要な措置をとるとともに、報道機関に依頼し広報する。

(2) 交通規制

市は、交通の混乱が予想される場合は、市民等の円滑な避難と緊急輸送を確保するため、一般道における車両の走行を必要に応じて抑制する。

(3) 運転者のとるべき措置

走行中の運転者は、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる。

ア．警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて、低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動する。

イ．車両を置いて避難するときは、できるかぎり道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切りエンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしない。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しない。

ウ．避難のために車両は使用しない。

4 警戒宣言前からの準備的行動

東海旅客鉄道株式会社は、東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転の計画を案内する。

第8節 緊急輸送対策

1 方針

緊急輸送は必要最小限にとどめるとともに、緊急輸送の対象範囲、緊急輸送車両の確認手続を定め、また緊急輸送道路、緊急輸送手段の確保を図る。

2 実施責任者

企画部、都市整備部

3 警戒宣言時対策

(1) 緊急輸送の対象範囲

緊急に輸送を必要とするものは、次による。

ア．応急対策実施要員

イ．地震防災応急対策の実施に必要な物資及び資機材

ウ．その他、県または市警戒本部が必要と認める人員、物資等

(2) ヘリコプター離着陸場の確保

市は、ヘリコプターが安全に離着陸できる場所（避難所、避難場所を除く。）を県に報告するとともに、離着陸する場合には安全の確保を図る。

(3) 輸送手段の確保

市は、地域の現況に即した車両等の調達を行う。なお、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達のあっせんを依頼する。

4 警戒宣言前からの準備的行動

市は警戒宣言時の緊急輸送対策が円滑に実施されるよう、警戒宣言発令前から車両等の確保及び各関係機関に体制の確認、また警察機関に対し交通規制の準備を要請するなどの準備的行動をとる。

第9節 物資等の確保対策

1 方針

市は、関係機関の協力のもとに警戒宣言時の避難者の救護及び災害発生後の被災者の救助に必要な物資等を確保するため、体制整備を図る。

2 実施責任者

健康福祉部、環境経済部

3 警戒宣言時対策

(1) 物資確保体制の整備

市は、警戒宣言時の避難者等の救護のための物資の確保、及び発災に備えて予想される被災者に対する救助物資等の円滑な調達を図るため、主な生産者、卸売業者、大型小売業者等の保有物資等についての在庫量を把握し、調達体制を整備するとともにこれらの業者等団体を通じ、または直接それらの業者等に対し、必要な物資等の保管及び放出準備の要請を行う。

(2) 市の食料の確保体制

市は、警戒宣言の発令とともに、地震の発生に備え、備蓄物資等を確認し、協定等を締結している関係団体等と連絡を取り、食料調達体制の確認をするとともに、食料の保有数量等の把握並びに応急給食のための要員、資機材及び運搬手段等の確保を図る。

(3) 関係指定地方行政機関の協力

ア．育児用粉乳、おにぎり・弁当・缶詰等応急食品	東海農政局（農林水産省）
イ．生活必需物資…	中部経済産業局
ウ．災害復旧用木材…	中部森林管理局

第10節 保健衛生対策

1 方針

市は、医療関係機関の協力のもとに、警戒宣言が発せられた場合、避難者等のうち病人等の応急救護並びに発災後に備えての医療及び助産、医薬品等の確保、清掃並びに防疫に関する措置を講ずる。

2 実施責任者

健康福祉部、環境経済部

3 医療・助産

(1) 警戒宣言発令時対策の概要

医療機関は、警戒宣言が発令された場合、次の措置を講ずるものとする。

ア．警戒宣言発令の周知徹底

イ．地震防災対策本部の設置、病院（診療所）の防災処置

ウ．入院患者の安全対策

エ．救急患者を除く外来診療の中止

オ．医薬品、食料、物資等の確保、医師の確保等の発災後への備え

(2) 医療救護班の編成待機

ア．市は発災後に備えて医療関係者の協力のもとに、傷病者及び助産を必要とする者に対する医療及び助産に必要な医療班の編成及び医薬品等の点検整備を行い、活動体制を整える。

イ．健康推進班は、もとす医師会、もとす歯科医師会、もとす薬剤師会に医療班の編成待機を依頼する。

(3) 医薬品等の確保

市は、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料及び医療用具の円滑な確保を図るため、市内及び近隣市町村の主な製造業者の在庫量を把握し、必要な医薬品等の保管及び放出準備の要請を行う。

4 清掃

市は、災害発生により生じるごみ、または、し尿を収集運搬するため、清掃班の編成及び車両の確保について準備する。また、指定された避難所に仮設トイレが設置できるように資機材の調達準備を行う。

5 防疫

市は、災害発生後の防疫活動に必要な防疫用資機材の整備点検及び防疫薬剤の在庫量の把握を行うとともに、防疫活動に必要な車両の確保準備等を行うものとする。

6 警戒宣言前からの準備的行動

警戒宣言発令時の医療救護対策が円滑に実施されるよう、警戒宣言発令前から、救護所の開設準備をするとともに、医療班の編成並びに派遣準備を要請する。

第11節 生活関連施設対策

1 方針

水道、電気、ガス、通信、報道及び金融に関する事業を営む機関及びその監督指導機関は、警戒宣言が発せられた場合は、地震防災応急対策及び住民の防災行動の円滑な実施を推進し、災害発生に備えて迅速な応急復旧を実施するための体制を整える。

2 実施責任者

各部局

3 水道

(1) 警戒宣言時の飲料水の供給

飲料水については、発災後の水道施設の損壊による給水不能の事態の発生に備えて緊急貯水が必要であり、水道事業者は、飲料水の供給を継続するため、浄水池や配水池の水位をできるだけ高水位に維持する。

(2) 災害応急対策の実施準備活動

ア. 給配水施設

水道事業者は、給配水施設の応急復旧用資機材の備蓄数量を確認するとともに、工事業者に対し、出動準備を要請する。

イ. 応急給水

水道事業者は、発災後の浄水作業不能の事態に備えて、浄水池、調水池又は配水池が満水となるよう運転管理する。

ウ. 資器材の調達

水道事業者は、配水池等から飲料水を運搬、供給するため給水車、容器等の給水用資機材及びろ水器、消毒薬剤、水質検査器具等を整備点検するとともに、給水班の出動態勢を整える。

4 電気

(1) 警戒宣言時の電気の供給

電気については、地震防災応急対策の実施をはじめとする全ての活動の基礎となるべきものであるため、その供給を継続し確保することが不可欠であり、電力会社は、電力需要を把握し、発電及び供給について万全を期し、必要な場合は他電力会社からの緊急融通を受け、電力の供給の継続を確保する。

(2) 災害応急対策の実施準備活動

電力会社は、災害発生に備えて応急復旧に必要な資機材の数量の確認及び必要な車両の確保を図るものとし、不足すると予想される資材について生産者、工事業者等の在庫の確認を行い、緊急確保に努めるとともに工事業者に対し出動準備を要請する。

5 ガス

(1) 警戒宣言時のガスの供給

ガス会社は、警戒宣言が発せられた場合においても、その供給の継続を確保する。

(2) 災害応急対策の実施準備活動

ガス会社は、災害発生に備えて応急復旧に必要な資機材の数量の確認及び必要な車両の確保を図るものとし、不足すると予想される資材について生産者、工事業者等の在庫の確認を行い、緊急確保に努めるとともに工事業者に対し出動準備を要請する。

6 公衆電気通信の確保

(1) 警戒宣言時の重要な通信の確保

公衆電気通信については、居住者の相互連絡、学校、県、市等への問合せ等の増大により、通信の疎通が著しく困難となる事態の発生が予想され、西日本電信電話株式会社は、通信の疎通が困難となった場合には、速やかに一般加入者等の使用をその状況に応じて適宜制限する措置をとるものとし、地震防災応急対策の実施上重要な通信の確保を図るとともに、状況に応じ災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「web171」を提供して安否確認に必要な措置をとる。また、他の通信会社は、これに準じた措置をとる。

(2) 災害応急対策の実施準備活動

西日本電信電話株式会社は、発災により通信が途絶した場合に早急に通信を確保するため、中学校等の各避難所には、事前に電話回線を設置して、避難所開設と同時に特設公衆電話として利用できるようにする。

長期停電に備えて移動用電源車を県内に配備し、電源の確保を図るものとする。

7 報道

報道関係機関は、東海地震に関連する情報等の正確かつ迅速な伝達のために不可欠であり、東海地震に関連する情報等の正確かつ迅速な報道に努める。そのため、東海地震に関連する情報等の発表及び災害発生に備え、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した報道体制の整備を図る。

なお、報道に際しては民心の安定及び混乱の防止を図るため、東海地震に関連する情報等と併せて居住者等に対し冷静かつ沈着な行動をとるよう呼びかけるとともに、居住者等が防災行動をとるために必要な情報の提供に努める。

なお、放送局にあっては、外国人、視聴覚障がい者等にも配慮を行うよう努める。

8 金融

(1) 金融機関の営業確保

金融機関の営業については、原則として平常通り行う。

なお、やむを得ず業務の一部を中止する場合においては、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告知し、顧客の協力を求める。なお、普通預金の払戻業務については、できるかぎり継続する。

(2) 金融機関の防災体制等

- ア. 金融機関の店頭の顧客及び従業員の安全の確保に十分配慮する。
- イ. 地震災害発生による被害の軽減及び発生後の業務の円滑な遂行を確保するため、危険箇所の点検、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等について適切な応急措置をとる。

(3) 顧客への周知徹底

店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発令を直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備え、店頭にその旨を掲示する。

9 警戒宣言前からの準備的行動

市は、水源地等での飲料水確保体制を確認するとともに、応急給水の準備を行う。また各ライフライン関係機関は、応急復旧の資機材等の確保や工事業者の出動体制の確保等の応急復旧体制の準備を行う。

第12節 帰宅困難者、滞留旅客に対する措置

1 方針

警戒宣言が発せられた場合、強化地域に対する交通規制や鉄道の運行停止などにより、市内に帰宅困難者や滞留旅客が発生することが予想されるため、具体的な交通規制の実施や鉄道の運行停止を踏まえて対策を講じる。

2 実施責任者

企画部、市民部、健康福祉部

3 警戒宣言時対策

警戒宣言が発令され、交通規制や鉄道の運行停止などにより、通勤、通学者の中から多数の帰宅困難者が生じた場合、原則、帰宅困難者等と関係のある企業、学校、宿泊施設において応急対策を実施する。

4 警戒宣言前からの準備的行動

市は、警戒宣言時の運行中止等の措置に関する広報を行う。また、鉄道折返し駅、観光地等の滞留者対策を確認する。

第13節 公共施設対策

1 方針

警戒宣言が発せられた場合、被災防止措置を実施し、災害発生後に備え迅速な応急復旧を実施するため必要な体制の整備を図る。

2 実施責任者

各部局

3 警戒宣言時対策

(1) 道路

道路管理者は、相互に連絡し、必要に応じて道路の応急復旧のため建設業協会に対し、出動準備体制を取るよう要請し、または建設業者、販売業者等の保有する仮設資材の在庫量の把握を行い、調達体制を整える。

(2) 河川

河川管理者及び市は、必要に応じて応急復旧に必要な水防用資器材の備蓄数量の確認及び整備点検並びに水防上注意を要する箇所の点検を行うとともに、水防管理者に対し、水防団の待機を要請し、また緊急対策協力会に対し、出動準備体制をとるよう要請する。

(3) 下水道

下水道管理者は、施設の被災状況を迅速かつ的確に把握し、次により対策を実施する。

ア. 災害対応組織の編成

職員の招集、役割分担の再確認、関係機関（警察、消防、道路管理者、電気、ガス、水道等及び他下水道管理者）との情報交換を実施する。

イ. 管渠

地震発生後の調査や緊急措置のため、資材の確保、調査用機材及び応急用機材の点検を実施する。

ウ. 処理場、ポンプ場

機械設備及び電気設備の点検を実施する。

(4) 庁舎等重要公共施設対策

庁舎等重要公共施設管理者は、庁舎等重要公共施設が災害応急対策の実施上、大きな役割を果たすため、概ね次の措置を講じるものとする。また、応急復旧に必要な資機材の調達体制を整えるとともに、必要に応じて工事業者に対し、出動準備体制をとるよう要請する。

ア. 自家発電装置、可搬式発電機等の整備点検及び燃料の確保

イ. 無線通信機器等通信手段の整備点検

ウ. 緊急輸送車両その他車両の整備点検

エ. 電算機、複写機、空調設備等の被災防止措置

オ. その他重要資機材の整備点検または被災防止措置

- カ．飲料水の緊急貯水
- キ．エレベーターの運行中止措置
- ク．出火防止措置及び初期消火準備措置
- ケ．消防設備の点検

(5) 工事中の建築物その他工作物または施設

工事中の建築物等管理者は、工事中の建築物その他工作物又は施設について、必要に応じて工事の中断等の措置を講じる。特別の必要により、補強、落下防止等を実施するに当たっては、作業員の安全に配慮する。

なお、倒壊等により、近隣の住民等に影響が出るおそれがある場合は、その居住者等に対して注意を促すとともに市に通報する。

4 警戒宣言前からの準備的行動

各公共施設管理者は、応急復旧のための資機材等の備蓄数量の点検、補充を行い、必要に応じ調達態勢を整えとともに、工事業者の出動態勢を確認する。

第14節 大規模な地震に係る防災訓練

1 方針

東海地震における事前及び応急対策、関係機関との調整の円滑化等を目的として、平常時から防災訓練を実施する。

2 実施責任者

市

防災関係機関

3 実施内容

(1) 防災訓練

市及び防災関係機関は、地震防災強化計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、地震防災対策強化地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施するものとし、少なくとも年1回以上実施する。なお、防災訓練は、警戒宣言前の準備体制から警戒宣言に伴う地震防災応急対策及び地震に対する災害応急対策を含むものとする。

(2) 訓練の検証

市及び防災関係機関は、東海地震の広域な被害に対して迅速に対応できるようにマニュアル、応援協定等の整備を行い、防災訓練を通じて検証を行うものとする。

第15節 地震防災上必要な教育及び広報に関する対策

1 方針

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

2 実施責任者

企画部、総務部、教育部

3 実施内容

(1) 職員に対する教育

市は、地震防災応急対策業務に従事する職員を中心に、警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- ア、東海地震の予知に関する知識、東海地震に関連する情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- イ、予想される地震に関する知識
- ウ、東海地震に関連する情報等が出された場合及び地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- エ、職員等が果たすべき役割
- オ、地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- カ、今後地震対策として取り組む必要のある課題

(2) 住民等に対する教育

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行う。

- ア、東海地震の予知に関する知識、東海地震に関連する情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- イ、予想される地震に関する知識
- ウ、東海地震に関連する情報等が出された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- エ、正確な情報の入手方法
- オ、防災関係機関が講じる地震防災応急対策等の内容
- カ、各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- キ、避難生活に関する知識
- ク、平素住民が実施することができる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- ケ、住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

(3) 児童、生徒に対する教育

児童生徒等、防災上重要な施設管理者等に対する教育は、第2章第2節防災思想・防災知識の普及に準じて実施する。

第5章 南海トラフ地震に関する対策

第1節 総則

第1項 南海トラフ地震に関する対策の意義

「南海トラフ地震に関する対策」は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。）第3条の規定に基づく南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）を中心に、南海トラフ地震に対して必要な事項を定め、全県一体となった南海トラフ地震に対する防災体制の推進を図ることを目的とする。

第2項 南海トラフ地震に関する対策の性質

- 1 「南海トラフ地震に関する対策」は、南海トラフ地震の発生に伴う被害の発生を防止し又は軽減するため、市のとるべき事前措置の基本的事項について定める。
- 2 「南海トラフ地震に関する対策」中、推進地域に係る部分については、南海トラフ法第6条の規定に基づく推進計画とする。

第3項 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本県の地域に係る地震防災に関し、県、県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、本県の区域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び本県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1章第2節に準ずる。

第4項 南海トラフ地震防災対策推進地域

南海トラフ特措法に基づく推進地域の指定基準は、震度6弱以上の揺れ又は3メートル以上の津波が予想される市町村である。

本県における南海トラフ地震防災対策推進地域は、次のとおり指定されている。

岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、羽島郡、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡、本巣郡、加茂郡、可児郡の区域

第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

1 方針

南海トラフ地震が発生した場合の被害の軽減を図るため、市、県及び関係機関は、あらかじめ避難所、救助活動のための拠点施設その他消防用施設をはじめ、緊急輸送道路、通信施設等各種防災関係施設について、関連事業と整合を図り、早急にその整備を図る。

2 実施責任者

各部局

3 実施内容

施設等の整備に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。建築物、構造物等の耐震化、避難場所の整備その他の整備については、第2章第16節に準ずる。

第3節 関係者との連携協力の確保

第1項 資機材、人員等の配備手配

1 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

(1) 物資等の調達手配

地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材の確保は第2章第11節により実施する。

なお、市は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のために必要な物資、資機材の供給を要請することができる。

(2) 人員の配備

市は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は県等に応援を要請する。

(3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

ア. 防災関係機関は、地震が発生した場合において、市計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の準備を行う。

イ. 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第2項 他機関に関する応援要請

他機関に対する応援要請については、第3章第4節及び第5節に準ずる。市は、円滑な応援が受けられるよう、受援に関する計画を作成し、受援体制を整えておく。

第3項 帰宅困難者への対応

帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進める。

第4項 長周期地震動対策の推進

南海トラフ地震は、震源域が広範囲にわたる海溝型地震であり、地震動の継続時間も長いと予測されるため、発生すると予想される長周期地震動の構造物に及ぼす影響について、市は、国、大学、研究機関等と連携を図りつつ、その対策について充実させるよう検討する。

第4節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

第1項 趣旨

南海トラフ沿いの大規模地震は発生形態が多様であり、確度の高い地震の予測は困難であるものの、現在の科学的知見を防災対応に活かすことは引き続き重要であることから、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表した場合の後発地震に備えたとるべき防災対応について、あらかじめ定める。

第2項 防災対応の基本的な考え方

市は、南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（内閣府（防災担当））や岐阜県南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応指針（以下「県対応指針」という。）を参考に防災対応を検討する。

住民等や企業は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合には、「自らの命は自らが守る」という防災対策の基本を踏まえ、防災対応を検討する。

住民等は、日頃からの地震への備えの再確認等を行ったうえで、日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて地震発生に注意したできるだけ安全な行動を取ることを基本とする。

また、企業は、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できるかぎり事業を継続する。

住民等	日頃からの地震への再確認の例	・避難場所・避難経路の確認 ・家族との安否確認手段の確認 ・家具の固定の確認 ・非常持ち出し品の確認 など
	できるだけ安全な行動の例	・高いところに物を置かない ・屋内のできるだけ安全な場所で生活 ・すぐに避難できる準備（非常持出品等） ・危険なところにできるだけ近づかない など
企業	日頃からの地震への再確認の例	・安否確認手段の確認 ・什器の固定・落下防止対策の確認 ・食料や燃料等の備蓄の確認 ・災害物資の集積場所等の災害拠点の確認 ・発災時の従業員の役割分担の確認 など

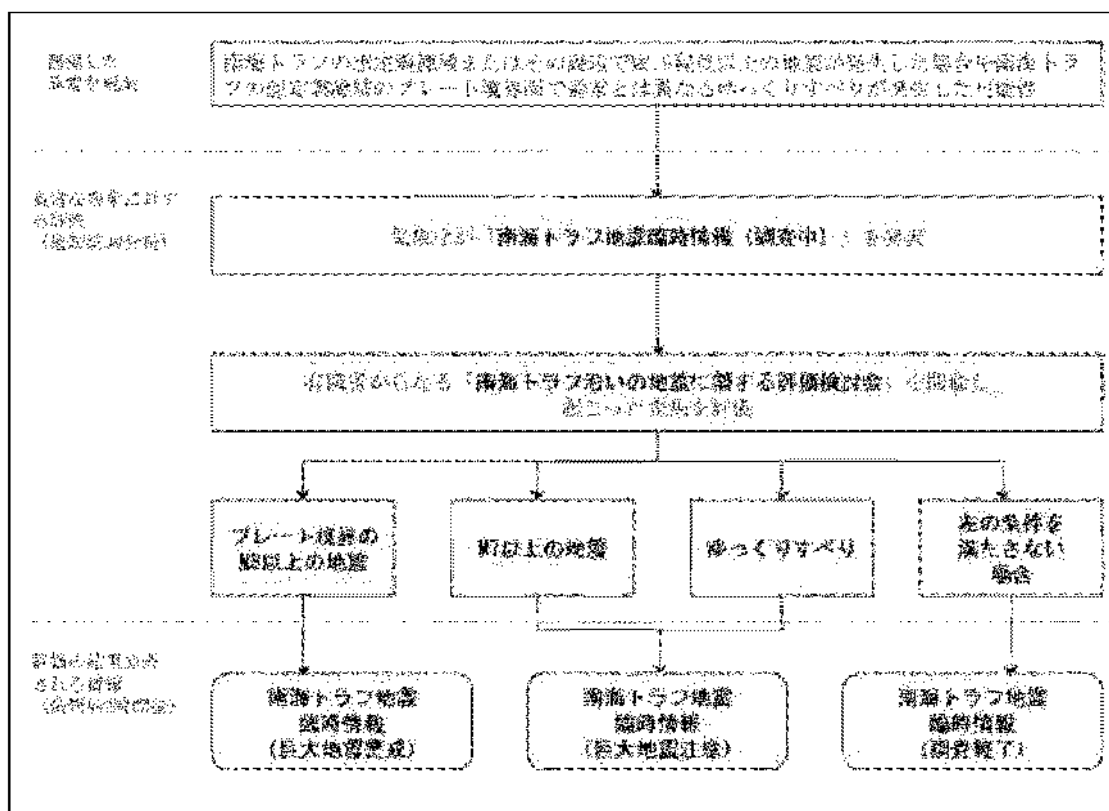
第3項 南海トラフ地震臨時情報

「南海トラフ地震臨時情報」は、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で、南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べ相対的に高まったと評価された場合に気象庁から発表される。

○南海トラフ地震臨時情報の種類

南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	監視領域内において、M7.0以上M8.0未満の地震や想定震源域内のプレート境界において、通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

○南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ



第4項 防災対応をとるべき期間

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとる。

また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

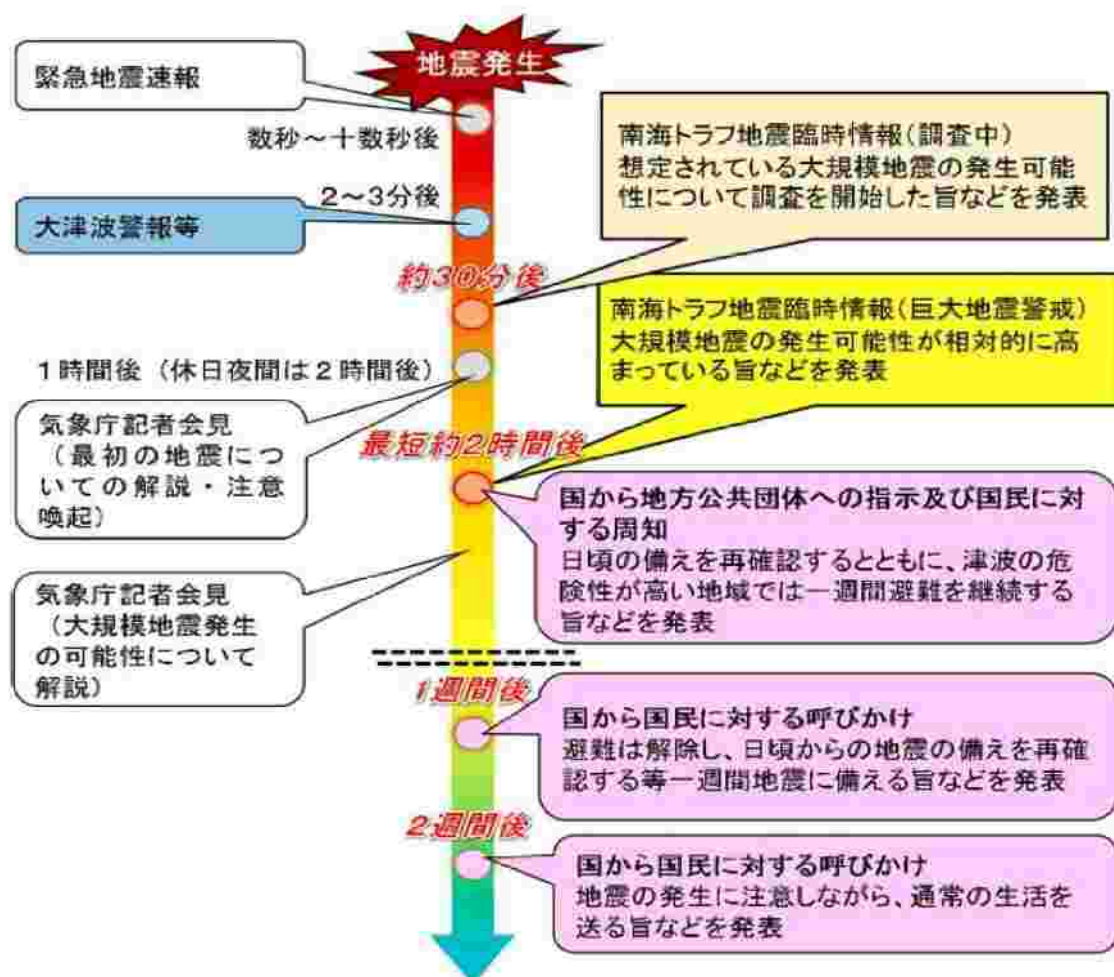
(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

○防災対応の流れ

	M8.0以上の地震	M7.0以上の地震	ゆっくりすべり
発生直後	○個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		○今後の情報に注意
(最短)2時間程度	巨大地震警戒 ○日頃からの地震への備えを再確認する等 ○個々の状況等に応じて事前の避難など避難対策を実施	巨大地震注意 ○日頃からの地震への備えを再確認する等(必要に応じて避難を自主的に実施)	巨大地震注意 ○日頃からの地震への備えを再確認する等
1週間	巨大地震注意 ○日頃からの地震への備えを再確認する等(必要に応じて避難を自主的に実施) ○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う
2週間			
すべりが収まったと評価されるまで			
大規模地震発生まで			

○巨大地震警戒対応における情報の流れ



※南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の発表後は、随時、「南海トラフ地震関連解説情報」で地震活動や地殻変動の状況を発表
「巨大地震警戒対応」における情報の流れ(出典: 国ガイドライン)

第5節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制

第1項 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」発表時

「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合、最短で2時間後に調査の結果に基づく情報が発表される。このため市は、市民協働安全班及び災害対策本部要員を招集し、災害対策本部設置の準備を行う。

第2項 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」発表後の調査結果に基づく情報発表時の体制

『巨大地震警戒』、『巨大地震注意』、『調査終了』のいずれかのキーワードを付した情報が発表されるため、キーワードに応じた対応を行う。

「南海トラフ地震臨時情報」の種類	市の対応
「南海トラフ地震臨時情報」（巨大地震警戒） ※南海トラフ沿いの想定震源内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合（いわゆる「半割れ」のケース）	非常体制（災害対策本部設置） ・気象庁からの情報、政府の緊急災害対策本部会議の結果を全庁的に情報共有 ・緊急災害対策本部長（指示）の伝達を受け、各部局からこれまでの対応状況や今後の取組を報告し、全庁的に情報を共有・確認
「南海トラフ地震臨時情報」（巨大地震注意） ※南海トラフ沿いの想定震源内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満の地震や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合	警戒体制（災害警戒本部設置） ・情報収集・連絡体制の確認 ・所管する防災上重要な施設等の点検 ・地震発生後の応急対策の確認 ・非常体制への移行の検討、準備
「南海トラフ地震臨時情報」（調査終了） ※（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合	招集の解除

1 警戒体制（災害警戒本部設置）

市は、南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき、災害警戒本部を設置し、本計画に定める災害予防、災害応急対策を実施することにより、被害の未然防止及び軽減を図る。

2 非常体制（災害対策本部設置）

市は、南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき、災害対策本部を設置し、本計画に定める災害予防及び災害応急対策を実施することにより、被害の未然防止及び軽減を図る。

なお、南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）は、南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）を経て段階的に発表されるものではなく、南海トラフ臨時情報（調査中）発表後に直接発表されることに留意する。

基 準	体制をとる部
南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき	市民協働安全班、警戒本部員 （部長級以上の職員等）
南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	全ての部（全職員）

(1) 設置場所

災害対策本部事務室は、市本庁舎3階大会議室に設置する。

(2) 解散

災害対策本部は、地震災害に係る危険がなくなつたと認めるとき、市長が解散する。

第6節 南海トラフ地震臨時情報の伝達

1 方針

南海トラフ地震臨時情報を正確かつ迅速に関係機関へ伝達するとともに、住民等に対して適時的確な広報を実施する。

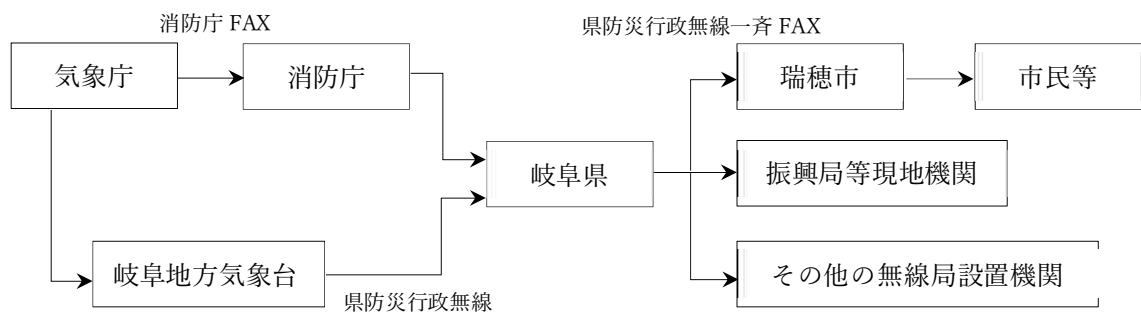
2 実施責任者

各部局

3 南海トラフ地震臨時情報の伝達

(1) 伝達経路及び方法

南海トラフ地震臨時情報の市及び防災関係機関への伝達経路及び方法は、下図のとおり。



(2) 市民等への伝達方法

南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）や緊急速報メールのほか、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、ホームページ、SNS等多様化に努め、正確かつ迅速に伝達する。

高齢者や障がい者など要配慮者に対しては、地域の自主防災組織や民生委員、消防団等「共助」の力を得るなど確実に伝達できる手段を確保する。

外国人に対しては、ホームページやSNS、外国人防災リーダーの活用等様々な手段を活用する。

(3) 市民等への伝達内容

市は、住民等へ南海トラフ地震臨時情報を伝達する際には、住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、具体的にとるべき行動（下図参照）をあわせて示す。また、交通、ライフライン、生活関連情報など住民等に密接に関係のある事項についてもきめ細かく周知する。

○具体的に取るべき行動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	発表時	・ 口頭からの地震への備えを再確認、できるだけ安全な行動をとるよう呼びかけ ・ 事前の避難を促す住民等に対し、事前の避難の呼びかけ など
	1週間後	・ 口頭からの地震への備えを再確認するよう呼びかけ ・ 事前の避難を促す住民等に対し、事前の避難の呼びかけ など
	2週間後	・ 地震の発生に注意しながら、通常の生活に戻るよう呼びかけ など
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	発表時	・ 口頭から地震への備えを再確認、できるだけ安全な行動をとるよう呼びかけ など
	1週間後	・ 地震の発生に注意しながら、通常の生活に戻るよう呼びかけ など

(4) 問合せ窓口

市は、住民等からの問合せに対応できるよう問合せ対応窓口を整備する。

第7節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の災害応急対策

第1項 避難対策

1 方針

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、地震が発生してからでは避難が間に合わない住民等の安全を確保するため、市における災害リスクに応じ、事前の避難を促すなど適切な避難対策を実施する。

2 実施責任者

各部局

3 実施内容

(1) 事前の避難

中央防災会議の南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和元年5月31日）では、後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域として市町村があらかじめ定めた地域は、後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべきとされているが、本市域には津波による浸水想定区域は無い。

一方で、県の「南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応について～住民避難の対応方針（案）～」では、耐震性が不足する住宅の居住者は、身の安全を守るための行動を取るよう呼びかけることとされている。

市は、耐震性の不足する住宅に居住する住民に対し、県対応指針を参考に、できるだけ安全な知人・親類宅や避難所に避難するなど、身の安全を守るための行動をとるよう呼びかける。

(2) 避難の呼びかけ

市は、事前の避難を促す住民等に対し、避難所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法を平時から確認し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知するものとする。

上記以外の住民等に対しては、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認など地震発生に注意した行動をとるとともに「できるだけ安全な行動」をとるよう周知する。

(3) 避難先の確保、避難所の運営

住民等の避難先については、知人宅や親類宅等への避難を促すとともに、それが難しい住民等に対しては、市が避難所を確保する。

市は、県対応指針を参考に、避難者の受入れ人数の把握、避難所の選定、避難所が不足する場合の対応についてあらかじめ検討する。

避難所の運営については、防災士やボランティア等との連携・協力のもと避難者自らが行えるよう、市は、避難所運営マニュアルに関係団体による連携体制や役割分担等を位置づけるものとする。

(4) 避難に係る食料、飲料水、生活必需品について

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時における事前の避難が被災後の避難とは異なり、ライフラインは通常どおり稼働し、商業施設等も通常どおり営業していると想定されることから、市は、「自らの命は自ら守る」という防災対策の基本を踏まえ、次の事項について住民等へ周知するものとする。

- ア. 住民等の避難は、知人・親類宅等への避難が基本であること
- イ. 知人・親類宅等への避難が困難な避難者に対しては、市が避難所を確保すること
- ウ. 避難に必要な食料や生活用品等は、避難者が各自で準備するのが基本であること
- エ. 避難所の運営は避難者自らが行うことが基本であること

(5) 学校等

学校等は、県対応指針を参考に、個々の状況に応じて臨時休業措置の検討や児童生徒等の保護者への引渡し等安全確保措置を講じる。

第2項 関係機関のとりべき措置

1 方針

関係機関は、住民等の混乱防止や住民等が日常生活を行えるよう事業継続のための対策を実施する。

2 実施責任者

各部局

3 消防機関

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、市民等の生命、身体及び財産を保護し、地震発生後の火災及び混乱の防止等に備えて、次の事項を重点として必要な措置を講ずる。

- ア. 地震に関する正確な情報の収集、必要な機関への伝達
- イ. 火災の防除のための警戒、必要な機関への情報の伝達
- ウ. 火災発生の防止、初期消火についての住民等への広報
- エ. 自主防災組織等の活動に対する指導
- オ. 施設等が実施する地震防災応急対策に対する指導

4 水防機関

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、不測の事態に備えて、次の必要な措置を講ずる。

- ア. 地震に関する正確な情報の収集、必要な機関への伝達
- イ. 気象情報の収集、水害予防のための出水予測や警戒、必要な機関への情報の伝達
- ウ. 地震と出水の同時発生が想定される場合は、重要水防箇所や液状化の予想される地区の堤防など留意すべき施設の点検や水防活動のために必要な準備

エ. 水防活動に必要な資機材の備蓄量の点検や補充、国・県・市や他の水防管理団体と連絡を密にし、不測の事態への備え

5 水道

飲料水については、発災後の水道施設の損壊による給水不能の事態の発生に備えて緊急貯水が必要であり、市及び水道事業者は、飲料水の供給を継続するため、浄水池や配水池の水位をできるだけ高水位に維持する。

また、発災後の断水に備えて市民等が行う緊急貯水による水需要の増加に対応するため、給排水設備を最大限に作動させ、飲料水供給の継続を確保する。

6 電気

電気については、地震防災応急対策の実施をはじめとする全ての活動の基礎となるべきものであるため、その供給を継続し確保することが不可欠であり、電力会社は、電力需要を把握し、発電及び供給について万全を期し、必要な場合は他電力会社からの緊急融通を受け、電力の供給の継続を確保する。

7 ガス

ガス会社は、必要なガスを供給する体制を確保する。また、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講じるものとし、その実施体制を定める。

8 通信

電気通信事業者は、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うため、通信の維持に関する必要な体制を確保する。

また、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等を行う。

9 放送

放送は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な伝達のために必要不可欠であることから、放送事業者は、正確かつ迅速な報道に努める。

このため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図る。

なお、報道に際しては民心の安定及び混乱の防止を図るため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等と併せて居住者等に対し冷静かつ沈着な行動をとるよう呼びかけるとともに、居住者等が防災行動をとるため必要な情報の提供に努める。なお、放送局にあっては、外国人、視聴覚障がい者等にも配慮を行うよう努める。

10 金融

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び後発地震の発生に備えた、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置をとる。

なお、店内の顧客に対しては、南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）等の発表を直ちに伝達するとともに、その後の来店客にも、その旨を確実に伝達する。

11 交通

(1) 道路

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、交通規制等の交通対策情報について周知を行う。

(2) 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行う。

あらかじめ、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報について情報提供するものとする。

(3) 滞留旅客等への対応

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定める。

12 市自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する道路、河川、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、学校等の次の管理上の措置、体制をとる。なお、具体的な措置の内容は施設ごとに定める。

（各施設に共通する事項）

ア. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

イ. 入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ. 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ. 出火防止措置

オ. 水、食料等の備蓄

カ. 消防用設備の点検、整備

キ. 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなど情報を入手するための機器の整備

ク. 各施設における緊急点検、巡視

（個別の施設ごとの措置）

ア. 学校等にあつては、次の掲げる事項

 a. 児童生徒等に対する保護の方法

- b. 事前の避難を促す地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

イ. 社会福祉施設にあっては、次に掲げる事項

- a. 入所者等の保護及び保護者への引継ぎの方法
- b. 事前の避難を促す地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

(2) 道路・河川等

ア. 道路

道路管理者は、相互に連絡し、必要に応じて道路の応急復旧のため建設業協会に対し、出動準備体制を取るよう要請し、または建設業者、販売業者等の保有する仮設資材の在庫量の把握を行い、調達体制を整える。

イ. 河川

河川管理者は、必要に応じて応急復旧に必要な水防用資機材の備蓄数量の確認及び整備点検並びに水防上注意を要する箇所の点検を行うとともに、水防管理者に対し、水防団の待機を要請し、また緊急対策協力会に対し、出動準備体制をとるよう要請する。

ウ. 下水道

下水道管理者は施設の被災状況を迅速かつ的確に把握し、次により対策を実施する。

a. 災害対応組織の編成

職員の招集、役割分担の再確認、関係機関（警察、消防、道路管理者、電気、ガス、水道及び他下水道管理者）との情報交換を実施する。

b. 管渠

地震発生後の調査や緊急措置のための資材の確保、調査用機材及び応急用機材の点検を実施する。

c. 処理場、ポンプ場

機械設備及び電気設備の点検を実施する。

(3) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部が設置される庁舎の管理者は、(1)の共通事項に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

- a. 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- b. 無線通信機等通信手段の確保
- c. 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- d. 市推進計画に定める避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

(4) 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について、安全確保上実施すべき措置を講じる。特別の必要により、補強、落下防止等を実施するに当たっては、作業員の安全に配慮する。

なお、倒壊等により、近隣の市民等に影響が出るおそれがある場合は、その市民等に対して注意を促すとともに市に通報する。

第8節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の災害応急対策

1 方針

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合に、住民等が個々の状況に応じて地震発生に注意した防災行動をとれるよう対策を実施する。

2 実施責任者

各部局

3 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源内のプレート境界において M7.0 以上 M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50 km程度までの範囲で M7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

4 市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第9節 防災訓練

1 方針

南海トラフ地震における応急対策及び関係機関との調整の円滑化等を目的として、平常時から防災訓練を実施する。

2 実施責任者

各部局

3 防災訓練

市及び防災関係機関は、推進計画の熟知、関係機関及び住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練等、南海トラフ地震を想定した訓練を少なくとも年1回以上実施するよう努める。

4 訓練の検証

市及び防災関係機関は、南海トラフ地震の広域的な被害に対して速に対応できるようにマニュアル、応援協定等の整備を行い、防災訓練を通じて検証を行う。

5 その他

その他必要な事項は、第2章第3節に準ずる。

第10節 地震防災上必要な教育及び広報に関する対策

1 方針

市は、県、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

2 実施責任者

各部局

3 職員に対する教育

市は、職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を行う。なお、この教育については各部で実施する。

ア. 南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

イ. 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

ウ. 地震及び津波に関する一般的な知識

エ. 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的なとるべき行動に関する知識

オ. 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割

カ. 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

キ. 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

4 住民等に対する教育

市は、住民等に対する教育を実施する。なお、この防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行う。

また、外国人に対しても関係機関と協力し、防災教育を行うものとする。

ア. 南海トラフ地震臨時情報の内容及び臨時情報が発表された場合の具体的なとるべき行動

イ. 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

ウ. 地震及び津波に関する一般的な知識

エ. 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

オ. 正確な情報の入手方法

カ. 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

キ. 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識

ク. 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

ケ. 住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容及実施方法

コ．住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

4 相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第6章 地震災害復旧

第1節 復旧・復興体制の整備

第1項 基本方針

発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、市及び県が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の普及等を図り、より安全に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により、地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図ることを基本理念とし、市が主体となって、住民の意向を尊重しつつ協働して計画的に行い、国はそれを支援する。

被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

第2項 復旧・復興の基本方針の決定

1 基本方針の決定

大規模な地震災害が発生した場合には、復旧・復興に向けた具体的な指針、基本目標等を検討し速やかに復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制整備、地域住民への計画内容の周知、情報提供等を行う。

2 復旧・復興計画の策定

市は、被災の状況、地域の特性及び関係公共施設管理者等の意向を勘案しつつ、復旧・復興計画を作成する必要があると判断した場合には、住民の意向を尊重しつつ、可及的速やかに計画を作成する。

また、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できるかぎり早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供可能の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

市は必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

3 人的資源等の確保

市は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。国及び県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんに努めるものとする。

4 コミュニティ拠点の形成

市は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

5 被災者支援への備え

被災者支援制度は、本章第5節に記載する内容をはじめ多岐に渡ることから、市は、発災時に被災者に支援制度に関する情報を迅速に提供するとともに、円滑に支援制度を運用できるよう、支援制度を取りまとめた資料をあらかじめ作成しておくものとする。

第2節 公共施設災害復旧事業

1 方針

公共施設等の復旧は、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、実情に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能回復に努める。

なお、被災の状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案したうえで、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図るための計画についても検討する。

2 実施責任者

各部局

3 災害復旧事業の種類

災害復旧事業の種類は、次のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業

- ア. 河川災害復旧事業
- イ. 海岸災害復旧事業
- ウ. 砂防設備災害復旧事業
- エ. 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- オ. 地すべり防止施設災害復旧事業
- カ. 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- キ. 道路災害復旧事業
- ク. 下水道災害復旧事業
- ケ. 公園災害復旧事業

(2) 農林水産業施設災害復旧事業

(3) 都市災害復旧事業

(4) 水道災害復旧事業

(5) 住宅災害復旧事業

(6) 社会福祉施設災害復旧事業

(7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業

(8) 学校教育施設災害復旧事業

(9) 社会教育施設災害復旧事業

(10) その他の災害復旧事業

4 災害復旧事業の方針

(1) 実施体制

市、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等は、災害復旧事業を早急に実施するため、適正な人員の配備や応援及び派遣活動について、必要な体制を整える。

(2) 災害復旧事業計画

市は、国又は県が費用の全部又は一部を負担し、若しくは補助するものについて、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、事業費の決定及び査定を速やかに受けられるよう努める。

(3) 緊急調査の促進

施設の被害程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急調査が実施されるよう努める。

(4) 事業時間の短縮

関係機関は、事業計画の策定に当たり、災害の状況や発生原因等を考慮し、速やかな効果が発揮できるよう、十分に連絡調整を図り事業時間の短縮に努める。

(5) 事業の促進

災害復旧事業に決定した施設は、早期に事業効果が得られるよう促進に努める。

第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

1 方針

地震災害に伴う災害に対して早急な復旧を図るために、多方面に及ぶ国の支援は不可欠であり、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づき援助される事業の早期指定を受けるため、市は早期な災害情報の収集や国への働きかけを行う。

2 実施責任者

各部局

3 法律等により一部負担又は補助するもの

(1) 法律

- ア. 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ. 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ. 公営住宅法
- エ. 土地区画整理法
- オ. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- カ. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- キ. 予防接種法
- ク. 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ケ. 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- コ. 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

(2) 要綱等

- ア. 公立諸学校建物その他災害復旧費補助
- イ. 都市災害復旧事業国庫補助
- ウ. 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助

4 激甚災害に係る財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア. 公共土木施設災害復旧事業
- イ. 公共土木施設災害関連事業
- ウ. 公立学校施設災害復旧事業
- エ. 公営住宅等災害復旧事業
- オ. 生活保護施設災害復旧事業
- カ. 児童福祉施設災害復旧事業
- キ. 老人福祉施設災害復旧事業
- ク. 身体障害者更生援護施設災害復旧事業

- ケ．知的障害者援護施設災害復旧事業
- コ．婦人保護施設災害復旧事業
- サ．感染症指定医療機関災害復旧事業
- シ．感染症予防施設事業
- ス．堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
- セ．湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア．農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ．農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ．開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ．天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ．森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ．土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- キ．共同利用小型漁船の建造費の補助
- ク．森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ア．中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ．小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
- ウ．事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の特別の財政援助及び助成

- ア．公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ．私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ．市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- エ．母子及び寡婦福祉資金法による国の貸付けの特例
- オ．水防資材費の補助の特例
- カ．り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- キ．公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ク．雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第4節 被災者の生活確保

1 方針

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための枠組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずる。

被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用した見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

2 実施責任者

各部局

3 被災者への生活再建等の支援

(1) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け

市は、「瑞穂市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成15年条例第69号）」に基づき、災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、災害援護資金の貸付けを行う。

(2) 災害見舞金の支給

市は、「瑞穂市災害見舞金支給要綱」に基づき、災害により被害を受けたときは、この要綱に定めるところにより、災害見舞金を支給する。ただし、「被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）」又は「瑞穂市災害弔慰金の支給等に関する条例」の適用を受けたときは、この要綱による支給は行わない。

(3) 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

また、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

(4) 罹災証明書・罹災届出証明の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書（様式34号）の交付の体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、罹災証明書は被災者支援の適切かつ円滑な実施に重要な役割を果たすことから、平常時から罹災証明事務処理マニュアルの作成、被害認定調査に従事する職員の育成、研修の

実施に努める。

住家等の被害の程度を調査する際は、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

(5) 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳（様式 33 号）を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

なお、平常時から被災者台帳の作成のための被災者支援システムを適切に管理するとともに、台帳作成時に個人番号を利用する際の留意点やシステム操作に関する研修など、迅速な台帳作成を行うための体制の確保に努める。

(6) 被災者生活の再建支援

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

4 租税の徴収猶予及び減免

(1) 市税の減免

ア．市民税の減免

イ．固定資産税の減免

(2) 国民健康保険税の減免

(3) 障がい福祉サービスに要する介護給付費の支給割合の増

(4) 後期高齢者医療保険料の減免

(5) 介護保険料の徴収猶予、減免

5 働く場の確保

市は、被災者の雇用に関する相談について、国、県に対して失業者に対する職業斡旋の要望措置等を行う。

なお、市は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる実施する。

6 生活保護制度の活用

市は、生活に困窮し、生活保護を必要とする世帯に対し、民生委員等と連絡を密にし、速やかに生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）を適用する。

7 生活必需物資、復旧資材等の供給確保

市、県及び関係機関は、被災地域において住民の不安と動揺を沈静化し、生活秩序の回復と復興を着実にしていくためにも、生活必需物資、復旧用建築資材等の供給の確保を図るとともに、物資の需給・価格動向を調査監視し、物価の安定を確保する。

第5節 被災中小企業の振興

1 方針

被災中小企業の自立を支援し、財政支援により早急な再建への道を開くことが必要であり、被災中小企業の被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずる。

2 実施責任者

環境経済部

3 支援体制

市は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

4 自立の支援

市、県及び防災関係機関は、災害復旧貸付等により、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行い、被災中小企業の自立を支援する。

また、市及び県は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

5 各種対策

- (1) 日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等の貸付条件の緩和措置
- (2) 再建資金の借入れによる債務の保証に係る中小企業信用保険について別枠の担保限度の設定、てん補率の引上げ及び保険率の引下げ
- (3) 災害を受ける以前に貸付けを受けたものについての償還期間の延長等の措置
- (4) 事業協同組合等の共同施設の災害復旧事業に要する費用についての補助
- (5) 貸付事務等の簡易迅速化
- (6) 被災関係手形の期間経過後の交換持出し、不渡処分 of 猶予等の特別措置
- (7) 租税の徴収猶予及び減免
- (8) 労働保険料等の納付の猶予等の措置
- (9) その他各種資金の貸付け等必要な措置

第6節 農林漁業関係者への融資

1 方針

被災農林漁業者の施設の災害復旧及び経営の安定を図ることが必要であり、被災農林漁業者の被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずる。

2 実施責任者

環境経済部

3 災害関連資金の融資等

市、県及び防災関係機関は、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者の経営維持安定に必要な資金について、日本政策金融公庫資金等の円滑な融通、既借入金の償還猶予等の措置を行うとともに、農林漁業者へ資金の周知、資金相談対応を行う。

4 各種対策

- (1) 天災融資法による資金
- (2) 農業災害緊急支援資金
- (3) 農業災害緊急支援特別資金
- (4) 農林漁業セーフティネット資金
- (5) 農業経営基盤強化資金ほか
- (6) 農業基盤整備資金
- (7) 農林漁業施設資金
- (8) 林業基盤整備資金